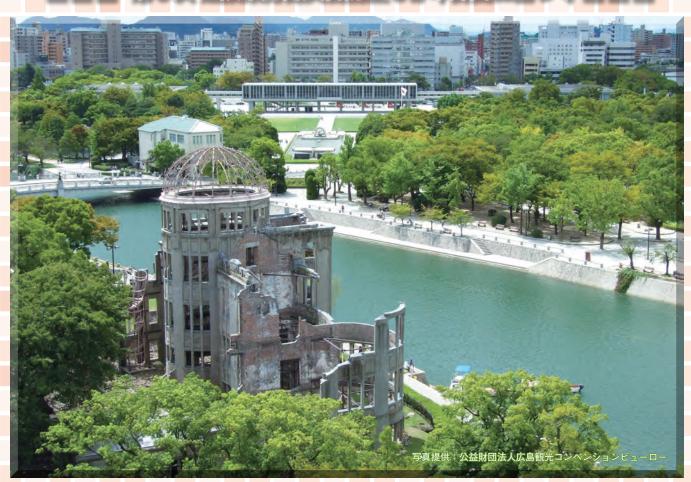
建設の安全

◆号外◆

令和5年度

建設業労働災害防止対策実施事項

■■■ 第9次 建設業労働災害防止5か年計画に基づく ■■■











4つの補償制度



で災害のトータル補償

新労災(傷害プラン)補償制度

(事業活動総合保険)

労働者の業務中のケガと労災訴訟によるご加入者の 賠償責任を補償

- ★下請負人も補償対象
- ★保険金は政府労災保険の認定を待たずにお支払いが可能
- ★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能



入通院臨時費用補償特約新設

A CHILD

第三者賠償補償制度

(賠償責任保険に請負業者・生産物等の各種特約をセット)

工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故によって、 第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、 法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 を補償

★地盤崩壊や仕事の目的物自体の損害等もオプションで補償



受託者賠償特約新設

労災上積み補償制度

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金制度)

政府労災保険の上乗せとして、被災者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害を補償

- ★下請負人も補償対象
- ★入院見舞金制度

0

0

★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能

a mana

建築・土木・組立工事補償制度

(建設工事保険に各種特約をセット)

火災・台風・雪災・施工ミスなど、工事現場において、工事期間中に不測かつ突発的な事故により、工事対象物等に生じた損害について補償

★工事現場のみならず、対象工事専用の工事現場外の仮 設置場、仮設倉庫も対象





工事全体が補償対象となる

「甲型」Vエ事スポット契約」

をお薦めします!

詳しくは、こちらの パンフレット30ページをご覧ください。▶▶▶



この広告は、制度の概要です。詳しい内容につきましては、下記または取扱代理店までお問い合わせください。

一般社団法人 全国建設業労災互助会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツワ小川町ビル5階 TEL 03-3518-6551 FAX 03-3518-6585

補償まるわかり動画 配信中





■取扱(幹事)代理店:緑富士株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3 - 7 - 1 ミツワ小川町ビル7階 TEL 03-5244-5360 FAX 03-5577-2808 ■引受(幹事)保険会社:損害保険ジャパン株式会社

団体•公務開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 TEL 03-3349-5401 FAX 03-6388-0160

受付時間はいずれも平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

令和5年度 建設業労働災害防止対策実施事項 目次

I 趣	旨	···2	5.	建設現場における「新ヒヤリハット報告」	
Ⅱ 基:	本方針······	2		の活用 3	,Δ
Ⅲ 会!	員が実施する重点事項	3	6.	快適な職場環境の形成・・・・・・3	4
₩ 建	設現場における主要災害防止の具体的対策	7 IV-	- 5	自然災害からの復旧・復興工事における	
				具体的対策 3	5
	三大災害絶滅のための具体的対策 ····・	7.7	協会	☆が推進する重点事項 3	ϵ
	・墜落・転落災害の防止······	,,,			
	建設機械・クレーン等災害の防止		Ι.	労働災害防止にかかる各種広報・ 啓発活動の展開······ 3	,
3,	. 倒壊・崩壊災害の防止		2	リスクアセスメントの確実な実施の促進・・・ 3	
IV-2				建設業労働安全衛生マネジメントシステム	
	具体的対策	19	٥.	(コスモス) の導入促進 3	
	· 交通労働災害の防止·······		1	重篤度の高い労働災害を減少させるための	
	飛来・落下災害の防止	19	ᇽ.	重点対策の推進 3	
	. 電気による災害の防止		5	安全衛生教育の推進	
	. 火災・爆発災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20		安全衛生調査研究活動の推進 3	
	. 木材加工用機械災害の防止	21		安全衛生活動に対する指導・支援等の	
	・転倒災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<i>L</i> 1	<i>'</i> •	推進	3
	荷役運搬等による災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8	労働者の健康確保対策の推進・・・・・・・ 3	
	低層住宅建築工事における災害の防止…	22		高年齢労働者の労働災害防止対策の推進・・・3	
	, ずい道・坑内災害の防止	22		第60回全国建設業労働災害防止大会 … 3	
	. 土石流等による労働災害の防止	23		ずい道等建設労働者健康情報管理システム	
	. 建設業附属寄宿舎の火災の防止	24	11.	の運用による健康確保の推進 3	
	. 不安全行動による災害の防止		12	高度安全機械等導入支援補助金事業の	
	. 公衆災害の防止	2 4	12.	的確な実施 3	C
	. 積雪・雪崩災害の防止		13	労働災害防止のためのICT活用	
	自然災害における緊急事態発生時の対応・・・	25	10.	データベースの推進 3	C
16	. 局地的な大雨による災害の防止	25	14	協会が主唱する各種運動等 3	
	3 職業性疾病予防のための具体的対策 …	25			
	. 粉じん障害の防止	23		第 9 次計画の概要······· 4 第 9 次計画の期間······ 4	
	. 石綿障害の予防	20		第9次計画の月標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.	. ガラス繊維及びロックウールによる			新り次計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	粉じん障害の防止	20		計画の重点事項······· 4	
	. ダイオキシン類のばく露防止	20		計画の基点事項 4 会員が実施する重点事項 4	
	. 振動障害の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27		会員が実施する重点事項············ 4 協会が実施する重点事項··········· 4	
	. 化学物質のリスクアセスメント	2)	О.	励会が美施りる里点争項・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	: 3
	. 有機溶剤中毒の予防				
	. 酸素欠乏症等の防止		資	料	
	. 腰痛の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		令和]4年度における建設業の安全衛生対策の	
	. 熱中症の予防	•	推進	崖に係る関連通達等4	.4
11	. その他の障害防止	³² 2 §	建設	g業における労働災害の発生状況 4	.7
IV- 4	1 心身の健康確保のための具体的対策 …	33 3 1	店社	t・作業所安全衛生計画(作成例) 5	2
1.	. 健康の保持増進等の推進	33 4 3	建設	2業における資格・選任・指名等の	
2.	. 過重労働による健康障害の防止	33	必要	5	4
3.	. メンタルヘルス対策の推進	33 5 :	令和]5年 安全衛生行事等予定表 5	6
4.	. 建設現場におけるメンタルヘルス・				
	職場環境改善の推進	33			

令和5年度 建設業労働災害防止対策実施事項

I 趣 旨

本年度は、国の第 14 次労働災害防止計画(以下、「14 次防」という。)を踏まえ当協会が策定した第 9 次建設業労働災害防止 5 か年計画(以下、「第 9 次計画」という。)の初年度にあたる。

第9次計画を踏まえ、本年度に協会及び会員が取り組むべき、安全衛生活動の具体的な措置を取りまとめた令和5年度建設業労働災害防止対策実施事項(以下、「実施事項」という。)を策定した。 防災・減災対策や社会インフラ整備など社会経済の基盤を担う建設業に携わる方々が、安全で安心して働けるよう、実施事項に取りまとめた安全衛生活動を積極的に取り組むこととする。

会員各位におかれては、実施事項に基づき、経営トップの明確な安全衛生方針のもと、各企業の 実態に即した安全衛生計画を策定し、実効ある安全衛生活動を積極的に推進することとする。

Ⅱ 基本方針

協会及び会員は、国の14次防を踏まえ策定した「第9次計画」及び「建設業労働災害防止規程」(以下「災防規程」という。)に基づき、「第9次計画」に掲げている目標を達成するため、次の基本方針を定め、自主的な安全衛生活動を推進する。

- (1) 第9次計画の周知徹底
- (2) 災防規程の遵守の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実施の促進
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の導入促進
- (5) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (6) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進
 - ① 墜落・転落災害防止対策
 - ② 建設機械・クレーン等災害防止対策
 - ③ 斜面崩壊災害防止対策
 - ④ 交通労働災害防止対策
 - ⑤ 化学物質による健康障害防止対策
 - ⑥ 石綿障害予防対策
 - ⑦ 熱中症予防対策
- (7) 安全衛生教育の推進
- (8) 労働者の健康確保対策の推進
- (9) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進
- (10) 自然災害に係る復旧・復興工事等における安全衛生対策の推進
- (11) 全国大会等、集合形式の安全衛生活動の推進
- (12) 労働安全衛生関係情報の共有化の促進
- (13) 一人親方等の安全衛生管理の推進

Ⅲ 会員が実施する重点事項

II に掲げる基本方針のもと、次の事項を重点として、それぞれの実情に即した自社の労働災害防止計画を定め、自主的な安全衛生活動を推進するものとする。

1 第9次計画及び災防規程の遵守

2 安全衛生管理体制の確立

- (1) 店社及び作業所の安全衛生管理体制の確立を図る。
- (2) 店社及び作業所の年度(年間)安全衛生計画を策定し、推進する。
- (3) 店社における作業所の安全指導、支援体制を確立する。
- (4) 工事計画段階における安全性の確保及び事前審査体制を確立する。
- (5) 中小規模作業所における統括安全衛生管理体制を確立する。
- (6) 作業所において「職長会」を組織する等、事業者の自主的な安全衛生活動を支援する。

3 リスクアセスメントの確実な実施

- (1) 「リスクアセスメント建設業版マニュアル」に基づいて事業場内の体制を整備し、設計段階や計画段階においてリスクアセスメントを確実に実施する。特に、墜落・転落の危険性のある作業については、リスクアセスメントを確実に実施し、危険有害要因を排除する。
- (2) リスクアセスメント実施に必要な機械等の仕様書、災害事例等の情報を入手し、その結果を作業計画・作業手順、安全工程打合せに反映し、その実施を確認する。
- (3) 化学物質を取り扱う作業においては、リスクアセスメント実施の義務対象物質はもちろん、リスクアセスメント実施の義務対象になっていない化学物質などについても危険性または有害性が 把握されている場合には、必要な情報 (SDS 等) を入手してリスクアセスメントを実施する。
- (4) リスクアセスメントを実施する能力を有する労働者を養成する。
- (5) リスク低減措置を実施するための安全衛生経費の確保に努める。

4 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (コスモス) の導入等

- (1) 建設事業者の安全衛生管理水準の向上を図るため、コスモスガイドラインに基づくシステムの導入に努める。
- (2) コスモス認定企業においては、経営トップ等と労働者が一体となってシステムの実施・定着を図るため、システム構築担当者及びシステム監査者の能力向上、関係労働者に対するシステムの理解促進など、コスモスガイドラインの教育等の機会を設けるよう努める。

また、適切な内部監査を実施し、必要に応じ改善を行うなどスパイラルアップを図る。

5 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の実施

- (1) 三大災害絶滅のための共通対策
 - ① 設計段階や計画段階等におけるリスクアセスメントの確実な実施
 - ② ①による危険な作業の廃止や変更及びより安全な作業方法への変更
 - ③ より安全な機材の使用
 - ④ 安全点検の確実な実施
 - ⑤ 作業手順の確立と遵守
 - ⑥ 表示等による注意喚起(危険の見える化等の推進)
 - ⑦ 作業に即した安全衛生教育の充実
 - ⑧ 危険予知活動のマンネリ化の防止
 - ⑨ 安全衛生保護具の着用と正しい使用
- (2) 墜落・転落災害防止対策
 - ① リスクアセスメントの実施

建設業における墜落・転落災害に対しては、従前より、各種災害防止対策を実施しているにも 関わらず、建設業における死亡災害に占める割合は依然として高いことから、設計や計画の作業 の計画段階においてリスクアセスメントを実施し、高所での作業を必要としない若しくは高所で の作業が少なくて済む工法や作業方法を採用するなど、危険有害要因を根本から除去する。

② 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策及び安全帯使用の徹底

高さが2m以上の箇所で、墜落・転落により作業者に危険を及ぼすおそれがある場合には、 作業床の設置、作業床の端および開口部等に囲い、手すり、覆い等を設ける。

これらの設置が困難な場合には、安全帯取り付け設備の設置、防網を張り、作業者に墜落制止用器具(以下、「安全帯」という)を使用させるなど、作業者の危険を防止するための措置を講じるとともに、高さが5mを超える箇所で作業を行わせる場合には、墜落時に胴ベルト型と比較して身体への衝撃が少ないフルハーネス型の安全帯を使用させる。この場合、フルハーネス型・胴ベルト型いずれの安全帯においても構造規格に適合したものを使用し、使用にあたっては使用前点検を実施する。併せて、フックの掛け替え時には、二丁掛け安全帯を確実に使用させる。

フルハーネス型安全帯の使用にあたって必要となる「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」の確実な受講を推進する。

③ 墜落・転落災害撲滅キャンペーンへの取り組み

第9次計画中の8月1日から9月10日までの期間を「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」 として、足場からの墜落・転落災害の撲滅に向けて重点的に取り組むとともに、墜落・転落の 可能性のある全ての場所で以下の重点対策を実施する。

- ア 各種足場では「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施
- イ 低層住宅工事等では「足場先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施
- ウ 高所作業時における安全帯は、原則としてフルハーネス型安全帯を使用
- (3) 建設機械・クレーン等による災害防止対策
 - ① 各建設機械の種類ごとの安全対策の充実
 - ② センサー機能による危険感知システムや転倒時等における運転者の防護装置(ROPS)等の 採用等、建設機械・クレーン等の本質安全化の推進
 - ③ 周辺作業者への危険体感教育等(運転席での死角の確認等)の実施
 - ④ 運転席でのシートベルトの完全着用
 - ⑤ 作業指揮者や誘導者の適切な配置
- (4) 斜面崩壊災害防止対策
 - ① 小規模掘削工事での「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施
 - ② 斜面の掘削工事での「斜面掘削工事における土砂崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について」に基づく対策の実施
- (5) 交通労働災害防止対策
 - ① 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
 - ② 事業所と現場の車両移動時及び作業終了後の運転者の休養等、疲労軽減への配慮や交通ハザードマップ等による危険情報の共有
 - ③ 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、 誘導者の配置等の計画的な実施
 - ④ 路上待機を原因とする交通事故の発生防止
- (6) 化学物質による健康障害防止対策

化学物質を取り扱う作業において、入手した SDS 等に基づくリスクアセスメント等を行い、 その結果に基づいて自律的なばく露低減措置を実施する。

その際、有機溶剤等、作業所で使用される各種化学物質については、使用前に必ず SDS 等で 危険性・有害性を確認し、協会ホームページ等を参考に「化学物質のリスクアセスメント」を行い、 その結果を従事者と共有する。

- (7) 石綿障害予防対策
 - ① 建築物等の解体工事において、有資格者による解体物の石綿使用の有無に対する事前調査の確実な実施
 - ② 調査結果に基づき石綿使用が確認された場合、「労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の

指針」、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日改訂)」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月厚生労働省、環境省)」に基づいた対策の確実な実施

- ③ 石綿等を取り扱う作業における、石綿作業主任者の選任とその直接指揮
- ④ 石綿等の含有レベルに適合した電動ファン付呼吸用保護具や保護衣等の使用
- ⑤ 周辺住民への石綿ばく露防止のため、適切な作業方法の遵守
- ⑥ 上記等の対策について発注者にも理解を求め、必要な安全衛生経費の計上

(8) 熱中症予防対策

夏季を中心に建設現場で熱中症が多発していることから、夏を迎える早い段階(5月頃)から次の予防対策等を徹底する。

- ① 高温多湿な環境下での作業を連続して行う時間を短縮するため、適切な休憩時間を確保する。
- ② 本格的に暑くなる前から徐々に体を暑さに慣れさせ、当該環境に適応させる。
- ③ JIS 規格に適合した WBGT 指数計を設置し、暑さ指数(WBGT)の把握に努め、WBGT 基準値を超えるおそれのある場合には、暑さ指数(WBGT)の低減措置を行う。
- ④ 冷房を備え、足を伸ばして横になれる広さを有する休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を設け、氷やシャワー等、身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。併せて、水分及び塩分の補給を容易に行えるよう飲料水などを備え付ける。
- ⑤ 作業場所に直射日光を遮ることができる日よけ等を設置する。併せて、氷のう等を使用した作業場所における身体の冷却を習慣づける。
- ⑥ 透湿性及び通気性の良い服装を着用し、また、身体を冷却する服の着用を検討する。
- ⑦ 作業従事者に対して、行政通達に基づく「熱中症予防のための労働衛生教育」を実施する。
- ⑧ 直近の健康診断の結果から作業従事者の健康状態を把握するとともに、作業中は、作業従事者の日常の健康状態に異状がないか確認のための巡視を徹底する。
- ⑨ 作業環境に応じた具体的な熱中症対策と確実な実施。

6 安全衛生教育の徹底

- (1) 店社を含めた各種管理者、職長等の業務又は作業レベルに合わせたリスクアセスメント教育を確実に実施する。
- (2) 職長・安全衛生責任者や作業主任者等に対する能力向上教育を推進する。
- (3) 建設業における労働災害による死亡者の約半数が、新規入場から1週間以内であることから「雇い入れ時教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」の確実な実施と充実を図る。
- (4) 各支部が実施する技能講習や特別教育、建設従事者教育等を積極的に受講し、施工時の技能と安全衛生意識を兼ね備えた人材を育成する。

7 労働者の健康確保対策の徹底

- (1) 長時間にわたる過重労働を排除するため、時間外労働・休日労働の削減、週休二日制の導入、 年次有給休暇の取得促進に努める。
- (2) 長時間労働による疲労が認められる労働者に対しては、産業医等の医師による面接指導の徹底を図る。
- (3) 職場におけるメンタルヘルス相談体制の整備を図り、担当者の配置や専門機関の有効な活用を図る。
- (4) 法定の各種健康診断を確実に実施し、その結果に基づいて就業上の措置の徹底を図る。
- (5) 建設工事現場に特化したメンタルヘルス対策である「建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェック」等を活用したメンタルヘルス対策及び職場環境改善の取組みを実施する。

8 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- (1) 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境改善等の取組みを進める。
- (2) 加齢による運動機能の低下などにより、高年齢労働者の転倒のリスクは高くなることから、「作

業通路の段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消」、「危険箇所の表示等、危険の「見える化」の実施」、「4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)等の徹底による作業床や通路等の安全確保並びに照度の確保」など各種転倒災害防止対策を進める。

9 職業性疾病の予防対策の徹底

- (1) 腰痛予防対策については、「腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底を図るとともに、労働衛生教育、腰痛予防体操等を推進する。
- (2) 酸素欠乏症等の予防対策については、酸素欠乏症及び硫化水素中毒の危険性又は有害性等に対する教育をはじめ、作業主任者の配置、特別教育受講者による作業の実施、作業場所の酸素濃度等の測定、十分な換気の実施等、「見えない危険」に対する予防措置を確実に行う。
- (3) 一酸化炭素による中毒の予防対策については、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」により、濃度測定及びその結果に基づく換気等の対策の徹底を図る。
- (4) 振動・騒音障害の予防対策については、「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」及び「騒音障害防止のためのガイドライン」等に基づいて、労働衛生管理の徹底を図る。振動障害予防については、低振動工具の選定や振動ばく露時間の抑制、防振手袋の使用等を、騒音障害予防については、工法の選定や適切な聴覚保護具(耳栓)の使用等により、障害防止措置を行う。
- (5) 金属アーク溶接作業、金属等の研磨作業、はつり・解体作業に係る粉じん障害防止対策について、「第10次粉じん障害防止総合対策」を推進するとともに、トンネル建設工事等の作業従事者の粉じん障害防止対策についても、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「ずい道等建設工事における換気技術指針」(建災防発行)に基づき、粉じんばく露の低減を図るとともに、電動ファン付呼吸用保護具の使用の励行と特殊健康診断の実施の徹底を図る。
- (6) 金属アーク溶接作業においては、特定化学物質作業主任者(金属アーク溶接等作業主任者)を 選任し、直接指導のもとで作業を行う。
- (7) ずい道等建設工事を施工する事業場においては、ずい道等建設工事に従事する労働者の健康確保対策の充実を図るため、協会が運営する「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」に、健康診断情報や作業従事歴等を積極的に登録することで、ずい道等建設労働者の健康確保対策の充実を図る。

10 快適な職場環境の形成

- (1) 建設現場における働きやすい快適な職場環境の形成のため、施工計画段階から職場の快適化施策を盛り込み、実践する。特に中小規模の工事現場における職場の快適化を推進する。
- (2) 転倒災害や腰痛が増加する高年齢労働者や女性労働者の増加に配慮した快適職場の確立、作業環境と作業方法の改善及び疲労回復支援施設や職場生活支援施設の配備等の充実を図る。
- (3) 受動喫煙防止対策として、受動喫煙の健康への有害性に関する理解を深めるための教育啓発のほか、事務室・休憩所等での禁煙または空間分煙等の導入など、受動喫煙防止対策の徹底を図る。

11 安全衛生推進大会等、集合形式による安全衛生運動の実施

安全衛生推進大会等の開催、元請または協力会、各安全衛生団体が主催する安全衛生推進大会等へ の積極的な参加により、安全衛生意識の高揚を図る。

- (1) 各建設企業における安全衛生推進大会等の開催
- (2) 建災防本部が主催する全国建設業労働災害防止大会への積極的な参加
- (3) 建災防支部・分会等が主催する労働災害防止大会等への積極的な参加

◆墜落・転落災害撲滅キャンペーンの実施◆

なお、実施期間は毎年8月1日から9月 10 日の間とする。

第9次計画期間中の墜落・転落による死亡災害を、第8次計画期間の平均発生件数に対して15%以上減少させる計画目標の実現に向け、第9次計画の重点事項として、各種足場の足場用墜落防止設備の作業開始前点検の確実な実施、フルハーネス型の安全帯の普及、あらゆる場所からの墜落・転落災害の未然防止と各作業所での墜落・転落災害ゼロを目指し墜落・転落災害撲滅キャンペーンを実施する。

IV 建設現場における主要災害防止の具体的対策

会員は、Ⅲの重点実施事項を踏まえ、災防規程を基本として以下に示す主要災害防止の具体的対策に基づいて、それぞれの企業の実情に即した安全衛生計画を策定し、実効ある自主的な安全衛生活動を実施する。

IV-1

三大災害絶滅のための具体的 対策

1. 墜落・転落災害の防止

(設計・計画段階におけるリスクアセスメントの確実な 実施)

(1) 墜落・転落災害を撲滅するためには、高所での作業をなくすといった危険有害要因を根本から除去することが重要となるため、高所での作業を必要としない方法や高所での作業が少なくて済む工法の採用など、危険有害要因を根本から除去するために、設計段階・計画段階において確実にリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく適切な措置を行う。

(作業床の設置等)

- (2) 墜落のおそれがある次の作業等については、安全な作業床を設ける。なお、作業床を設けることができないときは、防網(安全ネット等)を張り、親綱等の安全帯を確実に使用できる安全設備を設置する。また、安全帯を使用する場合は、使用方法、使用条件を周知し、遵守させる。
 - ① 鉄骨の組立ての作業
 - ② 足場の組立て、解体または変更(以下「足場の組立て等」という。)の作業
 - ③ 足場上における作業
 - ④ 屋根上における作業
 - ⑤ 法面等における作業
 - ⑥ その他、墜落のおそれがある作業

(フルハーネス型安全帯等の使用)

- (3) フルハーネス型安全帯の選定及び使用方法は次のとおり。
 - ① 高さ2メートル以上の箇所であって作業床を 設けることが困難なところまたは作業床の端、 開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な場所 の作業のうち、高さが5mを超える箇所ではフ ルハーネス型安全帯を使用すること。ただし、 フルハーネス型安全帯の着用者が墜落した時に 地面に到達するおそれのある場合(高さが5m

以下)は、一定の条件に適合する胴ベルト型安全帯(一本つり)を使用することができる。

なお、フックの掛け替え時には、二丁掛け安 全帯を確実に使用させる。

- ② フルハーネス型安全帯は、着用者の体重及び その装備品の重量の合計に耐えるものでなけれ ばならない。(85kg用または100kg用)
- ③ フルハーネス型安全帯のショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければならない。腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定すること。また、作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、通常のランヤードと比較して落下距離が短い、ロック機能付き巻取り式ランヤードの使用を検討する。
- ④ 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省)により、日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行い、保守は定期的及び必要に応じて行うこと。
- ⑤ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型安全帯を用いて行う作業に係る業務に従事する者には特別教育を受講させること。



(作業主任者を選任する作業)

(4) 足場からの墜落・転落災害は、墜落防止措置の 不備や作業者の不安全行動、床材や手すり等の不 備により発生しているものが多いことから、墜落・ 転落のおそれのある次の作業等では、作業主任者 を選任し、作業主任者の直接指揮のもとで作業を 行わせる。また、作業主任者には、足場の部材や 関係法令など最新の知識を付与するため、定期的 に能力向上教育を行う。なお、作業主任者の選任 を必要としない作業であっても作業指揮者を指名 し、作業主任者の職務に準じた事項を行わせると 共に、あらかじめ作業の方法及び順序を作業者に 周知させる。

- ① つり足場、張出し足場または高さが5m以上 の構造の足場の組立て、解体または変更の作業
- ② その高さが5m以上の建築物の骨組みまたは 塔であって、金属製の部材により構成されるも のの組立て、解体または変更の作業
- ③ その高さが5m以上または橋梁の支間が30m 以上の橋梁の上部構造であって、金属製の部材 により構成されるものの架設、解体または変更 の作業
- ④ その高さが5m以上または橋梁の支間が30m 以上の橋梁の上部構造であって、コンクリート 造のものの架設または変更の作業
- ⑤ 軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材 の組立てまたは屋根下地若しくは外壁下地の取 り付けの作業
- ⑥ 高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体または破壊の作業
- ⑦ 掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業
- ⑧ 土止め支保工の切りばりまたは腹起こしの取り付けまたは取り外しの作業
- ⑨ 型枠支保工の組立てまたは解体の作業
- ⑩ 高さ2m以上のはい作業
- ① ずい道等の掘削作業
- ⑫ ずい道等の覆工作業 など

(作業の中止と再開時の点検)

(5) 強風、大雨、大雪等の悪天候による墜落の危険が予想される屋外作業の場合、上記(4)①~⑩の各項目の作業を行ってはならない。また、再開時には点検を実施し、その点検結果を点検者の氏名を含め記録する。

「強風」10分間の平均風速が毎秒10m以上の風をいう

「大雨」1回の降雨量が50mm以上の降雨をいう

「大雪」1回の降雪量が25cm以上の降雪をいう

「中震以上の地震」震度階級 4 以上の地震をいう

(昭和34年2月18日 基発第101号)

(作業指揮者の指名等)

- (6) 作業主任者の選任を必要としない建築物、橋梁、 足場等の組立て、解体または変更の作業を行う場 合で、墜落のおそれがある場合は、あらかじめ作 業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮 させると共に、次の事項を行わせる。
 - ① その日の作業を開始する前に、安全帯の取付 設備(安全帯を安全に取り付けるための設備を いう。以下同じ)に異常がないことを確認する こと。

- ② 作業者が安全帯を適切に使用していることを 確認すること。
- ③ 作業者が保護帽及び安全靴等の適正な保護具 を着用していることを確認すること。
- ④ 開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合にあっては、当該作業の休止時または終了時に防護設備が元の状態に復元されていることを確認すること。

(安全帯の取付設備)

- (7) 高さが2m以上の箇所で作業者に安全帯を使用させて作業を行う場合には、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を周知する。
- (8) 安全帯の取付設備は、
 - ① 使用条件に応じた充分な強度・高さを有すること。(万一作業者が墜落した場合でも、親綱が切断したり、作業者が地上等に激突等しないこと)
 - ② 安全帯を損傷するおそれのない形状であること。
 - ③ 安全帯を容易に取り付けて使用できるものであること。
 - ④ 原則として作業者の腰より上方の位置に設けること。
 - ⑤ 1本の親綱を使用する作業者は1人とすること。
- (9) 安全帯の取付設備を取り付ける場合には、地上、 作業床等の安全な場所で行う。ただし、やむを得 ず墜落による作業者の危険のおそれのある場合に は、
 - ① 安全な昇降設備を設けること。
 - ② 臨時的な安全帯の取付設備を設け、取り付ける作業を行う者に安全帯を使用させること。
 - ③ 作業責任者を指名して作業の手順、安全帯の使用を確認させること。
- (10) 安全帯の取付設備については、あらかじめ点検 者を指名して次の事項を点検させ、異常があると きにはただちに補修し、または取り替える。
 - ① 取付金具のき裂、変形、ゆるみ、脱落等の有 無
 - ② 親綱の磨耗、変形、損傷、腐食等の有無
 - ③ 素線またはストランドの切れ、ゆるみ等の有無
 - ④ 緊結箇所のゆるみ等の有無

(架設通路の設置)

- (11) 架設通路を設ける場合には、
 - ① 床材は、丈夫な構造で、著しい損傷、変形、

腐食等がないものであること。

- ② 床は、幅が40cm以上で、かつ、床材間の 隙間は3cm以下とし、床材と建地との隙間は 12cm 未満とすること。
- ③ 手すり等は、次によること。
 - (ア) 丈夫な構造とすること。
 - (4) 材料は、たわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないものとすること。
 - (ウ) 床面からの高さは90cm以上として、高さ35cm以上50cm以下に中桟等を設けること。
- ④ 必要に応じて、高さ10cm以上の幅木等を設けること。
- ⑤ 手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが困難な場合、または作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、安全帯取付設備を設けて作業者に安全帯を使用させ、防網(安全ネット等)を張るほか、当該場所への関係者以外の者の立ち入りを禁止する等の墜落の危険を防止するための措置を講ずる。
- ⑥ 作業の必要上、臨時に手すり等の墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、 ただちに復元すること。
- ② こう配は30度以下とすること。ただし、階段を設けたものについては、この限りでない。
- ⑧ こう配が15度を超えるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。

(開口部・作業床端等)

(12) 墜落・転落のおそれのある開口部、作業床の端等には、床面からの高さが90cm以上の手すり、囲い等、滑動防止措置を講じた覆いを設ける。手すりを設けた場合には、中さん、幅木等を設ける。また、標識等により開口部等であることの注意を喚起する。

なお、これらの設備を必要により取り外した場合には、その作業終了後ただちに復元し、安全を確保すると共に、開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合には、開口部及び開口部付近への関係者以外の者の立ち入りを禁止し、かつ見やすい箇所に「開口部注意」等の表示をする。

(13) 開口部等の防護設備については、あらかじめ点 検者を指名し、その日の作業開始前に、その者に 開口部等の防護設備の状態について点検させ、異 常が認められたときには、ただちに補修し、また は取り替える。

(足場の組立て等の作業)

- (14) 足場の組立て等の作業を行う場合には、「手すり 先行工法に関するガイドライン」に基づく作業方 法の導入に努める。
- (15) つり足場、張出し足場または高さが2m以上の 構造の足場の組立て等の作業については、次の墜 落防止措置を講ずる。
 - ① 組立てや解体または変更作業の時期等を作業者に周知させる。
 - ② 組立て等の作業を行う区域内は関係者以外の立ち入りを禁止する。
 - ③ 悪天候による危険が予想されるときは、作業を中止する。
 - ④ 足場材の緊結、取り外し等の作業を行うとき は、次の措置を講ずる。
 - (ア) 幅40cm以上の作業床を設ける。
 - (イ) 安全帯取付設備を設置し、作業者に安全帯 を使用させる。
 - ⑤ 部材、工具類の上げ下ろしを行う場合は、つり網やつり袋等を使用させる。
 - ⑥ 作業者に安全帯を使用させるときは、安全帯 及び安全帯取付設備等の異常の有無について随 時点検する。
- (16) 足場に設ける手すり等については以下に掲げるところによらなければならない。
 - ① 丈夫な構造とすること。
 - ② 材料は、たわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないものとすること。
 - ③ 枠組足場(妻側に係る部分を除く)にあって は以下のアまたはイを、枠組足場の妻側に係る 部分または枠組足場以外の足場にあっては、ウ を設けること。
 - (ア) 交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の 下桟若しくは高さ15cm以上の幅木または同 等以上の機能を有する設備
 - (イ) 手すり枠
 - (ウ) 床面からの高さ90cm以上の手すり等及び 高さ35cm以上50cm以下の中桟等
 - ④ 作業床は、幅が40cm以上で、床材間の隙間は 3 cm以下とし、床材と建地との隙間は、12cm未満とすること。
- (17) 足場の組立て等の業務は、足場の組立て等の業務に係る特別教育等を修了していることを確認し、その者に行わせる。この足場の組立て等の業務に係る特別教育は足場の高さの制約がないので、主に内装工事で使用する移動式足場(ローリングタワー)や数台の脚立や立ちうまに足場板を緊結した脚立足場等も含まれるので、この点に留意する

こと。

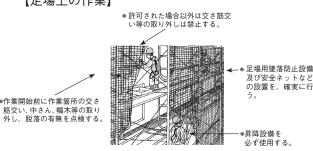
(足場の作業床)

- (18) 足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床は、次による。
 - ① 幅は40cm以上、床材間のすき間は3cm以下、 床材と建地とのすき間は12cm未満とすること。
 - ② 手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合、または作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、防網(安全ネット等)を張り、作業者に安全帯を使用させるほか、当該場所への関係者以外の者の立ち入りを禁止する等の墜落の危険を防止するための措置を講ずる。
 - ③ 作業の必要上臨時に手すり等の墜落防止設備 を取り外したときは、当該作業が終了した後、 ただちに復元しなければならない。

(足場を使用する作業)

(19) 足場を使用する作業の開始前には、あらかじめ 当該足場を使用する業者ごとに点検者を指名し、 その者に、その日の作業開始前に手すり等の状態 について点検させ、異常が認められたときは、た だちに補修し、または取り替えなければならない。 また、その点検結果を点検者の氏名を含め記録す る。

【足場上の作業】



- (20) 足場の組立て、変更後及び悪天候・中震以上の 地震後において足場における作業を行うときは、 足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講し た者など、足場の点検について充分な知識・経験 を有する者を点検者として指名し、その者がチェッ クリスト(建災防発行「能力向上教育用テキスト」 または「足場の組立て後等安全点検表」に示され ている)に基づいて点検を行い、点検者の氏名を 含む点検結果を足場を使用する作業が終了するま での間保存しておく。
- (21) 注文者は、強風等の悪天候・中震以上の地震の 後、または足場の組立て等の後において当該足場 における作業を開始する前に点検し、危険のおそ れがあるときは、速やかに修理する。

- (22) 足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載 荷重を表示する。また、足場に載せる主な材料等 の種類ごとの最大数量を表示するよう努める。作 業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる 場合には、次による。
 - ① 作業床中央部付近に荷重を集中させないよう にすること。
 - ② 著しい衝撃を与えないようにすること。
- 23) 足場を使用する作業者に次のことを守らせる。
 - ① 昇降設備以外の場所からの昇降の禁止
 - ② 許可された場合以外の足場部材の取外しの禁止
 - ③ 手すり等から身を乗り出す作業の禁止(ただし、やむを得ず身を乗り出す必要がある場合は 安全帯を使用すること)
- (24) 足場における作業(足場の組立て、解体または変更の作業主任者を選任する作業を除く)を行う場合には、あらかじめ、作業指揮者を指名し、その者の直接指揮により、次の事項を行わせる。
 - ① その日の作業を開始する前に安全帯の取付設 備に異常がないことを確認すること。
 - ② 作業者が作業に適した安全帯、保護帽及び安全靴等を着用していることを確認すること。
 - ③ 墜落のおそれがある作業箇所、作業状態において、作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。
 - ④ 足場上の材料、工具等の飛来・落下を防止するため、足場上の整理整頓の状況を確認すること。
 - ⑤ 足場の作業床に資材等が最大積載荷重を超えて載せていないことを確認すること。

(移動式足場 (ローリングタワー))

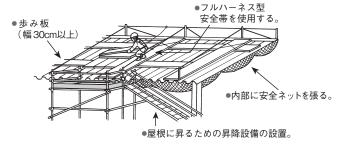
- 25) 移動式足場(ローリングタワー)を使用する場合には、次の措置を講ずる。
 - ① 昇降設備、作業床、手すり等を設けること。
 - ② 手すり等は、丈夫な構造で、材料はたわみの生ずるおそれ、変形、腐食等がなく、床面からの高さは90cm以上として、高さ35cm以上50cm以下の中桟等を設けること。
 - ③ 高さ10cm以上の幅木を設けること。
 - ④ 作業者を乗せたまま移動させることを禁止する。
 - ⑤ 脚輪のストッパーを掛けること。(移動させる 場合を除く)
 - ⑥ 最大積載荷重を表示し、最大積載荷重を超え て積載しないこと。

- ⑦ その日の作業開始前に、設置した移動式足場の安定性、手すり等の取り付け状態等を点検し、 異常が認められたときは、直ちに補修し、また は取り替えること。
- ⑧ 最上部の作業床では、はしご・脚立・可搬式 作業台等の使用を禁止する。

(屋根上の作業)

- 26 こう配が31度(6/10こう配)以上の屋根の上で作業を行う場合には、屋根足場を設置し、幅が20cm以上の作業床を2m以下の間隔で設ける。作業は、親綱を設けてフルハーネス型安全帯を使用すること。
- (27) 作業者がスレート、木毛板等でふかれた屋根の 上で作業を行う場合またはその屋根の上を通行す る場合には、次の事項を遵守する。
 - ① 幅が30cm以上の歩み板を設け、防網(安全ネット等)を張る等の踏み抜きによる墜落危険 防止措置を講じること。
 - ② スレート等の屋根に設けた歩み板への飛び降 りや材料・工具等の投げおろし等、スレート等 の屋根に衝撃を与える行為を禁止すること。
 - ③ 作業に適した安全靴等を着用すること。
 - ④ 作業は、親綱を設けてフルハーネス型安全帯 を使用すること。
- 28 屋根の上で材料等の上げ下ろしの作業を行う場合には、次の措置を講ずる。
 - ① 丈夫な作業床を設け、かつ、フルハーネス型 安全帯を使用し、防網(安全ネット等)を張る 等の墜落危険防止措置を講ずる。
 - ② 歩み板は、滑動またはてんびん等を起こさないように緊結すること。

【スレート屋根上の作業】



- (29) スレート等の屋根上で作業を行う場合には、あらかじめ、作業指揮者を指名して、その者に当該作業を直接指揮させると共に、次の事項を行わせる。
 - ① 作業者の歩み板または作業床の使用状況を監視すること。
 - ② 作業者がフルハーネス型安全帯を使用してい

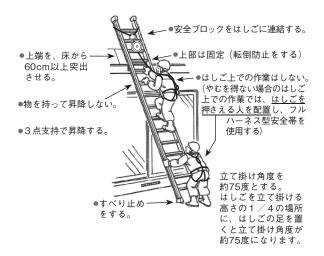
ることを確認すること。

③ 前記の事項を遵守させること。

(はしご・脚立)

- (30) はしご・脚立は、丈夫な構造のもので、著しく 損傷や変形等がないもののほか、次のものを使用 する。
 - ① 移動はしごは、幅30cm以上とし、滑り止め 装置の取り付け、転位防止の措置(上部の固定、 下部の抑え)をすること。上部の固定が完了す るまでは、下部で一人が移動はしごを支えてい ること。
 - ② 移動はしごの昇降時は、ゆっくりと3点支持にて行い、安全ブロックを使用すること。
 - ③ 脚立は、脚と水平面との角度を75度以内に保 つための金具等を備え、踏さんの幅は5cm以上 のものを使用すること。

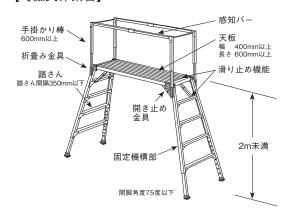
【移動はしご作業】



(可搬式作業台)

- (31) 可搬式作業台は丈夫な構造のもので、著しい損傷、変形等のないもののほか、次のものを使用する。
 - 開脚状態における垂直高さは2m未満であること。
 - ② 1.5mを超えるものは、手かかり棒、作業床周りに感知バーのあるものを使用すること。
 - ③ 開き止め金具、支柱伸縮型は支柱固定金具のあるものを使用すること。
 - ④ 天板の幅は40cm以上、長さ60cm以上であること。
 - ⑤ 踏さんの幅は5cm以上あるものを使用するよう努めること。

【可搬式作業台】



- (32) 可搬式作業台の使用にあたっては、次によるものとする。
 - ① 作業前に各部を点検し、異常のないことを確認すること。
 - ② 1台の作業台に同時に2人以上乗らない。単独での使用を原則とすること。
 - ③ 設置場所の床面の状態に応じ転倒及び不意の 移動等をしないようにすること。
 - ④ 天板上では、架台、脚立等を使用しないこと。
 - ⑤ 資材を載せたままでの移動はしない。決められた積載荷重を超えて積載しないこと。

(ロープ高所作業)

- (33) ロープ高所作業では、身体を保持する器具を取り付けるロープ (メインロープ) の強度等の確保に加え、安全帯を取り付けるロープ(ライフライン) の設置を行う。また、同作業に就く作業者に対する特別教育を確実に実施する。
- ③ ロープ等の作業開始前点検を実施する。

(就業上の配慮)

(35) 高年齢労働者や基礎疾患等のある作業者については、健康状態等を考慮し、高所作業以外の作業に従事させるなど適正な配置を行う。

2. 建設機械・クレーン等災害の防止

1) 車両系建設機械による災害の防止

建設機械による死亡災害は、はさまれ・巻き込まれ、激突されによる災害が高い割合を示しており、 運転者以外の周辺作業員を運転席に乗せ、死角の確認等の危険体験教育や人感センサー等の装置を導入 するなど、安全対策の工夫をすると共に、以下の対策を実施する。

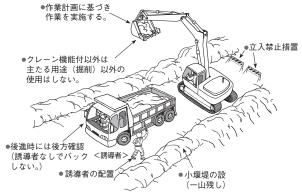
(1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、地山の地形・地質・含水・湧水等の

状況、埋設物・架空電線等の有無及びその状況、 既設の道路の状況、既設の建設物の状況を調査し て結果を記録し、その結果によって作業の方法及 び順序、車両系建設機械の種類、能力、運行経路 の設定、配置、運転者及び誘導者の配置、照明設備、 標識の設置等を盛込んだ作業計画を定め、この計 画により作業を行う。

(2) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)を用いて作業を行う場合には、当該車両系建設機械の種類及び機体重量に応じて、あらかじめ、資格または技能を有する者であることを技能講習修了証等により確認し、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、運転させる。

また、運転者の氏名を車両系建設機械に掲示すると共に、作業開始前点検を行う。

【ドラグ・ショベル作業】



- (3) 職長・安全衛生責任者、作業指揮者、誘導者等 には業務に必要な安全衛生教育を行う。
- (4) 運行経路、路肩・傾斜地、解体物等の飛来・落下物のおそれのある場所等で、車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、囲い、柵等を設け、運転者以外の者の立入禁止を表示すること。または誘導者を指名してその者に当該車両系建設機械を誘導させる。
- (5) 誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、 誘導者に合図を行わせる。また、誘導者に腕章や チョッキを使用させること等により、関係者が識 別できるようにする。
- (6) 作業現場の車両系建設機械の走行路の必要箇所 に、制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設 ける。
- (7) 転倒または転落のおそれがある運行経路は、路 肩の崩壊や沈下を防止すること、必要な幅員を確 保すること等の措置をする。

また、路肩、傾斜地での運転は、誘導者を配置して、その者の誘導により運転する。

軟弱地盤、凍結した地盤等での作業にあたって は、スリップ、転倒防止のための地盤の整備を行 い敷板等を利用するほか、タイヤチェーンの使用 または徐行等を行う。

- (8) 運転中に、飛来物または落下物により運転者に 危険が生ずるおそれのある場合にあっては、当該 車両系建設機械に堅固なヘッドガードを設ける。
- (9) 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合で、転倒または転落による危険のおそれがあるときは、転倒時保護構造 (ROPS)、横転時保護構造 (TOPS)を備えた車両系建設機械を導入・使用すると共に、運転者はシートベルトを着用する。
- (10) 当該車両系建設機械の構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

また、構造上定められている重量を超えるアタッチメントは装着しない。

- (11) 車両系建設機械のアタッチメントを取り替えるときは、架台を設置し、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量(バケット等の場合はその容量または最大積載重量を含む)を表示するか、または運転者がその重量を容易に確認できる書面を運転席周辺の容易に取り出せる位置に備え付ける。
- (12) 車両系建設機械の用途外使用の防止を徹底する。 なお、ドラグショベル等を用いて荷のつり上げ 作業を行う場合は、クレーン機能付きドラグショ ベルを使用し、クレーンモードへの切替えなどク レーン機能を使ったつり荷作業の安全対策を徹底 する。(運転者及び玉掛者は有資格者とする等)
- (13) 車両系建設機械をトレーラ等に積込む作業は、 平坦で堅固な場所で行うと共に、道板はかけ渡し 角度を15度以下にし、滑り等による災害を防止す るほか、移送中にトレーラ等の荷台からずれたり、 滑ったり、落ちたりしないよう、ワイヤロープ、 チェーン等で荷台に固定させる。
- (14) 使用する車両系建設機械の安全装置等については、有効に機能するように保持し、使用する。
- (15) 運転者が運転席を離れるときは、バケット等の 作業装置を地上に降ろし、エンジン・キーを外す。
- (16) 車両系建設機械については、法令に定められた 特定自主検査及び定期自主検査をそれぞれ定期に 実施し、あわせて作業開始前の点検を行い、異常 がある場合には、ただちに補修し、または取り替 える。

また、実施した特定自主検査及び定期自主検査 の結果を記録する。

(I7) 車両系建設機械は、有効な特定自主検査済の検 査標章が貼り付けてあるものを使用する。 (18) 車両系建設機械の点検、修理等を行う場合には、安全ブロック、安全支柱等を使用する。

また、アタッチメントの装着または取り外しを 行うときは架台を使用する。

(19) 車両系建設機械の修理またはアタッチメントの 装着、取り外しの作業を行う場合は、作業を指揮 する者を定め、その者に作業手順を決定させて作 業を指揮させる。

また、架台の使用状況を監視させる。

2) 基礎工事用建設機械による災害の防止

(1) 基礎工事用建設機械の組立てまたは作業においては、倒壊を防止するため、あらかじめ作業場所の地形、地質の状態等を調査する。調査結果から敷鉄板の敷設、表層地盤の改良等による地盤補強の方法や作業の方法などについての作業計画を定め、この計画により作業を行う。

なお、作業内容に変更が生じた場合は、作業計 画の見直しを行う。

- (2) 作業に使用する基礎工事用建設機械の選定にあたっては、機械の仕様書等に示された内容をもとに、地形、地盤の状況、作業内容に応じた能力のものとする。
- (3) 基礎工事用建設機械の組立て、解体、変更また は移動は、作業指揮者を選任し、その者の直接指 揮のもとに行う。
- (4) 基礎工事用建設機械を用いて作業を行う場合には、当該基礎工事用建設機械の種類及び機体重量に応じて、あらかじめ、資格または技能を有する者であることを技能講習修了証等により確認し、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、運転させる。

また、運転者の氏名を基礎工事用建設機械に掲示すると共に、作業開始前点検を行う。

- (5) アウトリガーまたは拡幅機能付きのクローラを 有する基礎工事用建設機械を用いて作業を行う際 は、アウトリガーを最大に張り出して使用する。
- (6) 大雨、大雪等の悪天候により地盤の悪化が予測 される場合には、作業方法の改善について検討す る。
- (7) 強風時における作業中止の基準を明確にする。

3) 高所作業車による災害の防止

(1) 高所作業車を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、作業場所の状況、当該高所作業車の種類及び能力等に対応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行う。また、高所作業車を用いた作業の際は、作業指揮者を定め作業の指揮をさせ

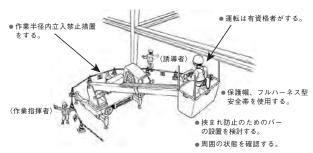
る。

(2) 高所作業車を用いて作業を行う場合には、当該 高所作業車の種類及び能力に応じて、あらかじめ、 資格または技能を有する者であることを技能講習 修了証等により確認し、法令に定める資格を有す る者の中から運転者を指名し、運転させる。

また、運転者の氏名を高所作業車に掲示すると 共に、作業開始前点検を行う。

- (3) アウトリガーを有する高所作業車を用いて作業を行う場合には、アウトリガーを最大限に張り出さなければならない。
- (4) 高所作業車の作業床以外の箇所で作業床を操作する場合には、高所作業車の作業床上の作業者との間の連絡のため、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせる。
- (5) 運転者が高所作業車の運転位置を離れる場合には、作業床を最低降下位置に置くと共に、原動機を止め、ブレーキを確実にかけ、エンジン・キーを外しておく。

【高所作業車作業 (トラック・ブーム式)】



- (6) 高所作業車の乗車席及び作業床以外の場所における作業者の搭乗を禁止すると共に当該作業床の 積載荷重、その他の能力を超えて使用しない。
- (7) 作業床では走行操作ができない構造の高所作業 車で作業床上に作業者がいる場合には、高所作業 車を走行させない。ただし平坦で堅固な場所にお いて誘導者を配置し、その者に誘導させる場合等 の法令に定める措置を講じたときはこの限りでは ない。
- (8) 高所作業車の作業床上で作業を行う場合には、作業者に安全帯等を使用させる。
- (9) 高所作業車について、法令に定められた特定自主検査及び定期自主検査をそれぞれ定期に実施し、あわせて作業開始前の点検を行い、異常がある場合には、ただちに補修し、または取り替える。また、特定自主検査及び定期自主検査の結果を記録する。
- (10) 高所作業車は、有効な特定自主検査済の検査標章が貼り付けてあるものを使用する。

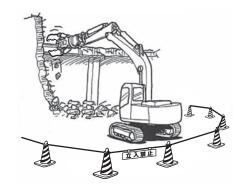
4)解体用建設機械による災害の防止

(1) 解体用建設機械を用いて作業を行う場合には、

当該解体用建設機械の種類及び機体重量に応じて、 あらかじめ、資格または技能を有する者であるこ とを技能講習修了証等により確認し、法令に定め る資格を有する者の中から運転者を指名し、運転 させる。

また、運転者の氏名を解体用建設機械に掲示すると共に、作業開始前点検を行う。

- (2) 路肩、傾斜地等で転倒または転落による危険が 生ずるおそれがある場所では、特定解体用機械 (ブーム及びアームの長さの合計が12m以上の解 体用機械)で作業しない。
- (3) 物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれがあるときは、運転室を有する解体用機械を使用し、物体の飛来範囲に運転者以外の作業者を立ち入らせない。
- (4) 特定解体用機械は、操作装置、作業装置の逆止め弁、作業範囲警報装置等は、1月以内ごとに1回定期自主検査を実施し、その結果を記録する。 【飛来・落下の範囲内立入禁止】



5) 不整地運搬車による災害の防止

- (1) 作業計画の作成、誘導者の配置、移送中の転落 防止措置、点検及び修理中に行うべき措置、転倒 または転落を防止する措置については、「1)車両 系建設機械による災害の防止」に準じた措置を講 ずる。
- (2) 不整地運搬車を用いて作業を行う場合には、当該不整地運搬車の種類及び最大積載量に応じて、あらかじめ、資格または技能を有する者であることを技能講習修了証等により確認し、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、運転させる。

また、運転者の氏名を不整地運搬車に掲示する と共に、作業開始前点検を行う。

- (3) 最大積載量が5トン以上の不整地運搬車に荷の 積卸し作業等を行うときは、荷台上の荷の上に安 全に昇降するための設備を設け、墜落による危険 を防止するための保護帽を着用する。
- (4) 一つの荷の重量が100kg以上のものの積卸し作

業を行うときは、作業指揮者を選任し、その直接 の指揮のもとで作業を行わせる。

- (5) 損傷、ストランドの切断等があるワイヤロープ等を荷掛けに使用しない。
- (6) 荷を卸す作業を行うときは、中抜きしない。
- (7) あおりのない荷台には、作業者を乗車させて走 行しない。あおりのある荷台に作業者を乗車させ るときは、荷台上の荷に歯止め、滑止め等をする。
- (8) 点検基準により、作業開始前点検・月例自主検 査及び特定自主検査(2年に1回)を実施し、そ の結果と整備状況を記録する。
- (9) 不整地運搬車は、有効な特定自主検査済の検査標章が貼り付けてあるものを使用する。

6) クレーン等による災害の防止

(1) 運転するクレーンの種類及びつり上げ能力に応じて、あらかじめ、資格または技能を有する者であることを免許証、技能講習修了証等により確認し、法令で定める資格を有する者の中から運転者を指名し、運転させる。運転者の氏名はクレーンに掲示する。

また、「移動式クレーン運転士安全衛生教育」は 5年を目処に受講すること。

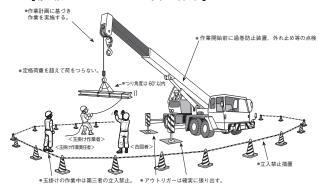
- (2) クレーンの運転中は関係者以外の者の作業半径 内への立入禁止の措置をすると共に、つり上げた 荷の下に立ち入らせない。
- (3) クレーンの上部旋回体との接触を防止するため、 上部旋回体の作業半径内に作業者を立ち入らせない。
- (4) クレーンは、性能検査のほか、点検基準により 作業開始前点検・月例自主検査及び年次の定期自 主検査を実施し、自主検査結果と整備状況を記録 する。

また、異常のある場合には、ただちに補修し、 取り替える。

- (5) 移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、その転倒等による作業者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の質量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定める。
 - ① 移動式クレーンによる作業の方法
 - ② 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
 - ③ 移動式クレーンによる作業に係る作業者の配 置及び指揮の系統
- (6) 移動式クレーンの定格総荷重表を備え、当該荷 重表の制限を超えて使用しない。

- (7) クレーンの過巻防止装置、過負荷防止装置、外 れ止め装置の安全装置等については、有効に機能 するよう保持し、使用する。
- (8) アウトリガーを最大に張り出すことを徹底する。また、軟弱地盤上では、敷鉄板を敷設、地盤改良などの補強をし、転倒のおそれのない位置に設置する。
- (9) 架空電線等のある場所での作業は、感電防止のため周囲の状況を確認し、電力会社等と事前に協議を行い、電路の移設、防護等を行い、監視人を配置する。
- (10) つり荷の落下防止のため、定格荷重を明示し、 適正な玉掛けを励行し運転者と合図者との連携を 密にすると共に、無理な運転の禁止を徹底する。 また、定格荷重を超える荷重をかけて使用しない。
- (11) クレーン等による玉掛け作業等にあたっては、 次の事項に留意する。
 - ① 玉掛け作業を含む荷の運搬作業については、 作業編成、作業分担、クレーン等の種類及び能力、 玉掛け用具、合図等を組込んだ作業計画を作成 する。
 - ② つり上げ荷重が1トン未満のクレーン等の玉掛け作業は玉掛け特別教育修了者等に、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛け作業は玉掛け技能講習修了者に行わせる。
 - ③ 玉掛け等作業においては、玉掛け作業責任者 を指名し、事前打合せ、用具の点検等をその者 に直接指揮させる。
 - ④ 一定の合図を定め、あらかじめ、合図者を指名して運転者との連携を密にさせる。
 - ⑤ 荷の形状、荷姿及び質量に応じた適正な玉掛け用具を使用する。また、玉掛け用具(特に玉掛けワイヤロープ)等については、玉掛け作業者に作業開始前点検をさせ、異常がある場合には、直ちに補修させ、または取り替える。
 - ⑥ 玉掛け作業等を行うときは、作業開始前の打合せを行い、作業の概要及び作業の手順について全員に指示、周知させる。
 - ⑦ 合図者に必要な安全衛生教育を行う。
 - ⑧ つり荷を2m以上に積み上げると倒壊・崩壊 の危険性が高まるので、なるべく2m以内とし、 止むを得ず2m以上とする場合は、はい作業主 任者を技能講習修了者から選任する。
 - ⑨ 玉掛け作業の際には、つり荷を地面から 30cm上げた箇所で、つり荷から3m離れた場所 で、3秒間静止状態を確認する「3・3・3運動」 を実施する。

【移動式クレーン・玉掛け作業】



- (12) 定置式クレーンの組立て、クライミング(昇降)、解体の作業にあたっては、次の事項を徹底する。
 - ① 作業方法、作業手順は、クレーンの構造、クライミング装置の仕組み、周囲の状況に応じて決定し、これに基づき作業を実施する。
 - ② 作業指揮者を選任し、当該作業指揮者は、作業方法及び作業者の配置を決定し、作業の指揮等を確実に実施する。

7) コンクリートポンプ車による災害の防止

- (1) 作業開始前点検等において、ブームの曲がり、 ねじれ、へこみ、き裂、損傷等の有無を調べ、異 常を認めたときは補修等の措置を早急に講ずる。
- (2) コンクリートポンプ車を用いて作業を行うときは、当該コンクリートポンプ車についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重、ブーム先端ホース長等を守る。
- (3) 点検基準により作業開始前点検・定期自主検査 及び特定自主検査(1年に1回)を実施し、その 結果と整備状況を記録する。なお、特定自主検査 の実施にあたっては、(公社)建設荷役車両安全技 術協会が取りまとめた「コンクリートポンプ車特 定自主検査詳細記録表」(ブーム装置及びアウトリ ガーに関する検査)を活用する。
- (4) ブーム使用時には合図者を指名し、操作者とホースの先端を保持する者との連絡をさせると共に、 ブーム下における作業を禁止する。

8) 建設用リフト及びゴンドラによる災害の防止

- (1) ロングスパン工事用エレベーターは、指名者に 運転させ、積載荷重を超える荷重をかけて使用しない。
- (2) ゴンドラは、特別教育修了者に操作させ、作業開始前点検を必ず行う。

3. 倒壊・崩壊災害の防止

1) 倒壊災害の防止

- (1) 型枠支保工、足場等の仮設構造物の設計にあたっては、特に水平方向の安全性を充分考慮して、荷重及び外力を計算し、これに耐えられる強度を確保する。
- (2) 足場等の仮設構造物を組立てるときは、足場の 倒壊、作業中の墜落、部材の落下、構造物の倒壊 等を防止するため、あらかじめ、作業の方法、順 序等の作業計画を定め、この計画にしたがって組 立てる。
- (3) 型枠支保工を組立てるときは、組立図を作成し、 それに基づいて型枠支保工の組立て等作業主任者 の直接指揮のもとで組立てる。
- (4) 作業主任者の選任を必要とする次の作業では、 作業主任者の直接の指揮のもとで作業させ、安全 帯及び保護帽等の使用状況を監視させる。作業主 任者の選任を必要としない作業においては、作業 指揮者を指名・配置し、安全作業について指揮さ せる。
 - ① つり足場、張り出し足場または5m以上の足場の組立て並びに解体または変更の作業
 - ② 型枠支保工の組立てまたは解体の作業
 - ③ 高さが5m以上の建築物の骨組みまたは塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体または変更の作業
 - ④ その高さが5m以上または橋梁の支間が30m 以上の橋梁の上部構造であって金属製の部材に より構成されるものの架設、解体または変更の 作業
 - ⑤ その高さが5m以上または橋梁の支間が30m 以上の橋梁の上部構造であって、コンクリート 造のものの架設または変更の作業
 - ⑥ コンクリート造の工作物(その高さが5m以上のものに限る)の解体または破壊の作業
- (5) 仮設構造物に使用する材料、特に経年仮設機材 については事前に点検して著しい損傷、変形また は腐食のあるものは使用しない。
- (6) 建設物の骨組み、塔、型枠支保工または足場の 組立て、解体または変更ならびに金属製の部材ま たはコンクリート造の橋梁の上部構造の架設、解 体または変更の作業には、関係者以外の立入りを 禁止し、強風、大雨、大雪、凍結等の悪天候のと きは作業を中止する。
- (7) 足場及び型枠支保工には、壁つなぎ、控え、筋かい、水平つなぎ等を充分に設ける。
- (8) 壁つなぎを設ける場合には、建地と布との交さ 部に接近した位置で、足場面に対して直角に取り 付ける。

- (9) 壁つなぎ等を取り外す場合には、あらかじめ、 取り外す箇所に控え柱を設ける補強等により、足 場を支持する措置を講ずる。
- (10) 枠組足場の交さ筋かいを取り外すことにより倒壊 のおそれがある場合は、あらかじめ、交さ筋かいを 取り外す構面に大筋かいを設ける補強等をする。
- (11) 足場に建設用リフト、工事用エレベーターのガイドレール等を取り付ける場合には、あらかじめ、斜材、垂直材、水平材を用いて足場を補強する。 防護棚等を設け、取付け部付近の足場部分に壁つなぎを密に設ける。

また、足場の建地または建枠の一部を外して出 入口を設ける場合には、あらかじめ、出入口上部 を斜材、梁枠等で補強し、かつ、出入口の建地ま たは建枠を足場用鋼管等で補強する。

- (12) スライディング積層足場を設置する場合は、構造、強度及び設置方法について充分検討する。
- (13) 型枠支保工については、コンクリートの打設方 法の検討及び各部の検討を行い、偏荷重がかから ないように打設計画を定め、必要な措置を講ずる。

2) 崩壊災害の防止

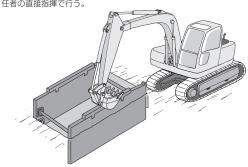
(1) 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」(厚生労働省)を参考に、切土部の掘削高さが概ね1.5m以上10m以下の斜面掘削作業では、着工前に実施する地質等の調査結果、及び発注者、調査・設計者、施工者(元方事業者及び専門工事業者)の3者が共通して用いる点検表を使用して斜面の状況を確認し、得られた点検結果に基づく作業計画を作成する。この計画により、降雨後等の綿密な点検、振動を伴う作業の減少、上下作業の禁止等の徹底を図る。点検により異常を発見した場合、発注者、設計者を含める者で対策を協議する。

なお、点検を実施する者に対しては、「斜面の点 検者に対する安全教育実施要領」(厚生労働省)に 基づく教育を実施する。

(2) 小規模な溝掘削を伴う上下水道工事等では、「土 止め先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省) に基づき、作業を行うよう努める。

【土止め先行工法】

- 小規模な溝掘削を伴う上下水道工事などでは、 土止め先行工法により工事を実施する。
- 掘削、土止め支保工作業は作業主任者の直接指揮で行う。



- (3) 地山の掘削作業を行う場合には、作業箇所及び 周辺の地山について、あらかじめ、ボーリングそ の他適当な方法により調査を行い、その結果に基 づいて、次に掲げる事項を含む施工計画を定める。
 - ① 施工の時期、方法及び順序
 - ② 掘削の順序に応じた安全なこう配のとり方
 - ③ 掘削の作業または掘削面の下方で作業を行う場合の掘削箇所の上部の地山もしくは掘削面の崩壊または落石を防止するための防護の方法
 - ④ 土止め支保工等の構造
 - ⑤ 排水の方法
 - ⑥ 掘削面または土止め支保工等の点検及び補修 等の方法、また、地質の変化、異常な湧水等の 状態が起きたときには、ただちに、その状態に 応じて計画を変更する等、必要な措置を講ずる。
- (4) 地山が崩壊するおそれがある場合には、あらか じめ土止め支保工、ロックボルト、落石防止柵、 防護網等を設ける。

また、これらを設けた場合でも、関係者以外の 作業者の立入りを禁止する。

- (5) 掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業を行う場合には、地山の掘削作業主任者を選任し、その者に法令で定められた事項のほか、次の事項について点検表を用いて、作業開始前及び作業中に掘削面の状態の変化を確認させる。
 - ① 掘削面が安全なこう配を保っていること。
 - ② すかし掘りを行っていないこと。
 - ③ 浮石またはき裂の状態に変化がないこと。
 - ④ 排水が良好であること。
 - ⑤ 湧水の状態の変化(湧水の発生、量の変化、 汚濁の変化)を確認すること。
 - ⑥ 掘削面の法肩に接近して掘削した土砂または 資材等が置かれていないこと。
 - ⑦ 掘削箇所と積込みの作業箇所との間隔が充分 にあること。
 - ⑧ 関係者以外の立入禁止の措置が行われている

こと。

【安全なこう配】

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の こう配(以下)		
① 岩盤または堅い	5m未満	90°		
粘土	5m以上	75°		
	2m未満	90°		
② その他の地山	2m以上5m未満	75°		
	5m以上	60°		
③ 砂からなる地山	掘削面のこう配35°以下 または高さ5m未満			
④ 発破等で崩壊し やすい状態にな っている地山	掘削面のこう配45°以下 または高さ2m未満			

- (6) 掘削面の高さが2m未満の場合においても、あらかじめ、点検者を指名し、その者に掘削面について作業開始前及び作業中に(5)の①~⑧の事項について、点検表を用いて掘削面の状態の変化を確認させる。
- (7) 地山の掘削の作業を行う場合には、作業箇所及びその下方に関係者以外の立入りを禁止すると共に、その旨を表示し、または監視人を置く等の措置を講ずる。
- (8) 土止め支保工を組立てるときは、あらかじめ組立図を作成し、当該組立図により組立てる。
- (9) 土止め支保工の切りばりや腹おこしの取り付けまたは取り外しの作業を行う場合には、土止め支保工作業主任者を選任し、法令で定める事項のほか、次のことを行わせる。
 - ① 部材の配置、寸法及び取り付けの順序は、組立図による。
 - ② 設置後7日を超えない期間ごと及び中震以上 の地震、大雨等の後には、部材の損傷等の有無 及び状態、切りばりの緊圧の度合ならびに部材 の接続部、取付部及び交さ部の状況を点検し、 異常があるときは直ちに補強し、または補修を 行う。
 - ③ 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認する。
 - ④ 土止め支保工に異常を認めた場合には、作業 者を直ちに退避させる。
- (II) 土止め支保工の腹おこし、切りばり等を足場として使用し、またはこれらに重量物を載せてはならない。ただし、やむを得ない場合において、支柱、方杖等により補強したときは、この限りでない。
- (11) 掘削面の下方で、基礎作り、コンクリートの打設、 管の敷設、手直し等の作業を行う場合には、掘削 面の崩壊及び落石のおそれがないときを除き、あ らかじめ、安全なこう配をとり、土止め支保工を 設ける等の措置を講ずる。

- (12) 掘削面の法肩に接近して、掘削した土砂または 工事用の資材等を置いてはならない。ただし、や むを得ない場合において、土止め支保工を補強す る等の措置を講じたときは、この限りでない。
- (13) 明かり掘削の作業は、点検者を指名して、その者にその日の作業開始前に、点検表を用いて掘削面等の地山の法肩部付近のき裂、周辺地盤の陥没、湧水の発生、湧水量の変化、湧水の汚濁の変化、浮石の剥落、法面局部の小崩落等の状態を点検させ、安全を確認してから作業を実施させる。特に、大雨後及び中震以上の地震後は、念入りに点検させる。
- (14) 明かり掘削の作業を行う場合において、土砂崩壊または土石の落下により作業者に危険を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ土止め支保工を設け、防護網を張り、作業者の立入を禁止すること、さらに地質の変化、異常な湧水等の状況の変化に応じて当該支保工を補強し、または掘削面の高さを低くし、もしくは掘削面のこう配を緩くする。
- (15) 明かり掘削またはずい道等の掘削において発破を行った場合には、発破箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態について点検し、崩壊のおそれがある箇所の土石を取り除く。また、中震以上の地震、大雨等の後に、地山を掘削する場合は、掘削面を点検し、崩壊のおそれのある箇所の土石を取り除く。
- (16) 浮石等の除去作業 (こそくの作業を含む) をする場合には、作業者に次のことを行わせる。
 - ① 浮石落としは、原則としてブレーカー等の建 設機械を用いて行うこと。
 - ② 下方に他の作業者がいないことを確認する。
 - ③ 2人以上で作業をする場合には、相互に連絡を取り合う。
 - ④ 作業に用いる工具等は、作業前に点検し、不 良品は取り替える。
 - ⑤ 保護帽及び安全帯を使用する。
- 3) コンクリート造の工作物の解体または破壊等 による災害の防止
 - (1) コンクリート造の工作物(その高さが5m以上のものに限る)の解体または破壊の作業については、あらかじめ、当該工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、その結果に基づき、次の事項を含む作業計画を作成する。
 - ① 作業の方法及び順序
 - ② 使用する機械等の種類と能力
 - ③ 控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁、柱、はり等の倒壊、または落下による作業

者の危険を防止するための方法

- (2) 解体する工作物が、設計図書と異なることや著しく劣化していること等が判明した場合には、工事を一時中止し、作業計画を修正し、これに基づき作業を行う。
- (3) 当該作業計画によりコンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任する。また、建築物の骨組みまたは塔であって金属製の部材で構成されたものの解体(その高さが5m以上のものに限る)については、「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」を選任し、法令で定められた事項のほか、次の事項を行わせ作業する。
 - ① 防網(安全ネット等)、柵、控え等が有効であることを確認する。
 - ② 関係者以外の者が立入っていないことを確認する。
- (4) コンクリート塊、部材等の飛散または落下による作業者の危険を防止するため、丈夫な防網(安全ネット等)、柵を設ける。
- (5) 解体した部材等を上げ下ろしする場合は、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせる。

IV-2 その他の主要災害防止のための具体的対策

1. 交通労働災害の防止

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(厚生労働省) に基づく災害防止対策の推進。
- (2) 運転者に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にある「交通労働災害の現状と防止対策」を使用して関係者に交通安全教育を行うと共に、過労による交通労働災害を防止するため、疲労軽減への配慮や長時間継続した運転を行わせないよう管理する。
- (3) 見通しのきかない踏切、転落のおそれがある路 肩等の危険箇所について交通ハザードマップ等に よる危険情報の共有、誘導による安全運転を励行 する。
- (4) 作業者の送迎のためにマイクロバス、ワゴン車等を使用する場合には、安全な運行経路を指定し、あらかじめ指名した者に運転させるよう努める。

また、自動車の運転以外の業務の終了後に自動車の業務に従事させる場合には、疲労による交通 労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤 務の軽減に配慮すること。

(5) 工事現場内での工事車両(車両系建設機械を除

- く)を運行する場合には、事前の運行経路の選定、 現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の 配置等を計画的に実施する。
- (6) 走行前、途中、走行後自動車の点検を実施する。
- (7) 特にタイヤの磨耗等に注意する。
- (8) 過積載や偏荷重が生じないように積載する。
- (9) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の 健康状態を把握する。
- (10) 同乗者にも必ずシートベルトを着用させる。
- (11) 運転中のカーナビや携帯電話の操作等の「ながら運転」の禁止を徹底する。
- (12) 道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置する。

2. 飛来・落下災害の防止

- (1) 材料等が落下するおそれのある箇所には、作業 床の端に高さ10cm以上の幅木、メッシュシート または防網(安全ネット等)を設ける。ただし、 作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な 場合または臨時に幅木等を取り外す場合は、立入 禁止区域を設定する。
- (2) 足場や型枠支保工の組立て、解体等の作業、構築物の取り壊し等の作業にあたっては、防網(安全ネット等)、防護棚(朝顔)及び投下設備を設置すると共に、作業主任者、作業指揮者、合図者及び監視人の配置ならびに立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。
- (3) 材料等を仮置きする場合は、材料等をロープ掛け、シート掛け等により、風、振動等による倒壊及び落下防止の措置を講ずる。
- (4) 資材置場等での荷の運搬取り扱いは、荷崩れに よる災害を防止するため、高さを2m以内にとど めると共に通路を確保する。
- (5) 作業の性質上やむを得ず上下作業を行う場合には、作業間の連絡調整を徹底させると共に、部材、工具類を落下させないように、作業者につり網、つり袋等を使用させる。

3. 電気による災害の防止

- (1) 工事の施工計画を立てる場合及び作業中に必要が生じた場合には、次の事項を調査し、感電防止に必要な計画を立てる。
 - ① 架空電線の近接状況
 - ② 地中電線の敷設状況
 - ③ 電気機械器具等の電気使用設備の種類及びそ

の状況

- ④ 受変電設備の状況
- (2) 次の場合には、電力会社等の施設管理者と事前 に安全対策等について協議し、その指示に従う。
 - ① 作業者が作業中または通行中に高圧架空電線 等に接触し、または接近するおそれがあるとき。
 - ② 作業者が取り扱う鉄骨、鉄筋、鉄板等の導電 体が高圧架空電線等に接触し、または接近する おそれがあるとき。
 - ③ 作業者が使用する移動式クレーン、くい打機 等のジブ、アーム、ワイヤロープ、つり荷等が 高圧架空電線等に接触し、または接近するおそ れがあるとき。
 - ④ 高圧架空電線等に近接して足場、架設通路等 を設けるとき。
- (3) 上記(2)の危険がある場合には、あらかじめ、作業の指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させると共に、適切に前項の措置が講じられていることを確認する。
- (4) 高圧架空電線等に近接して移動式クレーン、くい打機、くい抜機等を使用する場合には、ジブ、アーム、ワイヤロープまたはつり荷が電力会社等と協議し指示された安全管理限界内にあるよう、あらかじめ合図者を指名し、その者に合図を行わせる。
- (5) 低圧の充電電路の敷設、修理の作業または区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の作業は、法令の定めるところにより、あらかじめ電気取扱業務に係る特別教育を修了した者から作業者を指名し、その者に行わせる。
- (6) 停電して作業を行う場合には、作業指揮者を定めて、電源の操作を担当する者との連絡を確実に取ると共に、作業中、開閉器に施錠し、もしくは通電禁止を表示し、または監視人を置くこと等により、不意の通電による感電を防止する。
- (7) 移動式電動機械器具 (ベルトコンベア、水中ポンプ、コンクリートミキサー等)、可搬式電動機械器具 (電気ドリル、丸のこ、電動グラインダ等)及びアーク溶接機については、あらかじめ点検者を指名し、その者に点検させ、異常がある場合にはただちに補修し、または取り替える。また、この点検は1月を超えない一定の期間ごとに行う。
- (8) 移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及び アーク溶接機を使用する場合には、その金属製外枠 を確実に接地する。なお、その接地線の被覆の色は、 緑/黄色のしま模様または緑色とする。ただし、や むを得ず前記の色の被覆でないものを使用する場

合には、接地線の両端に緑色のテープを巻く。

また、電気機械器具に接続する移動電線は、単相用では3芯、三相用では4芯のものを使用し、そのうち1芯については専用の接地線とする。

- (9) 移動式電動機械器具または可搬式電動機械器具を使用する場合には、法令で定めるところにより、これらの電動機械器具が接続される電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を使用する。ただし、その措置を講ずることが困難な場合には、移動式電動機械器具または可搬式電動機械器具の金属性外枠等を接地する。また、できるだけ二重絶縁構造のものを使用する。
- (10) 電気工事にあたっては、資格のある者を配置し、必要な保護具等を使用させる。
- (11) 作業者が通行する足場、架設通路等に近接する 高圧架空電線等がある場合には、見やすい場所に 「高圧線注意」、「頭上高圧線注意」等の表示を行う。
- (12) 交流アーク溶接機を使用する場合には、厚生労働大臣が定める構造規格に適合した交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を設ける。また、入力側回路に感電防止用漏電しゃ断装置を設け、金属製外枠を接地する。

4. 火災・爆発災害の防止

- (1) 火気を使用するときは火元責任者を定め、事前に「火気使用届」を提出させ、使用中の消火器や監視 人の適切な配置等による火気管理の徹底及び使用後 の残火の確認等の作業終了後の点検を行わせる。
- (2) 火気を使用する作業においては、消火器、防火用水、砂等を常に適切な場所に配置する。
- (3) 引火物、爆発物等の安全データシート (SDS) 等により、作業場所で使用する引火物、爆発物等 の危険性又は有害性等を確認してリスクアセスメントを行い、リスクレベルに応じた安全衛生対策 を講じ、作業者に周知する。
- (4) トンネル・シールド工事等、可燃性ガスの発生 するおそれのある場所では、ガス爆発を防ぐため ガス濃度の測定を行い、その結果に基づき防爆型 器具の使用及び適切な換気等を行う。
- (5) 溶接・溶断等の作業では、特に、周囲の可燃物を撤去し、防炎シート等で引火防止の措置を講ずる。
- (6) 現場の発泡ウレタン系及びプラスチック系断熱 材等の使用箇所の確認と、その特性について周知 徹底し、当該場所では火気を絶対に使用しない。
- (7) 採暖は場所を指定し、消火に関するルールを決

めた上で、責任者の許可を受けて行う。なお、採 暖用に小型プロパンガスを使用する場合はボンベ を屋外に設置する。

- (8) 密閉された場所での採暖は、常に換気を行う。
- (9) 現場の防火訓練及び避難訓練は定期的に実施する。
- (10) 火を使用しない工法 (無火気工法や火無し工法 等)を積極的に採用する。

5. 木材加工用機械災害の防止

- (1) 木材加工用機械を使用して木材を加工する作業 を行う場合は、あらかじめ安全確認者を選任し、 次の事項を行わせる。
 - ① 作業を直接指揮する。
 - ② 適正な安全装置及び治具・工具等の使用状況 を確認する。
 - ③ 点検の実施及びその実施状況を確認する。
 - ④ 関係者以外が立入っていないか確認する。
 - ⑤ 点検結果表等により職務の実施状況を記録する。
- (2) 安全確認者の氏名及び職務を作業場の見やすい 箇所に掲示し、周知を図る。
- (3) 携帯用丸のこ盤を作業台等に固定して使用する 場合には、厚生労働大臣が定める構造規格に適合 した安全装置のうち可動式の歯の接触予防装置を 設置する。
- (4) 携帯用丸のこ等を使用する作業に従事する者に 対して、特別教育に準じた「丸のこ等取扱い作業 従事者教育 | を行う。
- (5) 作業開始前に丸のこ等及びその安全装置等につ いて、「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上の ガイドライン」(厚生労働省)(以下「丸のこ盤ガ イドライン」という)による点検を実施する。
- (6) 1年以内ごとに1回、丸のこ等について丸のこ 盤ガイドラインによる定期自主検査を実施し、そ の結果と整備状況を記録する。
- (7) 上記(5)と(6)の点検及び定期自主検査の結果、異 常がある場合には、当該木材加工用機械及びその 安全装置等について、ただちに補修し、または取 り替える。
- (8) 丸のこ等については、丸のこ盤ガイドラインに よる使用中の注意事項を遵守する。
- (9) 丸のこ等の清掃等の作業を行う場合には、機械 の主電源を遮断し、表示板の設置等の措置を徹底
- (10) 丸のこ等を定置して使用する場合は、構造規格 に基づく定置式としての安全装置の設置及び使用 を徹底する。

- (11) 毎月第一木曜日を「木工作業点検の日」とし、 チェックリストにより自主点検を実施する。
- (12) 携帯用電動工具等については、電源コードの損 傷、劣化等による感電防止を図るため、点検・保 守等を徹底する。

6. 転倒災害の防止

安全管理者や安全衛生推進者が参画する安全委員会 等において、転倒災害防止に係る現状と対策の調査・ 検討を行うとともに、職場巡視、職場環境の改善や作 業者の意識啓発、職場巡視等により、転倒災害防止対 策の実施(定着)状況の確認を行う。

特に寒冷地や冬季においては、通路、作業場所の凍 結等により転倒のリスクが高まるため、気象情報等を 活用し、リスク低減措置を実施する。

作業場所においては、以下の転倒災害防止対策を実 施する。

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目 等の解消
- ② 4 S (整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床 面の水漏れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の撤去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法 の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着 用の推進
- ⑦ 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策 の繰り返しの注意喚起
- ⑧ 事業場内の高年齢労働者が就業する箇所を確認 し、①~⑦の事項の重

点的な実施

- ⑨ 定期的な職場点検、 巡視の実施
- ⑩ 設備管理者への危険 簡所の改善の要請
- ① 転倒予防体操の励行
- ⑫ 建災防作成の「転倒 災害を防ごう | のポス ター掲示等による注意 喚起



STOP! 転倒災

7. 荷役運搬等による災害の防止

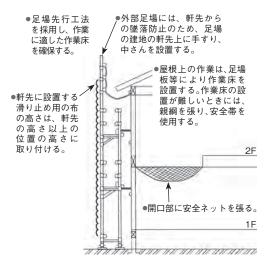
(1) 資材等の運搬については、計画段階において機 械運搬を心掛け、なるべく人力運搬を避けるよう にする。

- (2) 人力運搬がある場合には、荷の重量や取扱う回数に配慮し、腰部に過度の負担がかからないようにする。
- (3) 車両系荷役運搬機械等を使用する場合や複数人に よる人力運搬の場合には、作業指揮者を定め、あら かじめ定めた作業計画に基づき作業の指揮を行う。
- (4) 通路、作業箇所等には、物置場所等を定めることにより整理整頓、照明、段差等に配慮し、安全通路を確保する。

8. 低層住宅建築工事における災害の防止

- (1) 軒の高さが10m未満の木造建築物等の建て方作業を行うときは、「足場先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省)により、安全な作業床を設けたうえで工事を実施する。
- (2) (1)が困難な場合には、防網(安全ネット等)を 張り、親綱の設置とフルハーネス型安全帯を使用 させる等の措置をする。
- (3) 高さ5m以上の足場の組立て・解体、軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立てについては、それぞれ作業主任者の選任及び作業の直接指揮を徹底する。
- (4) 店社としての工事現場に対する指導、支援を充 実するなど、工事現場における安全衛生管理を強 化する。
- (5) 作業に適した保護具を使用する。(保護帽、安全 靴、安全帯等)
- (6) 移動式クレーンの運転、玉掛け等の資格を有する作業については、有資格者により適正な方法による作業を徹底する。
- (7) 足場の設置が困難な屋根上作業においては、「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に従って行うよう努めること。

【木造住宅工事等の足場・屋根作業】



9. ずい道・坑内災害の防止

1) 爆発災害の防止

- (1) 発破作業は発破指揮者を配置し、その者の指揮のもとに作業させる。
- (2) 可燃性ガスの発生のおそれのあるときは、ガス 測定をして結果を記録すると共に、可燃性ガスが 存在する場合には、自動警報装置を設ける。なお、 自動警報装置の検知部は、切羽周辺の上部にも設 置する。
- (3) 一旦工事が中断された後、工事を再開する場合は、可燃性ガス等の発生の有無について事前に測定者を指名し、測定させる。
- (4) 事前の地質調査で可燃性ガスの存在が認められなくとも、泥土圧シールド工法等の場合には、ガス測定者を指名し、毎日、作業の開始前に測定する。
- (5) 予想以上の可燃性ガスが認められる場合には、 換気量の増加、防爆構造電気機械器具を採用する 等施工計画を変更する。
- (6) ガス溶接等の作業は、作業指揮者を定め、その者に火災防止の措置を講じさせると共に、付近にある可燃性の物は除去するかまたは不燃性の物による覆いをする。
- (7) 火気を使用またはアーク溶接作業を行う場合は、防火担当者を定め、その者に火災防止の措置を講じさせる。
- (8) 必要に応じて、ずい道等救護技術管理者を選任 し、警報設備、携帯用照明器具、通話装置及び給 気式呼吸用保護具を備え付ける。
- (9) 出水、ガス爆発等が生じたときに備えての避難 訓練は、半年以内ごとに1回実施する。
- (10) 電気雷管の運搬、電気雷管を取り付けた薬包の 装填の作業等を行う場合は、漏電等による爆発を 防止するために、電動ファン付き呼吸用保護具の 電池を取りはずして保管したうえで作業を行う。

2) 落盤・肌落ち等災害の防止

「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」(厚生労働省)により、切羽における肌落ち防止対策を適切に実施すること。

(1) 切羽の立入禁止措置

事業者は、肌落ちによる労働災害を防止するため、切羽への作業者の立入を原則として禁止し、 真に必要がある場合のみ立ち入らせる。この措置 の実効性を確保するため、切羽に立ち入ることに より作業されていることが多い装薬作業の遠隔化、 支保工建て込み作業等の完全な機械化等を積極的 に進めること。

(2) 肌落ち防止計画の作成 山岳トンネル工事を行う場合、肌落ち防止計画 等を作成し関係者に周知する。

(3) 肌落ち防止計画の実施及び変更

肌落ち防止計画の適否の確認において、切羽に 脆弱部が存在するおそれがあることに留意するこ と。肌落ち防止計画に基づき一連の作業を適切に 実施する。また同計画によって必要と判断した場 合は、発注者等と再検討し、同計画を適切なもの に変更する。

(4) 切羽監視責任者の選任等

交代制の場合は、交代番ごとに選任して関係者に 周知すると共に、切羽の状態を常時監視すること。

なお、切羽監視責任者は専任とすること。ただし、 小断面概ね50㎡未満では、作業主任者が兼任できる。

- (5) 具体的な肌落ち防止対策
 - ① 鏡吹付け
 - ② 鏡ボルト
 - ③ 浮石落し
 - ④ 水抜き・さぐり穿孔
 - ⑤ 切羽変位計測
 - ⑥ 設備的防護対策
 - ⑦ フォアボーリング
 - ⑧ 長尺フォアパイリング
 - ⑨ その他の工法・水抜きボーリング等

なお、断面積60㎡以上のトンネルでは、ベンチカットをすると共に、地山の状態が悪い場合は、核残しを行うことが望ましい。遮水層、帯水層がある場合は、水抜きボーリング、薬液注入工法の実施の検討を行うこと。また、地山の層が切羽と平行になっている場合は、鏡ボルトが有効であること。

- (6) 肌落ち防止対策の実施に係る留意事項
 - ① 保護具の着用

作業者に保護帽、保護具(バックプロテクター等)、安全靴(長靴)、必要に応じ電動ファン付呼吸用保護具等を着用させること。

② 照明 切羽における作業では150ルクス以上とする。

3) ずい道等の覆工作業主任者の選任

ずい道型枠支保工を設ける場合には、あらかじめ、 ずい道等の覆工作業主任者を選任し、法令で定められ た事項のほか、作業開始前に次のことを確認させる。

- (1) 部材に損傷、腐食、変形または変位がないこと。
- (2) 部材の接続部が確実であり、かつ、交さ部の状態が良好であること。
- (3) 脚部の沈下がないこと。

4) 車両等による災害の防止

- (1) 施工計画の段階で通路及び退避場所の確保、車両限界の保持及び通行基準(速度制限、誘導、後進方法等)の設定を図る。
- (2) 坑内車両の警報・制動・照明装置等は、常に正常な状態に整備する。
- (3) 車両等を使用する場合は、前進運行を原則とし、 やむを得ず後進する場合には、作業者の立入禁止 区域を設定し、誘導者を配置する等接触による危 険を防止する。
- (4) 使用する車両等の排気ガスは、換気装置により 確実に排出すると共に、ガス濃度測定を励行する。
- (5) 作業箇所は、照明付標識、作業燈等により明示するほか、車両には誘導者を配置する。

10. 土石流等による労働災害の防止

- (1) 降雨、融雪または地震に伴い、土石流が発生するおそれのある河川において工事を行う場合には、あらかじめ、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等の地形等の調査及び過去の土石流の発生状況の調査を実施する。
- (2) 上記(1)の結果を踏まえ、次に掲げる事項を含む 土石流による労働災害の防止に関する規程を作成 する。
 - ① 降雨量の把握の方法
 - ② 降雨または融雪があった場合及び地震が発生 した場合に講ずる措置
 - ③ 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置
 - ④ 土石流が発生した場合の警報及び避難の方法
 - ⑤ 避難訓練の内容及び時期
- (3) 降雨及び積雪のあるときの気温を的確に把握する。
- (4) 警戒降雨量基準を設定し、その基準に達した場合は、作業中止及び退避、監視人または土石流検知器による検知の措置を講ずる。
- (5) 融雪時及び中震以上の地震を把握したときには 適切な措置を講ずる。
- (6) 土石流が発生した場合に関係作業者に速やかに 知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の 設備を設け、作業者に避難場所を周知する。
- (7) 土石流が発生した場合に関係作業者を安全に避難させるための登り桟橋、はしご等の避難用の設備を適切な場所に設け、作業者にその場所を周知する。
- (8) 上記(6)の警報用の設備及び上記(7)の避難用の設備の点検を行うと共に、6カ月以内ごとに1回、

関係作業者に対し避難訓練を行う。

- (9) 土石流の発生を把握する等、労働災害発生の急 追した危険があるときは、直ちに作業を中止し作 業者を安全な場所に退避させる。
- (III) 異なる元方事業者が近接して作業を行う場合には、 すべての元方事業者が参加する労働災害防止のため の協議会等を設置して、統一的な安全管理を行う。
- (11) 豪雨警戒・退避基準等は必要に応じて見直す。 また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくて も、危険が予想される場合には、作業場所から上 流の状況を監視する等の措置を講ずる。
- (12) 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」(厚生労働省)に基づき、土石流等による労働災害防止対策の徹底に努める。

11. 建設業附属寄宿舎の火災の防止

- (1) 寄宿舎管理者に寄宿舎を巡視させ、建設業附属 寄宿舎規程及び「望ましい建設業附属寄宿舎に関 するガイドライン」(厚生労働省)等を遵守し、必 要な改善を行う。
- (2) 避難階段または避難器具及びこれらに通ずる通路について、避難用である旨及びその方向を表示し、常時容易に避難できるようにする。
- (3) 火災そのほか非常の場合に、これを速やかに知らせるため警報設備を設け、その設置場所及び使用方法を周知する。
- (4) 消火設備を設け、その設置場所及び使用方法を 周知する。
- (5) 建設業附属寄宿舎の消火設備、非常口、避難設備 等は常に点検、整備をするほか、居住者の把握に努 め、責任者を定めて就寝前の火気点検を行わせる。 また、寝タバコを禁止する。
- (6) 建設業附属寄宿舎の避難訓練及び消火訓練は、 6カ月以内ごとに実施する。

12. 不安全行動による災害の防止

- (1) 「建設工事に従事する作業者に対する安全衛生教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育を実施する。
- (2) 建設従事者に対する危険体感教育(安全帯ぶら下がり、車両系建設機械等の死角確認等)を実施する。
- (3) 毎日の作業開始前に実施する安全ミーティング において、これから行う作業の危険性について話 し合う危険予知活動を実施する。
- (4) 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない、

妥協しない (MMD) | 職場風土づくりの推進。

- (5) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」、「指差呼称運動」 等を積極的に実施する。
- (6) 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止の 徹底を図る。

13. 公衆災害の防止

- (1) 建設工事を施工するときは、工事関係者以外の 第三者の災害を防止するため、「建設工事公衆災害 防止対策要綱」(国土交通省)に基づき保安施設等 を設置する。
- (2) 現場付近は、工事関係者以外の者が安全に通行できるよう誘導者等を配置し、安全ネット、養生シート、仮囲い、柵、防音パネル、ネットフレーム、防護棚(朝顔)等を設けると共に、常に通路面の段差の解消や清掃等を行う。
- (3) 工事着工に際しては、地下埋設物の破損や架空線の切断損傷等の物損災害を防止するため、発注者・埋設物管理者等との十分な連絡調整を図り、防護対策を実施する。
- (4) 著しい騒音、振動、水質汚濁等を発生する有害 な作業では、必要な測定を行い、その結果によっ て使用機械の変更、工法の改善等の措置を講ずる。
- (5) 突風や強風による資材等の飛散防止対策を徹底する。
- (6) 工事施工敷地内への工事関係者以外の立入禁止 措置を講ずる。
- (7) 各種標識を掲示して、公衆の協力を要請する。
- (8) 「建築物の解体工事における外壁の崩落等による 公衆災害防止対策に関するガイドライン」(国土交 通省)に基づき、その防止対策の徹底に努める。

14. 積雪・雪崩災害の防止

- (1) 積雪・凍結等により、足場や作業床等が滑りやすい場合には、安全帯取付設備を設置し、安全帯を掛けて2人以上で除雪を行い、気象状況により高所作業を禁止する。
- (2) 積雪地では、残雪の崩落や雪崩等の危険を防止するため、立入禁止や監視人の配置等の措置を講ずる。
- (3) 寄宿舎、作業場等は、調査結果に基づき、雪崩、 崩壊等のおそれのない場所を選び、作業現場への 往復通路は、谷・急斜面を避け、安全経路を定める。
- (4) 寄宿舎、事務所の構造は積雪を考慮するほか、 適宜屋根の雪下ろしを実施する。また、屋根の雪

下ろしをする場合は、安全帯が使用できる設備の 設置及び安全帯を使用する。

(5) 非常時の連絡や避難方法等を定めて全員に周知 徹底し、適宜訓練を実施する。

15. 自然災害における緊急事態発生時の対応

- (1) 地震、津波、集中豪雨等の自然災害に対し、事前に緊急対応計画の策定、避難訓練等を実施するなど、体制の整備に努める。
- (2) 自然災害における緊急事態発生時には、緊急対応計画に基づき、すべての関係者が安全に避難する等、安全確保を図る。

16. 局地的な大雨による災害の防止

- (1) 局地的な大雨に関する気象情報を入手すると共に、現場の気象状況の変化から、急な大雨の予兆を捉える。
- (2) 下水道工事等では、計画段階で工事の中止基準・再開基準を設定しておく。
- (3) 工事に着手する前に、あらかじめ、安全かつ迅速に退避する方法について具体的に定め、作業関係者全員に周知徹底する。

IV-3

職業性疾病予防のための具体 的対策

1. 粉じん障害の防止

- (1) 「第10次粉じん障害防止総合対策」(厚生労働省) に基づく対策の実施。
- (2) ずい道等建設工事における粉じん対策を推進するため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(厚生労働省)に基づき次の措置を講ずる。
 - ① 事前に粉じん対策に係る計画を策定する。
 - ② 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者を選任し、粉じん濃度等の測定方法及びその結果を踏まえた作業方法や換気方法の確認と決定、呼吸用保護具の選定及び使用状況の監視等を行う。
 - ③ 掘削作業・ずり積み作業等による粉じん発散を防止するため、湿潤化等の措置を講ずる。
 - ④ 坑内の粉じん濃度を減少させるため、換気装置 等による換気を行う。換気装置等に異常が認めら れたときは、直ちに補修その他の措置を講ずる。

なお、換気装置等は半月以内ごとに1回、定 期に点検を行いその記録を3年間保存する。

- ⑤ 事業者は、坑内作業員に要求防護係数を上回る電動ファン付き呼吸用保護具等を使用させると共に、それら呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理の方法等について基準を定め、その使用等や保守管理を徹底する。
- ⑥ 粉じん作業を行う坑内作業場の切羽に近接する場所において、粉じん濃度等の測定を半月以内ごとに1回、定期に行い、その結果に基づき作業環境改善に必要な措置を講ずる。粉じん濃目標レベルは2mg/m³以下とする。

また、換気装置を初めて使用する場合や作業 方法に大幅な変更を行った場合も同様に測定を 実施する。

⑦ 空気中の粉じん濃度等の測定等を行った記録 は、常時各作業所の見やすい場所に掲示等を行 い周知する。

また、その記録は7年間保存する。

- ⑧ 坑内作業員に対して労働衛生教育を実施し、 受講者の記録は3年間保存する。
- ⑨ 坑内作業員が休憩の際に容易に坑外に出ることが困難な場合は、清浄な空気が室内に送気され、粉じんから隔離されており、作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具を備えた休憩室を設置する。
- (3) ずい道等建設工事を施工する事業場においては、 ずい道等建設工事に従事する労働者の健康確保対 策の充実を図るため、協会が構築した「ずい道等 建設労働者健康情報管理システム」に、ずい道等 建設工事に従事する労働者の同意の下で健康管理 情報や粉じん作業等の従事歴を確実に登録し、一 元管理の推進を図る。
- (4) 粉じん作業場ごとに「たい積粉じん清掃責任者」 を選任し、その者の指揮のもとで、毎日の清掃及 び1カ月に1回以上のたい積粉じん除去の清掃の 定着化を図る。
- (5) 屋内・屋外にかかわらずアーク溶接作業、岩石の 裁断作業、岩石・鉱物の研磨・ばりとり作業等に係 わる粉じんの有害性の認識の徹底、粉じん作業等の 明示及び呼吸用保護具の適切な使用を徹底する。
- (6) アーク溶接等作業は金属アーク溶接等作業主任 者の指揮の下で行い、従事する労働者には6月以 内ごとに1回、特殊健康診断を実施する。
- (7) ビル建築工事等におけるコンクリート研磨作業では、粉じんの発散程度に応じて、グラインダにHEPAフィルタ付真空掃除機を装着する等の粉じん発散低減対策を施し、呼吸用保護具の適切な使用等を徹底する。

- (8) じん肺法に定めるところにより、じん肺健康診断を行う。
- (9) じん肺健康診断により、じん肺の所見があると 診断された作業者について、当該作業者のじん肺 管理区分を決定するため、じん肺法の定めるとこ ろにより、エックス線写真等を都道府県労働局長 に提出する。
- (10) じん肺有所見者に対する健康管理教育を実施する。
- (II) 常時粉じん作業に従事する作業者に対する特別 教育を実施する。
- (12) 明かり掘削作業、屋内または坑内で動力工具に よるコンクリート等のはつり作業等粉じんの発散 を伴う作業には、「保護具着用管理責任者」を選任 し、作業者に有効な呼吸用保護具の使用及び保守 管理を徹底する。
- (13) 雇入れ時の一般健康診断及びじん肺健康診断を 実施し、異常所見がある者の早期発見に努め、適 正な健康管理を行う。
- (14) じん肺健康管理実施状況の監督署への提出を行う。

2. 石綿障害の予防

(1) 事前調査

- ① 発注者からの石綿などの使用状況の通知 事前調査(書面調査及び現地での目視調査等) にあたり、発注者からの設計図書、過去の調査 記録など石綿の使用状況等の情報を入手する。
- ② 書面調査及び現地での目視調査 解体・改修工事における石綿含有建材の有無 のための事前調査は、石綿の特性等について一 定の知見を持ち、的確に判断できる建築物石綿 含有建材調査者等の資格を有する者が行う。
- ③ 分析による調査 石綿含有が明らかではない場合に行う分析調 査において、分析を行う者は充分な知識と技能 を持ち、的確に判断できる厚生労働大臣の定め る分析調査講習を受講し、修了考査に合格した 者等が行う。
- ④ 事前調査結果の記録、記録の写しの現場への 備え付け及びその概要の掲示

調査結果は、写真や図面を添付し、調査した 個所が明らかになるように記録する。

【調査結果の記録項目】

- ・事業場の名称
- ・発注者からの通知の有無 ・建築物等の種別
- ・調査方法及び調査場所
- ・調査・分析結果

- ・調査者氏名及び所属
- ・調査終了の年月日 ・その他必要な項目

上記の項目を記載したものを作業場に掲示する。 掲示場所は、作業に従事する作業者及び周辺住民に 見やすい場所とする。石綿が使用されていない場合 でも、記録・掲示すること。調査結果の記録(石綿 則第3条第7項)は3年間保存すること。(発注者や 建築物所有者も同様な保存が望ましい)

- (2) 建築物等の解体等の作業に伴う石綿除去作業、または改修工事等における封じ込めまたは囲い込みの作業を行う場合には、次の事項が示された作業計画を定め、この計画により作業を行う。
 - ① 作業の方法及び順序。
 - ② 石綿等の粉じんの発散を防止し、または抑制する方法。
 - ③ 作業者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法。
- (3) 作業計画を、関係作業者に周知する。
- (4) 次に掲げる作業については、それ以外の作業を 行う作業場所から隔離等の措置を講ずる。ただし、 当該措置と同等以上の効果を有するグローブバッ ク工法等の措置を講じたときはこの限りではない。
 - ① 壁、柱、天井等に石綿等が吹付けられた建築物、 工作物等の解体等の作業における当該石綿等の 除去作業
 - ② 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物、工作物等の解体等作業における当該保温材、耐火被覆材等の除去作業(切断、穿孔、研磨等の作業に限る)
 - ③ 石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業(囲い込みの作業にあっては、切断、穿孔、研磨等を伴う作業に限る)
- (5) 隔離等の措置は、次の各号に掲げるところによる。
 - ① 隔離は出入口及び集じん・排気装置の排気口を除き、作業場所をプラスチックシートにより 密閉し、石綿等粉じんが外部へ漏えいするのを 防止する。
 - ② 隔離空間は、内部を負圧に保つため、作業に 支障がない範囲内において、できる限り小さく 設定する。
 - ③ 隔離空間には、集じん・排気装置を設置し、 内部の負圧化を行う。なお、集じん・排気装置 の点検は次により実施する。
 - (ア) 作業開始直後、速やかに集じん・排気装置 の排気口から石綿等粉じんが漏えいしていな

いことを点検する。

- (イ) 集じん・排気装置に変更を加えた場合や設置位置を変更した場合は、当該装置が正常に 稼働し、排気口から石綿等の粉じんが漏えい していないか点検する。
- (ウ) 集じん・排気装置の排気口から石綿等粉じんが漏えいしていないことの確認は、デジタル粉じん計、リアルタイムモニター等を使用して行う。
- ④ 隔離空間への出入口には、セキュリティーゾーン(前室、洗身室及び更衣室)を設け、出入口に覆いをつける。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から作業者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室の順に通過するように互いに連接させる。
 - (ア) 作業場所は負圧に保ち、その日の作業を開始する前及び作業を中断した際には、負圧に保たれていることの点検を行う。
 - (イ) 作業場所が負圧に保たれていることの確認 は、スモークテスターまたは微差圧計(いわゆるマイクロマノメーターをいう)を使用して行う。
 - (ウ) 隔離空間から退出する際に充分な洗浄がなされず持ち出す可能性もあることから、作業計画において洗身時間の確保を規定し、充分な洗身を徹底する。
- ⑤ スモークテスター等により石綿粉じんが隔離 空間の外部へ漏えいしないよう作業前に確認す ると共に作業中も点検・確認を行う。
- (6) 石綿含有仕上塗材は、塗膜が健全な状態であれば石綿が飛散するおそれは少ないが、除去方法によっては石綿が飛散するおそれがあり、飛散させない適切な工法を選択する必要がある。
- (7) 石綿等を取扱う作業場には、関係作業者以外の 者の立入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇 所に表示する。
- (8) 次に掲げる作業に作業者を従事させる場合には、 石綿等を湿潤な状態のものとする。ただし、石綿 等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難な ときは、この限りでない。
 - ① 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
 - ② 石綿等を塗布、注入、または張り付けたものの解体等の作業
 - ③ 封じ込めまたは囲い込みの作業
 - ④ 発散した石綿等の粉じんの掃除作業
- (9) 石綿等の切断等作業を行う場合には、石綿等の 切りくず等を入れるための密閉できるふたのある

容器、プラスチック袋を備える。

- (10) 上記(8)の①~④の作業を行う場合には、作業者に呼吸用保護具(隔離空間の内部に作業者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具:防護率99.9%以上のもの、または同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る)及び防護服(隔離空間の内部に作業者を従事させるときは、フード付き防護服に限る)または専用の作業衣を使用させる。
- (11) 石綿等を取り扱うために使用した器具、工具、 足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、 廃棄のため、容器等に梱包したときには、この限 りでない。

また、作業場所から作業者が退出するときには、 計画書の定めに従い、洗身室にて防護服に付着し た石綿を除去する。

- (12) 石綿等を取り扱う作業場には、作業者が喫煙または飲食することを禁止し、かつ、その旨をその作業場の見やすい箇所に表示する。
- (13) 隔離等の措置を解除する前に石綿等の取り残し がないか確認すると共に、粉じん濃度の測定によ り隔離空間内の粉じん処理状況の確認を行う。
- (14) 作業場所の負圧状況、集じん・排気装置の排気口からの漏えい確認等の結果、異常が確認された場合は作業を中断し、速やかに補修等必要な措置を行う。
- (15) 石綿等を取り扱う業務または周辺業務に常時従事する作業者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際に、6カ月以内ごとに1回、それぞれ定期に石綿健康診断を行う。この健康診断を受けた作業者に対しては、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

また、常時粉じん作業に従事する作業者に対し、石綿肺の程度に応じて1年又は3年以内ごとに定期に1回、じん肺健康診断を行う。この健康診断を受けた作業者に対しては、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

- (16) 上記により実施した健康診断の結果については、 当該作業に従事しないこととなった日から、その 記録を40年間保存する。
- (17) 石綿等を取り扱う場所において常時作業に従事する作業者については、1カ月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該作業者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存する。
 - ① 作業者の氏名
 - ② 石綿等の取扱いに従事した作業者は、従事し

た作業の概要及び当該作業に従事した期間

- ③ 石綿等の取扱いに伴い石綿粉じんを飛散する 場所における作業(周辺作業)に従事した作業 者は、石綿等の取扱い作業の概要及び周辺作業 に従事した期間
- ④ 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態 が生じたときの概要、及び事業者が講じた応急 措置の概要
- (18) 石綿等を取り扱う作業については、石綿作業主任者を選任し、作業を直接指揮させる。
- (19) 建築物等の解体等の作業に伴う石綿除去作業及び改修工事等における封じ込めまたは囲い込みの作業については、作業者に対し特別教育を行う。(詳しくは、厚生労働省・環境省が公表している「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」を参照してください)

3. ガラス繊維及びロックウールによる 粉じん障害の防止

- (1) ロックウールを建築物の柱等に使用されている 鉄骨等へ吹付ける場所における作業においては、 次の措置を行う。
 - ① ロックウールのばく露による健康障害を防止 するため、作業方法、換気方法、異常時の措置、 保護具の使用についての作業手順を定め、これ に従って作業を行わせる。
 - ② 作業者に対し、粉じん発散防止及び換気の方法、保護具の使用方法、ロックウールの有害性について、特別教育に準じた教育を実施する。
 - ③ ロックウールを取り扱う作業に従事する作業 者について、氏名、作業の概要及び従事期間・ 喫煙歴及び保護具の使用状況について、1年を 越えない期間ごとに記録し、これを保存する。
 - ④ 密閉型保護眼鏡または全面型マスク及び有効 な呼吸用保護具を使用させる。
 - ⑤ 皮膚障害防止のため専用の作業衣を使用させる。また、保護手袋及び保護長靴の併用が効果的なので、必要に応じ使用させる。
 - ⑥ 洗眼、洗身またはうがいの設備、更衣設備、 洗濯設備を設けるよう努める。
 - ⑦ 作業場内では、喫煙、飲食を禁止し、その旨 周知する。
 - ⑧ 関係者以外の立入りを禁止し、その旨周知する。
 - ⑨ プラスチックシート等により当該作業場所を 囲む等粉じんの飛散防止の措置を行う。
 - ⑩ 一般健康診断及びじん肺健康診断を実施する

等の適切な健康管理を行う。

(2) ガラス繊維、ロックウール、セラミック製品等を塗布、注入、または張り付けた物の除去、破砕、解体等を行う場所にて作業を行うときは、必要に応じて当該箇所及びその周囲の湿潤化のために充分な散水ができるように、必要な水圧の水源及び適切なノズルを備えた散水設備を設け、適切に散水を行う。

4. ダイオキシン類のばく露防止

「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ば く露防止対策要綱」に基づき、廃棄物焼却施設の解体 業(移動解体を含む)においては、次の措置を講ずる。

(共通事項)

- (1) 作業者に特別教育を行う。
- (2) 作業指揮者を選任し、作業を指揮させると共に、保護具の着用状況を監視させる。
- (3) コンクリート造の工作物の解体作業等において は、あわせてコンクリート造の工作物の解体等作 業主任者を選任する。
- (4) ダイオキシン類を含むものの発散源を湿潤な状態にする。
- (5) 作業者に対し、一般健康診断を実施すると共に 適切な管理を行う。
- (6) 女性作業者については、母性保護の観点から就業上の配慮を行う。
- (7) 濃度等の測定結果に応じて保護具を選定して、 作業者に使用させる。
- (8) 作業者の使用する保護具の適切な管理を行う。
- (9) 作業衣等に付着した焼却灰等により、休憩室が汚染されない措置を講ずる。
- (10) 作業が行われる作業場では、作業者の喫煙及び飲食を禁止する。

(解体作業)

- (1) 解体作業を行う事業者は、空気中のダイオキシン類濃度の測定及び解体の対象となる工作物及び設備機器等の汚染物等のサンプリング調査を行う。
- (2) 一定の規模以上の廃棄物焼却炉、集じん機等の解体等の作業を行う事業者は、所定の書類を添付して所轄労働基準監督署長に対し、計画の届出を行う。
- (3) 解体作業を行う事業者は、作業前に測定した空 気中のダイオキシン類濃度測定結果等を用いて解 体方法選択のための「解体作業管理区域」及び保 護具選定のための「保護区選定に係わる管理区域」 の決定を行う。
- (4) 事業者は、解体作業実施前に工作物及び設備機

器等の内部に付着したダイオキシン類を含むもの の除去を実施する。

- (5) 事業者は、ダイオキシン類による汚染の拡散を 防止するため、管理区域ごとに作業場所の分離・ 養生を行う。
- (6) 事業者は、解体作業によって生ずる排気、排水 及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止す るため、必要な措置を講ずる。

(運搬作業)

- (1) 他の事業者に運搬を請け負わせる場合、対象設備について適切に情報提供を行う。
- (2) 荷の積込み及び積下ろし時には、発散抑制及びばく露防止のため、対象設備を密閉する等必要な措置を講ずる。
- (3) 運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に 基づき廃棄物の種類に応じた許可を得た者により、 設備等が変形し、または破損することがなく、汚 染物が漏えいすることもないような方法で行う。

5. 振動障害の予防

さく岩機、コンクリートバイブレーター、コンクリートブレーカー等による振動障害を予防するため、次の 措置を講ずる。

- (1) 事業場ごとに、振動工具管理責任者を選任し、 その者に振動工具各部の破損、異常音または異常 振動の有無、給油状態の良否等定期的に点検させ る。また振動工具類は、業務に適合した振動負荷 の少ないものを選び、点検整備要領の作成、点検 整備体制の確立によって点検整備を図る。
- (2) 作業方法の改善、作業手順の作成及び関連した 作業を組み込ませる等、振動へのばく露ができる だけ少なくなるようにする。
- (3) 振動業務とこれ以外の業務を組み合わせて、振動業務に従事しない日を設けるよう努める。
- (4) 日振動ばく露量A(8)〔1日8時間あたりの振動ばく露量〕が日振動ばく露限界値(5.0m/S²)を超えることがないよう、振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定を行う。なお、日振動ばく露限界値(5.0m/S²)を超えない場合であっても、日振動ばく露対策値(2.5m/S²)を超える場合は対策を講ずる。当面、1日の振動ばく露時間は、2時間以下とする。
- (5) 上記(4)のほか、「チェーンソー以外の振動工具の 取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(厚生労 働省)及び「チェーンソー取扱い作業指針」(厚生 労働省)に基づき、作業の管理を行う。

- (6) ピストンによる打撃機構を有する工具を取り扱う業務として、金属または岩石のはつり、かしめ、切断、鋲打ち及び削孔の業務については、一連続の振動ばく露時間の最大は、おおむね10分以内とし、それ以外の振動工具については一連続の振動ばく露時間の最大はおおむね30分以内とし、一連続作業時間の後、5分間以上の休止時間を設定して守らせる。
- (7) 振動工具取り扱い作業者には、防振手袋を、騒音が90dB以上の場合には、耳栓及び耳覆い等の適正な安全衛生保護具を支給し、使用させる。
- (8) 振動工具取扱い作業者には、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量A(8)に基づく振動ばく露 限界時間等による工具の適切な取扱い、管理方法 について特別教育に準じた教育を行う。
- (9) 振動障害特殊健康診断を実施し、異常所見のある者の早期発見に努め、適切な健康管理を行う。 (「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」の「11健康診断の実施及びその結果に基づく措置」を参照)

6. 化学物質のリスクアセスメント

化学物質の危険有害性による作業者の健康障害等を防止するため、「化学物質等による危険性または有害性等の調査等に関する指針」等に基づき、次の措置を講ずる。

- (1) リスクアセスメントを実施する際には、技術的 事項を実施する化学物質管理者を指名して行う。
- (2) 化学物質の管理に資するため、危険有害性の表示と化学物質等安全データシート(SDS)を確認し、その危険有害性を作業者に周知する。
- (3) 化学物質のリスクアセスメントとその結果を踏まえた措置は次の実施手順で行う。
 - ① 化学物質等による危険性または有害性の特定
 - ② ①により特定された危険性または有害性と作業 方法、設備等により、作業者に危険を及ぼし、健 康障害を生ずるおそれの程度(リスク)の見積り
 - ③ ②の見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討
 - ④ ③のリスク低減措置の実施
 - ⑤ リスクアセスメント結果の作業者への周知 (上記の実施については、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にある「化学物質のリスクアセスメント実施支援|ツール等を参考にする)
- (4) リスクアセスメントの結果に基づき安全衛生管理計画を策定する。
- (5) 定期的にパトロール等を実施し、安全衛生管理 計画の実施状況等を確認し、実施結果等の必要事

項を記録し保管する。

- (6) 作業者に対して、化学物質の危険有害性等について労働衛生教育を実施する。
- (7) 化学物質に関する特殊健康診断等を実施する。 また、この健康診断を受けた作業者に対し、遅 滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

7. 有機溶剤中毒の予防

- (1) 有機溶剤作業主任者等を選任し、作業手順書に 基づく作業者への指揮、作業中の保護具の使用状 況の監視、換気設備、警報装置等の使用状況を確 認する。
- (2) 化学物質等安全データシート (SDS) 等により、 作業場所で使用する有機溶剤の危険有害性等の確 認と事故発生時の措置について周知を徹底する。
- (3) 有機溶剤等の容器及び空容器の管理を適切に行 うと共に、より有害性の少ない有機溶剤の使用に 努める。
- (4) 元方事業者による労働衛生指導を行う。
- (5) 適切な呼吸用保護具、保護手袋等を使用すると共に、保護具の日常の保守管理を行う。
- (6) 作業に応じた換気設備 (防爆構造を有するもの) により適切な換気を行う。
- (7) 有機溶剤等を使用する作業場所(特に浴室、タンク内等狭い場所)においては防爆性能を有する 警報装置を使用する。
- (8) 有機溶剤及び剥離剤を使用した塗膜の除去等の作業における作業者のばく露防止対策を徹底する。
- (9) 有機溶剤業務に従事する作業者には換気装置の 設置、点検及び呼吸用保護具の使用方法などにつ いて、特別教育に準じた教育を行う。
- (10) 有機溶剤健康診断を実施し、健康管理を行う。

8. 酸素欠乏症等の防止

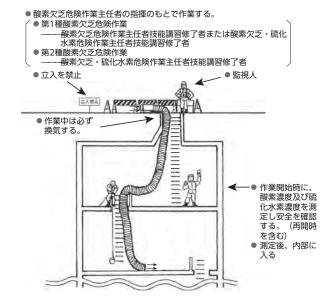
暗きょ、マンホール、地下室、貯槽タンクの内部等の酸素欠乏等の危険箇所における作業は、次により酸素欠乏症等の防止を図る。

- (1) 第1種酸素欠乏危険作業には、酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者または酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を、第2種酸素欠乏危険作業には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を選任し、その者の直接指揮のもとで行う。
- (2) 酸素欠乏症または硫化水素中毒になるおそれの ある作業場所がある場合には、作業者に酸素欠乏 症、硫化水素中毒の有害性等に対する特別教育を

行い、その有害性を認識させる。

- (3) 酸素欠乏危険場所、酸素欠乏空気の発生メカニズム等について、酸素欠乏危険作業に直接従事する者だけでなく、間接的に関わる者も含め、充分な安全衛生教育を実施する。
- (4) 第2種酸素欠乏危険作業場所には、酸素濃度及び硫化水素測定器を備え、法定の作業主任者にその日の作業開始前に測定させると共に、測定器は常時有効に使用できるよう保守点検を行う。
- (5) 第1種酸素欠乏危険作業場所では、上記に準じて酸素濃度を測定し、測定器の保守点検を行う。
- (6) 第1種酸素欠乏危険作業では、酸素濃度を18%以上、第2種酸素欠乏危険作業では、酸素濃度が18%以上、かつ、硫化水素濃度が10ppm以下になるように換気を行う。
- (7) 酸素欠乏症または硫化水素中毒になるおそれの ある作業場所の入場及び退場の際、人員点呼の励 行をすると共に、関係者以外の立入禁止の旨を見 やすい箇所に表示する。
- (8) 緊急時の救急用具、給気式呼吸用保護具の整備を図ると共に、救助に入る者についても給気式呼吸用保護具及び安全帯を使用する。また、作業中に酸素濃度または硫化水素濃度の急激な変化が予想される場合には、リアルタイム酸素計(リアルタイム酸素・硫化水素計)の携行を検討する。
- (9) 圧気工事を施工する事業場は、地質の調査結果 及び施工状況に基づいて、圧気工事の影響を受け るおそれがある周辺の住民及び関係ある事業場に 必要事項を連絡するなど危険予防の措置を行う。
- (10) 近接した場所で圧気工法による工事が行われる 場合には、周辺の土質を調査し、当該現場と連携 して危険防止の対策を講ずる。

【酸素欠乏等の危険の防止】



9. 腰痛の予防

「職場における腰痛予防対策指針」(厚生労働省)に基づく作業管理、作業環境管理及び健康管理を適切に進め、次により腰痛の予防を図る。

- (1) 自動化、省力化に努める。
- (2) 腰部に負担がかかる不自然な作業姿勢をできるだけ取らないようにする。
- (3) 作業時間、作業量等が適切か検討する。
- (4) 作業動作、作業姿勢、作業時間等について作業 標準の策定を図る。
- (5) 休憩設備等を設ける。
- (6) 作業に応じた適切な温度、照明を保つように努める。
- (7) 作業姿勢等を考慮した設備の配置等に努める。
- (8) 配置前及び定期に腰痛の健康診断を実施し、それに基づく適正な事後措置を講ずる。
- (9) 腰痛予防体操の実施を図る。
- (10) 腰痛の予防等に関する労働衛生教育の実施を図る。

10. 熱中症の予防

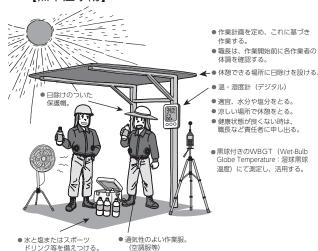
夏期を中心に建設工事現場において熱中症が多発しており、これを予防するため、以下の対策を講ずる。

また、厚生労働省の「職場における熱中症の予防に ついて」のリーフレットも参考とする。

- (1) JIS規格に適合した WBGT測定器を設置するな ど、暑さ指数 (WBGT) を測定し、暑熱環境の評 価を行う。
- (2) スポットクーラー、扇風機等を使用する。
- (3) 夏季期間の炎天下等で暑さ指数 (WBGT) が基準値を大幅に超えるときは、原則として作業を行わないことも含めて作業時間の見直しを図る。
- (4) 服装は、透湿性、通気性の良いものの採用に努め、 通気性の良い保護帽や後部に日よけのたれ布を取 り付ける。
- (5) 暑さ指数 (WBGT) が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い服装を採用したりすることが困難な作業においては、あらかじめ深部体温を下げてから作業を始めるプレクーリングを検討すること。
- (6) 作業場所に冷却水、氷水またはスポーツドリンクを置く等、充分な水分、塩分の補給が適宜行えるようにし摂取状況を確認する。
- (7) 適切な休憩時間や作業休止時間を設け、作業者 の疲労の回復を図る。掘削作業等エネルギー消費 量の多い作業や連続作業はできるだけ少なくする。

- (8) 作業者にとって涼しく、横になることができる 休憩場所を確保する。
- (9) 職長は、作業員の適正な配置を行うために、直近の健康診断結果から作業者の日常の健康状態を 把握すると共に、前日の睡眠等の生活の状態、体調の確認を行い、情報を共有する。
- (II) 作業中は、作業者の健康状態に異常がないかど うかを確認するため、頻繁に巡視を行うほか、複 数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛 け合う等、相互の健康状態に留意させる。
- (11) 高温多湿作業場所で、作業する作業者について は、徐々に熱に慣れさせる期間(暑熱順化期間) を設ける等配慮する。
- (12) 適切な作業管理及び作業者自身による健康管理 等が重要であることから、作業を管理する者及び 作業者に対して、熱中症の症状、熱中症の予防方法、 緊急時の救急措置、熱中症の事例等について労働 衛生教育を行う。

【熱中症予防】



【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重傷度
I度	 めまい・失神 (「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不充分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。) 筋肉痛・筋肉の硬直 (筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分(ナトリウム等)の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。) 大量の発汗 	軽症
Ⅱ度	○頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 (体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から 「熱疲労」といわれていた状態をいう。)	
Ⅲ度	○意識障害・痙攣・手足の運動障害 (呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。) ○高体温 (体に触ると熱いという感触がある。従来から「熱射病」 や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当 する。)	重症

●熱中症の症状と重篤度は、上の表に示したとおりであるが、異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請すること。

11. その他の障害防止

1) 高気圧障害の防止

- (1) 作業計画を作成し、関係作業者に周知して、この計画により作業を行う。
- (2) 高圧室内業務を行うときは、高圧室内作業主任者を選任すると共に、気こう室付近に高圧室内作業者及び空気圧縮機運転者との連絡員を配置する。また、潜水業務(潜水作業者が携行したボンベから給気を受けて行う業務は除く)を行うときは、潜水作業者との連絡員を配置する。
- (3) 空気圧縮機の運転、作業室及び気こう室への送 排気調節、潜水作業者への送気調節、再圧室操作 及び高圧室内業務に従事する作業者に特別教育を 実施する。
- (4) 潜水業務には、潜水士免許を所持していない者を就かせない。
- (5) 定められた労働時間、加圧、減圧の時間及び速度を確実に守らせる。

なお、加圧時、減圧時や作業時の状況を記録した書類を作成し、これを5年間保存する。

- (6) 再圧室そのほかの付属設備(自動警報装置、外部との連絡設備を含む)の保守点検を励行する。
- (7) 高圧室内業務を行うときは、火災防止の措置を 講じると共に、火気、マッチ、たばこ等の持込み を禁止し、緊急時の救急用具、給気式呼吸用保護 具の整備を図る。
- (8) 高気圧業務健康診断を実施し、異常所見のある者の早期発見に努め、適切な健康管理を行う。

また、この健康診断を受けた作業者に対し、遅 滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

2) 騒音障害の防止

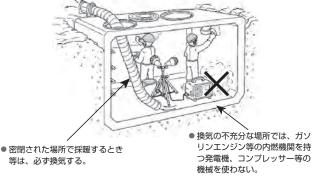
「騒音障害防止のためのガイドライン」(厚生労働省)を遵守し、車両系建設機械による掘削、積込みを行う坑内の作業場、圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務、岩石等を動力により破砕・粉砕する業務、コンクリートカッターによる道路舗装のアスファルト等の切断業務、チェーンソーによる立木の伐採作業等による騒音障害を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 音源に近接する場所において、作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行う。
- (2) 測定の結果85dB (A) 以上90dB (A) 未満の場合は、必要に応じ作業者に防音保護具を使用させ

- る。90dB(A)以上の場合は、作業者に必ず防音 保護具を使用させると共に、保護具使用を標識に より掲示する。
- (3) 騒音の少ない施工方法を採用し、また、騒音の 少ない建設機械を使用する。
- (4) 騒音発生場所を遮音材で覆う等、遮音設備を設ける。
- (5) 作業者に騒音健康診断を実施し、異常所見のある者の早期発見に努め、適切な健康管理を行う。
- (6) 作業者に騒音障害防止のための労働衛生教育を行う。

3) 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 自然換気が不充分で換気設備がない場所では、 一酸化炭素発生のおそれのある内燃機関を有する 機械を使用しない。
- (2) コンクリート養生作業において煉炭コンロ等を 用いるときは、一酸化炭素が発生しているため、 養生場所には充分な換気を行った後でなければ立 入らせない。
- (3) 密閉された場所で採暖する場合は、常に換気を行う。 【一酸化炭素中毒の防止】



- (4) 換気が充分に行われていない場合は、有効な給気式呼吸用保護具を適切に使用する。
- (5) 一酸化炭素中毒予防に関する知識を有する者の中から、作業責任者を選任し、作業手順に基づき、業務に従事する作業者の指揮、呼吸用保護具の使用状況の確認を行う。
- (6) 作業者に一酸化炭素中毒防止のための労働衛生 教育を行う。
- (7) 「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」(厚生労働省)に基づき、一酸化炭素中毒予防対策の徹底に努める。

IV-4

心身の健康確保のための具体 的対策

1. 健康の保持増進等の推進

1)健康診断等

- (1) 法令で定めるところにより、常時使用する作業者に対し、雇入れ時及び定期の健康診断を行う。 また、健康診断を受けた作業者に対し、遅滞なく、 当該健康診断の結果を通知する。
- (2) 健康診断の結果、異常所見があると判定された 者に対し、医師の所見に基づき、その程度に応じて、 次の事項を実施する。
 - ① 就業場所の変更
 - ② 作業の転換
 - ③ 労働時間の短縮
 - ④ 深夜業務の低減
 - ⑤ 昼間業務への変更
 - ⑥ 作業方法、設備の改善
 - ⑦ その他の適切な措置

2) 作業者の健康の保持増進

- (1) 健康保持増進措置を継続的かつ計画的に推進するための体制を確立し、健康保持増進計画を策定する。
- (2) 作業者の健康状態の把握に努め、心身両面にわたる健康づくり及び健康に関する教育を行う。
- (3) 「事業場における労働者の健康保持増進のための 指針」(厚生労働省)に基づき、職場における健康 の保持増進について作業者自らがその必要性を認 識し、進んでこれに取り組むよう指導する。
- (4) 健康保持増進対策の実施結果を評価し、新たな 計画に反映する。
- 3) 高年齢労働者が安心して働ける職場環境づく り等の充実

高年齢労働者の労働災害は、若年者に比べて発生率も高く休業日数も長期化する傾向にあるため、次の対策を実施する。

- (1) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」(厚生労働省)に基づく加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した措置の推進。
- (2) 作業者の体力、技能等に応じた業務の種類、場所、配置等について考慮する。

特に高・低血圧症、心臓慢性疾患等のある者については、高所作業から外す等適正な配置を行う。

- (3) 高年齢労働者の足腰の敏しょう性、視力の低下等を考慮した作業手順の作成に努め、段差の解消や照度の確保等の職場環境の改善を行う。
- (4) 重量物の人力運搬を減少させると共に、作業床、 通路等を滑ったり、つまずいたりしないよう整備 する。
- 4) 地域産業保健事業、都道府県産業保健支援センター事業、メンタルヘルス対策支援事業の活用
 - (1) 地域産業保健センターが行う小規模事業場の事業者・労働者を対象とした「健康相談」、「長時間労働者への面接指導」等の利用を図る。
 - (2) 産業保健総合支援センター事業で行われている 産業保健に関する専門的相談の利用、専門的研修 の受講、産業保健情報の利用を図る。
 - (3) 事業者向けの建災防メンタルヘルス対策相談窓口の利用を図る。

2. 過重労働による健康障害の防止

- (1) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施など、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令に適切に対応すること。
- (2) 時間外・休日労働の削減、週休二日制の導入、 年次有給休暇の取得促進に努める。
- (3) 時間外・休日労働を月45時間以下とするよう適切な労働時間管理に努める。

3. メンタルヘルス対策の推進

- (1) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省) に基づく「心の健康づくり計画」の策定等のメンタルヘルス対策の推進に努める。
- (2) 職場におけるメンタルヘルス相談体制の整備を図り、担当者の配置や専門機関の有効活用を図る。
- (3) ストレスチェック及び面接指導を実施する。(労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務)
 - ① 医師等によるストレスチェックの実施
 - ② 高ストレスとされた者に対する医師の面接指 導及び事後措置の実施

4. 建設現場におけるメンタルヘルス・ 職場環境改善の推進

(1) 建設現場において「建災防方式健康 KYと無記 名ストレスチェック」による職場環境改善の取組 を導入した、メンタルヘルス対策を実施する。

- (2) メンタルヘルスケアを進めるために、必要に応じて次の事項を実施する。
 - ① 協会が設置した専門家委員会での調査審議結 果に基づく取り組み
 - ② 作業者、管理監督者に対する教育研修及び情報提供
 - ③ 職場環境等の把握と改善
 - ④ 作業者からの相談への対応
 - ⑤ 事業場外資源の活用
 - ⑥ 適正な休業措置、職場復帰支援

5. 建設現場における「新ヒヤリハット 報告」の活用

建設現場において、建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用し、労働災害防止に努める。

6. 快適な職場環境の形成

働きやすい快適な職場環境への改善と、高年齢労働者や女性労働者に配慮した次の措置を計画的、継続的に講ずる。

1) 作業環境の改善

(1) 空気環境

集じん機等を設置することにより浮遊粉じんや 臭気等の発散を抑制する。

また、必要に応じ喫煙場所を指定する等の喫煙 対策を講ずる。

(2) 温熱条件

冷暖房設備の設置、屋根付きせり上げ工法の採 用等により夏季及び冬季における外気温等の影響 を緩和する。

(3) 視環境

屋内、坑内等の作業場の照明設備を増設する等、 作業に適した照度等を確保する。

(4) 音環境

低騒音機械の使用、防音設備の設置等により、 作業場の騒音を抑制する。

(5) 作業空間等

材料置場、作業床等の整理・整頓を実施する等、 作業空間や通路を確保し、作業床や通路は、滑っ たり、つまずいたりしないよう配慮する。

2) 作業方法の改善

(1) 不良姿勢作業

作業台の設置、高所作業車の活用等により、不 自然な姿勢での作業等を改善する。

(2) 重筋作業

助力装置(パワーアシストなど)等の導入により、 重量物を取り扱う筋力を要する作業等を改善する。

(3) 高温作業等

冷房・換気設備の設置、作業の遠隔化等により、 高温にさらされる作業を改善する。

(4) 緊張作業等

クレーン運転、交通量の多いところでの交通誘導作業等では、作業者の極度の緊張を軽減する措置を講ずる。

(5) 機械操作等

同一の機種・型の機械や装置の採用により、建 設機械の操作レバーの統一を図る等、操作がしや すくなるように配慮する。

3)疲労の回復を図るための施設・設備の設置

(1) 休憩室等

作業場所に隣接するところに、臥床できる休憩 室等を設置する。

- (2) シャワー等の洗身施設 シャワー室の設置、リフレッシュカーの導入等 を行う。
- (3) 相談室等 カウンセラーに悩みごとの相談ができる相談室 等を設置する。
- (4) 環境美化

花壇等を設け、周辺の緑化を図り、体操のできる場所を確保する等、作業者に安らぎを与えるよう環境整備に努める。

4) そのほか、必要な施設・設備の設置及び管理

(1) 洗面所・更衣室・便所等 洗面所・更衣室・便所等を設けて清掃管理者を配 置し、常時清潔で使いやすいように維持管理する。

(2) 食堂等

作業現場の近くに食堂等を確保し、冷暖房設備、 自動販売機等を設置する。

(3) 給湯設備、談話室等 洗面所、洗濯場等への給湯設備を設置する。 また、作業者が自由に利用できる談話室を設ける。

(4) 禁煙

事業場は禁煙を推進し、屋内は全面禁煙とする。 また、「職場における受動喫煙防止のためのガイ ドライン」(厚生労働省)に基づく受動喫煙防止対 策の実施を徹底する。

IV-5

| 自然災害からの復旧・復興工 | 事における具体的対策

(1) 適切な安全衛生管理体制の確立

限られた工期の中、複数の事業者が輻輳して作業が行われることが想定されることから、次の事項に留意して行う。

- ① 協議組織の適切な運営等元方事業者による統 括安全衛生管理の徹底
- ② 近接・密集して工事が行われる場合の元方事業者による連絡・調整の徹底
- ③ 作業の種類に応じた作業主任者、作業指揮者 の選任、また、建設業に不慣れな作業者が就業 してくることが予想されることから、建設業に 新たに従事する者に対して、雇い入れ時等の安 全衛生教育を徹底する。
- (2) エリア別協議組織の設置

複数の工事が近接・密集して行われることによる労働災害を防止するため、工事エリアごとに、 元方事業者、発注機関等の関係者で構成する協議 組織を構築し、安全衛生に関する統一ルールについて、次の事項について検討・協議する。

- ① 工程情報の共有
- ② 隣接工区・現場で行われる作業の連絡調整
- ③ 資材搬入経路の統一
- ④ 安全衛生に関する標識等の統一
- ⑤ 安全衛生教育の共同実施
- ⑥ 再発防止検討会の合同開催
- ⑦ 安全衛生パトロールの合同開催
- (3) 車両系建設機械等に係る対策
 - ① あらかじめ作業場所の地形や地質等を調査し、 その結果を記録し、その結果を反映させた作業 計画を作成し、この計画に基づき作業を実施す る。特に、地盤が緩んでいる箇所や傾斜地等で の作業を行う場合には、敷鉄板で養生をするな ど、転倒防止対策を講ずる。
 - ② 車両系建設機械または荷と接触するおそれの ある箇所には、立入禁止措置を講ずる、または 誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘 導させる。
 - ③ 荷を吊る時は、移動式クレーンやクレーン機能付きドラグショベルを用いる。解体用のアタッチメントにワイヤロープをかけて解体した廃材や部材のつり上げ作業を行う等、解体用機械を主たる用途以外に使用しない。
 - ④ 車両系建設機械の解体用機械として規制対象

となる「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」、「解体用つかみ機」等に対する安全対策を行う。

- (4) 除染作業における放射線ばく露防止対策 除染特別地域等の復旧・復興工事では、放射線 ばく露防止対策の徹底を図る。
- (5) 墜落・転落による労働災害の防止対策 屋根上作業等の高さが2m以上の箇所で作業を 行う場合には、足場を組み立てる等の方法により、 墜落防止措置を講じた作業床を設ける。作業床の 設置が困難な場合は、安全ネットの設置、安全帯 の使用等作業者の墜落による危険を防止するため の措置を徹底する。
- (6) 解体工事に伴う粉じんの飛散防止対策と石綿ば く露防止対策

建築物等の解体工事に伴う粉じんの飛散防止対 策として、散水による湿潤化、シート等による囲 い込み等の対策の徹底を図る。

また、石綿について一定の知見を持つ建築物含有建材調査者等による事前調査を行い、石綿等の使用の有無の調査結果を記録すると共に、調査結果・方法等は作業者が見やすい場所に掲示する。この調査の結果、石綿等が使用されている場合には、「IV-3 2.石綿障害の予防」に基づき対策を講ずる。

V 協会が推進する重点事項

労働災害防止にかかる各種広報・ 啓発活動の展開

(1) 「災防規程」の周知徹底

建設業における労働災害防止の徹底を図るため、 労働安全衛生関係法令の規程を上回る自主的な基準として設けた「災防規程」の周知徹底を図ると 共に、安全管理士、衛生管理士及び安全指導者等 の安全指導、支援活動を通して、その遵守の徹底 に努め、会員が取り組む自主的安全衛生活動の一層の推進を図る。

- (2) 第9次計画と年度毎の実施事項の周知と各種運動の積極的な展開
 - ① 「第9次計画」及び「実施事項」を協会ホームページに掲載するなど会員への周知徹底を図るほか、協会が実施する週間等の取組み、講習会等のあらゆる機会を利用し、周知のための広報活動を展開する。
 - ② 全国安全週間、全国労働衛生週間、建設業年 末年始労働災害防止強調期間、建設業年度末労 働災害防止強調月間等の各運動の実施要領の策 定及びポスターや用品の作成・頒布等を実施す る。

(3) 労働安全衛生関係情報・資料等の提供

会員の安全衛生管理活動に役立つ情報を提供するため、「協会ホームページ」、広報誌「建設の安全」、「建設業安全衛生早わかり」等を活用して、労働災害に関する災害統計・災害事例・各種安全衛生管理技法や職業性疾病に関する情報を提供するとともに、啓発用ポスター、パンフレット等を作成し、協会が推進する事業の普及を図ることとする。

2. リスクアセスメントの確実な実施 の促進

効果的なリスクアセスメントの推進のため、建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及・定着を図るとともに①~④を展開する。

- ① リスクアセスメントによる改善事例等の情報 を収集し、導入が遅れがちな中小建設事業場等 への支援を行う。
- ② リスクアセスメント普及のための教育教材を作成し、実施を促進する。
- ③ 店社を含めた各種管理者や職長等の業務や作業レベルに合わせたリスクアセスメント教育を

効果的に実施する。

④ リスクアセスメントの結果に基づく効果的な リスク低減措置の確実な実施を支援する。

また、建設業で最も多く発生している墜落・ 転落災害の防止のため、協会が主唱する墜落・ 転落災害撲滅キャンペーン等において、確実に リスクアセスメントが実施されるよう周知・徹 底を図る。

さらに、化学物質を取り扱う作業においては、 リスクアセスメント実施の義務対象物質はもち ろん、リスクアセスメント実施の義務対象になっ ていない化学物質などについても危険性又は有 害性が把握されている場合には、必要な情報 (SDS等)を入手するなど、リスクアセスメント を実施し、その結果に基づき、労働者の危険ま たは健康障害を防止するための必要な措置が実 施されるよう周知徹底する。

3. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の導入促進

建設業における安全衛生水準の向上を図るためには、 建設企業において、経営トップのリーダーシップの下、 労働者等の関係者が一体となり、リスクアセスメント の確実な実施と、安全衛生管理活動を組織的・体系的 かつ計画的・継続的に取り組む「労働安全衛生マネジ メントシステム」の導入が重要であることから、ニュー コスモス及びコンパクトコスモスの周知と導入の促進 を図る。

4. 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

1) 墜落・転落災害防止対策

① リスクアセスメントで危険有害要因を根本除去 高所での作業を必要としない方法や高所での作 業が少なくて済む工法の採用など、危険有害要因 を根本から除去するために、設計段階・計画段階 において確実にリスクアセスメントが実施される よう、リスクアセスメントの重要性について周知 徹底を図る。

② 作業床等の設置

高所での作業を行うにあたっては、作業床の設置や作業床の端等には囲い、手すり、覆いを設けるといった基本対策とともに、「手すり先行工法に

関するガイドライン」や「墜落防止のための安全 設備設置の作業標準マニュアル」に基づく措置に ついても周知を図る。

③ 安全帯に関する正しい知識の付与

安全帯については、作業環境等に応じた適切な 安全帯を選定することや正しい着装、確実な使用 について、各種教育や技術支援等を通じて周知徹 底を図る。

④ 墜落・転落災害防止に向けた啓発活動の推進 建設業においては、墜落・転落による労働災害 が死亡者数・死傷者数共に毎年多数を占めることか ら、フェールセーフ思想に基づき、リスクアセスメ ントの実施や設備面、安全衛生保護具の使用など重 層的な対策が行われるよう、「第9次計画中」の8 月1日から9月10日までの期間に行う「墜落・転

2) 建設機械・クレーン等災害防止対策

建設機械の作業場所への立入禁止措置や作業指揮者 及び誘導者の配置などによる災害防止対策の徹底に努 めるとともに、建設機械の周辺で作業を行う作業従事 者に対する危険体感教育を実施する。

落災害撲滅キャンペーン」の周知啓発を図る。

また、最新の構造規格に適合した機械や安全装置を 備える機械への改修・入れ替えを支援する。

3)斜面崩壊災害防止対策

「斜面掘削工事における土砂崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について」に基づき、斜面の点検者教育を継続して実施することにより、斜面崩壊災害防止対策の周知徹底を図る。

4) 交通労働災害防止対策

増加傾向にある交通労働災害について、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、現場間の移動や業務上で自動車及び工事用車両等を運転する機会が多い建設業の特性を考慮した、テキスト及び交通事故防止に向けたポスターの頒布等、交通安全について周知啓発を図る。

5) 石綿障害予防対策

建築物又は工作物の解体作業における石綿粉じんばく露防止及び石綿粉じん飛散防止のため、有資格者による解体作業前の事前調査の実施等について徹底する。特に、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日改訂)」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月厚生労働省、環境省)」についての周

知徹底を図る。

6) 化学物質等による健康障害防止対策

化学物質を取り扱う作業において、入手した SDS等に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置・濃度基準値遵守のための調査研究、ばく露防止手法の普及、危険性や有害性等に関する情報収集・提供等を通じて化学物質による健康障害を防止するための支援を充実する。

7) 熱中症予防対策

熱中症を減少させるため、「職場における熱中症基本 対策要綱」を踏まえ、「初期症状の把握から緊急時対応 までの体制整備」、「暑熱順化が不足していると考えら れる者の把握」、「暑さ指数(WBGT)の実測とその結 果を踏まえた対策の実施」を重点的に取り組まれるよ う、周知徹底を図るとともに、各企業で考案した予防 対策、予防用具の紹介等を積極的に展開する。

5. 安全衛生教育の推進

1) 本部が実施する教育

- ① 建設業安全衛生推進者(初任時教育)講師養成講座
- ② 建設工事の職場環境改善実施担当者講習講師 養成講座
- ③ 現場管理者統括管理講習講師養成講座
- ④ 特別教育講師養成講座
 - フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座
 - 足場の組立て等の業務に係る特別教育講師 養成講座
 - 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師 養成講座
 - 低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座
 - アーク溶接等特別教育講師養成講座
 - 石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座
 - 自由研削砥石(グラインダ)特別教育講師 養成講座
 - 巻上げ機(ウインチ)特別教育講師養成講座
 - ローラー特別教育講師養成講座
- ⑤ 建設業等における熱中症予防指導員・管理者 研修講師養成講座
- ⑥ 丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座
- ⑦ チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者 講習
- ⑧ 有機溶剤業務管理者講習
- 2) 建設業安全衛生教育センターが実施する教育

- (1) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム研修 講座 (COHSMS講座)
 - ① COHSMS構築·認定担当者研修講座
 - ② COHSMS内部システム監査担当者研修講座
- (2) 職長·安全衛生責任者教育講師養成講座(新 CFT講座)
- (3) 建設技術者安全衛生管理講座
 - ① 所長コース (SSHO資格認定講座対応)
 - ② 工事主任コース (SSHO資格認定講座対応)
 - ③ SSHOリフレッシャーコース(5年再教育講座)
 - ④ 墜落保護担当責任者 (CP) コース
- (4) 労働安全衛生関係法令講座
- (5) 建設業安全衛生管理専門講座(総合工事業者店 社安全衛生スタッフコース)
- (6) ずい道等救護技術管理者研修(厚生労働大臣が 定める研修)
- (7) 建設技術者安全衛生講座(工事計画参画者コース)
 - ① 鋼橋架設工事コース
 - ② 地山の掘削及び土止め支保工工事コース
 - ③ ビル建築工事コース
 - ④ 圧気工事コース

3) 支部が実施する教育

- (1) 安全管理者選任時研修
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習(一般及び一戸 建て等)
- (3) 現場管理者統括管理講習
- (4) 各種技能講習(石綿、足場の組立て等作業主任者、 高所作業車運転者等)
- (5) 職長・安全衛生責任者教育
- (6) 職長・安全衛生責任者の能力向上教育、足場の 組立て等作業主任者等の能力向上教育、各種安全 衛生業務従事者に対する能力向上教育(安全衛生 推進者等)
- (7) 新総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- (8) 特別教育(フルハーネス型安全帯、足場の組立 て等、アーク溶接、酸欠・硫化水素、石綿、低圧 電気、車両系建設機械(整地他)等)
- (9) 特別教育に準ずる教育(丸のこ、チェーンソー 以外の振動工具 等)
- (10) 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育(車 両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転業務等)
- (11) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育

- (12) 足場点検実務者研修
- (13) その他会員のニーズにより実施する教育

6. 安全衛生調査研究活動の推進

建設業界のニーズを調査するとともに、協会の安全 衛生に関する経験や技術・ノウハウ等を活用した調査 研究を積極的に推進し、その成果を建設工事の災害防 止及び心身の健康確保に関する各種安全施工指針、安 全作業マニュアル及び安全衛生教育テキスト等に反映 し、活用を図る。

7. 安全衛生活動に対する指導・支援 等の推進

1)安全・衛生管理士による技術指導・支援活動 の推進

中小規模事業者を重点とした会員事業場等に対し、 「災防規程」を踏まえた現場指導、安全衛生教育、技術 指導・支援等の活動を積極的に実施する。

2) 安全指導者による指導、支援活動の推進

会員の中から安全衛生の専門家である安全指導者を 委嘱し、各支部・分会に配置して、会員に対して「災 防規程」の周知を徹底するとともに、安全衛生パトロー ルを積極的に実施して労働災害の未然防止と安全衛生 意識の高揚を図る。

3) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進

建設業の労働災害の一層の減少を図るため、中小専門工事業者等を対象に、全国の支部に配置している推進員が安全衛生パトロールや安全講話等を実施し、専門工事業者及び中小建設業者の安全衛生水準の向上を図る。

4) 自然災害に係る復旧・復興工事等における安 全衛生対策の推進

自然災害に係る復旧・復興工事や防災減災工事等の 安全衛生対策の徹底を図るため、全国の各支部に支援 センターを設置し、専門家による安全衛生巡回指導、 安全衛生教育等を実施する。

また、復旧・復興工事等において特に留意すべき安 全衛生対策のポイント等の情報提供等を行う。

5) 建災防方式「新ヒヤリハット報告」の普及促進

現場での新たな視点(ヒューマンファクターへの対応とレジリエンス能力の向上)からの労働災害防止対策として開発した建災防方式「新ヒヤリハット報告」について、周知啓発に取り組むとともに、DXの効果的な活用など普及促進に向けた取り組みに努める。

8. 労働者の健康確保対策の推進

建設現場におけるメンタルヘルスと職場環境改善対策として実施する「建災防方式健康 KYと無記名ストレスチェック」、実際に取り組まれている「無記名ストレスチェックを活用した職場環境改善の好事例」を広く周知する。

また、建設現場への個別指導、実施援助、元請社員 等への職場環境改善実施担当者講習講師養成講座への 受講勧奨など、総合的なメンタルヘルス対策を実施す る。

さらに、中小規模事業者を重点としたメンタルヘルス等の対策の普及について、引き続き調査研究活動を 進めるとともに、専門機関等との必要な連携、連絡調整、 情報入手等を行う。

9. 高年齢労働者の労働災害防止対策 の推進

「エイジフレンドリーガイドライン」のパンフレット 等を作成し、周知啓発を行う。

また、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検 討会」の検討を踏まえ、転倒防止対策を紹介する。

10. 第60回全国建設業労働災害防止大会

全国的な安全衛生水準の向上を図るため、2日間に わたり全国の建設業の安全衛生担当者に対し、安全衛 生意識の高揚、最新の安全衛生情報の提供、効果的な 安全衛生管理ノウハウの共有化を図るため、10月5日、 6日の両日、広島県立総合体育館他において、「第60 回全国建設業労働災害防止大会」を開催する。

11. ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用による健康確保の推進

平成31年3月から運用を開始している「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」に、じん肺関係の健康情報、粉じん作業等の従事歴等の更なる情報蓄積を進め、労働者の健康確保の推進を図る。

12. 高度安全機械等導入支援補助金事 業の的確な実施

近年の建設現場では、ICTを活用した高度な安全機能を有する機械等や危険作業を無人化するシステム・機械等(高度安全機械等)の開発が進められている。 生産性や安全性の向上のために、高度安全機械等の普及促進を図る必要があり、経済的な理由により導入を 見送られることがないよう、高度安全機械等の導入支援を行う。

13. 労働災害防止のための ICT活用 データベースの推進

建設業における DXの動向を踏まえ、効率的・効果的な ICTを活用した安全衛生活動事例の情報収集に努めるとともに、当該情報の提供を促進することにより、当協会ホームページに掲載している「労働災害防止のための ICT活用データベース」の充実を図る。

14. 協会が主唱する各種運動等

1)三大災害絶滅運動実施要領

1 趣旨

建設業における死亡災害は、墜落・転落災害がもっとも多く、建設機械・クレーン等災害及び倒壊・崩壊災害を合わせた割合は依然として高い比率を占めている。これらの労働災害は、発生原因に対する防止対策がすでに十分解明されているにもかかわらず、適切な措置をとらなかったために、その発生をみているものが大部分である。

「三大災害絶滅運動」は、「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「倒壊・崩壊災害」を三大災害としてとりあげ、これらに対する防止対策の確実な実施とその確認の定着により、絶滅を図ろうとするために展開する運動である。

この要領は、「三大災害絶滅運動」の進め方について定めたものである。

建設業労働災害防止協会及び会員は、この実施要領を参考に三大災害の絶滅を期して、この運動を強力に推進するものとする。

2 実施者

各事業場

3 事業場の実施事項

- (1) リスクアセスメントに基づく施工計画の作成段 階における三大災害防止対策の策定と事前審査の 実施
- (2) 安全施工サイクルの中で、三大災害防止重点対 策の検討と実施
- (3) 三大災害を発生させるおそれのある作業に関す る作業方法・作業手順・作業心得等の確立とその 励行
- (4) 三大災害を防止するための機械設備・工事用設備に関する設備及び設置基準の確立
- (5) 三大災害の発生するおそれのある機械・設備及

び作業に関する点検基準の作成とチェックリスト 等による点検・整備の励行

- (6) 作業員に対する三大災害防止に関する安全教育 の実施
- (7) 経営トップ等による計画的な安全衛生パトロールの実施
- (8) 三大災害絶滅の意識の高揚を図る現場研修会等の開催
- (9) ポスター等による運動推進の周知徹底
- 4 主唱者の実施事項
 - (1) 三大災害絶滅運動に関するポスター・たれ幕等 の作成と頒布
 - (2) 三大災害の事例と防止対策および災害統計等について、機関誌等による情報の提供・周知
 - (3) 支部における三大災害絶滅のための講習会・研究会等の開催
 - (4) 安全・衛生管理士、安全指導者等の安全衛生パトロール等による三大災害の防止についての指導 援助
- (5) その他、この運動にふさわしい行事の開催

2) 安全施工サイクル運動実施要領

1 趣旨

建設現場における労働災害は、施工と安全を一体化した安全衛生活動が定着化していないことから、その多くが発生している。このため、建設現場における安全衛生活動をサイクルとして実施することを体質化、習慣化するため、「安全施工サイクル運動」を推進する。

- 2 実施者
 - 各事業場
- 3 事業場の実施事項
 - (1) 毎日の実施事項
 - ① 安全朝礼
 - ② 安全ミーティング
 - ③ 健康 KY
 - ④ 作業開始前点検
 - ⑤ 作業所長の巡視
 - ⑥ 作業中の指導・監督(職長・作業主任者・安 全衛生責任者)
 - ⑦ 安全工程打合せ
 - ⑧ 持場後片付け
 - 9 終業時の確認・報告
 - (2) 毎週の実施事項
 - ① 週間安全工程打合せ
 - ② 週間点検
 - ③ 週間一斉片付け

- (3) 毎月の実施事項
 - ① 災害防止協議会の開催
 - ② 定期点検・自主検査(元請・専門工事業者)
 - ③ 災害事例等による安全衛生教育
 - ④ 職長会の開催
 - (4) 随時行う活動
 - ① 入場予定業者との事前打合せ
 - ② 新規入場者教育
 - ③ 持込機械の届出
 - ④ 安全衛生大会
- 4 主唱者の実施事項
 - (1) 安全施工サイクル運動の実践教材・ポスター・リーフレット等による普及
 - (2) 支部における安全施工サイクル運動の説明会等の開催
 - (3) 安全施工サイクル運動の実践例等について機関 誌による周知
 - (4) 安全管理士、衛生管理士、安全指導者等による 指導・支援
 - (5) その他、この運動にふさわしい行事の開催

令和5年度 墜落・転落災害撲滅キャンペーン実施要領

I 趣旨

建設業における墜落・転落災害は、法整備、仮設機材、安全衛生保護具の充実が図られているにも関わらず、建設業における死亡災害に占める割合は、3割強~4割強で推移しており、近年、下げ止まりの状況にある。

このような状況を打破するためには、労働者の不安全行動をなくすことも重要ではあるが、フェールセーフ思想に基づき、計画段階でのリスクアセスメントを実施し、高所での作業をなくすといった危険有害要因を根本から除去することから設備面での対策、適切な安全帯の使用等の重層的な対策が必要である。

令和5年度からスタートした「第9次建設業労働災害防止5か年計画」では、計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させることを目標の一つとして掲げている。

災害発生件数が増加する時期(9月・10月)の前に、 墜落・転落災害に関する防止対策の実施について改め て周知徹底を図る。

Ⅱ 名称

墜落・転落災害撲滅キャンペーン

Ⅲ 期間

令和5年8月1日から9月10日までの間

IV 主唱

建設業労働災害防止協会

V 墜落・転落災害防止対策

V-1 会員が実施する事項

(1) リスクアセスメントの実施

危険有害要因を根本から除去するために、設計 段階や計画段階においてリスクアセスメントを実 施し、高所での作業を必要としない若しくは高所 での作業が少なくて済む工法や作業方法を採用す るなど、危険有害要因を根本から除去する。

(2) 作業床の設置

高さが2m以上の箇所で、墜落により作業者に 危険を及ぼすおそれがある作業を行う場合には適 切な作業床を設置し、作業床の端、開口部等には、 手すり、囲い等を設ける。

ただし、作業床を設けることが困難な場合には、 防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等、墜 落による作業者の危険を防止するための措置を講 ずる。 併せて、「手すり先行工法に関するガイドライン」や「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に基づく措置についても取り組むこととする。

(3) 安全帯の使用

高さが2m以上の箇所で作業床や手すり等の設置が困難なときや、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に開放するときには安全帯を使用させる。その場合、防網を張り、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知する。

また、高さが5mを超える箇所で作業を行わせる場合には、フルハーネス型の安全帯を使用させる。

フルハーネス型・胴ベルト型いずれの安全帯に おいても構造規格に適合したものとし、使用にあ たっては使用前点検を実施する。併せて、フック の掛け替え時には、二丁掛け安全帯を使用させる。

(4) 踏み抜き防止措置

スレート屋根等での作業では、歩み板、防網等 を設ける。

(5) 足場からの墜落防止措置

足場には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じる。

(6) はしごや脚立の使用

はしごや脚立は足元が不安定なため、移動式足場、可搬式作業台、高所作業車の使用を検討する。 どうしてもはしごや脚立を使用しなければならない場合には、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長発令和3年3月17日付け(基安安発0317第1号)「リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」を参考に、はしご、脚立を安全に使用すること。

(7) 作業主任者の選任

高さ5m以上の足場の組立て・解体等の作業を 行うときは、作業主任者を選任し、作業を監視する。

- (8) 特別教育の実施
 - ① フルハーネス型安全帯の使用にあたっては、 「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受 講する。
 - ② 足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、「足場の組立て等の業務特別教育」を受講する。

(9) 安全衛生教育

労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用といった不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行う。

(10) 足場の点検

- ① 足場における作業を行う全ての事業者は、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所の手すりなどの足場用墜落防止設備の取り外しや脱落の有無について必ず点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修する。
- ② 悪天候又は足場の組立等の後の足場の点検で、 異常が認められたときは直ちに補修する。
- ③ 点検については、「足場の組立等作業主任者能力向上教育」や「施工管理者等のための足場点検実務者研修」の修了者等に行わせること。
- ④ 点検者を指名するとともに、点検を実施した場合には氏名を記録すること。

(11) スローガンの設定

建設工事従事者の意識向上のため、事業場が取 組みやすいスローガン等を設定する。

V─2 協会が実施する事項

(1) 教育の実施

- ① 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ② 足場組立等作業主任者能力向上教育
- ③ 施工管理者等のための足場点検実務者研修
- ④ 足場の組立て等の業務特別教育
- ⑤ 足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養 成講座
- ⑥ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- ⑦ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師 養成講座

(2) 技術支援の実施

知識・経験豊富な「安全管理士」が事業場等に 伺い、墜落・転落災害防止対策を重点とする現場 パトロール、安全相談、講演等を行う。(中小事業 場に対しては無料:詳細は建災防ホームページを 参照)

(3) 広報活動の実施

- ① 足場の点検者の指名、点検者の氏名の記録、一側足場の使用範囲を明確化などの労働安全衛生規則の一部を改正する省令を広報誌等にて周知する。
- ② 広報誌「建設の安全」にキャンペーンの実施と内容等を掲載する。
- ③ 協会ホームページに、本実施要領を掲載し周知 徹底を図る。
- ④ キャンペーンリーフレットを作成する。

⑤ 新版啓発用ポスター、のぼりを頒布する。

参考

第9次計画の概要

1. 第9次計画の期間

第9次計画は、令和5年度を初年度とし、令和9年 度を最終年度とする5か年計画とする。

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

2. 第9次計画の目標

会員事業場が実施する次の事項をアウトプット指標 として定め、当協会は、後述する計画の重点事項及び 年度毎の実施事項を積極的に取り組む。

(1) アウトプット指標

会員事業場が実施する次の事項をアウトプット 指標として定め、当協会は、後述する計画の重点 事項及び年度毎の実施事項を積極的に取り組む。

- ① 会員は全事業場において、重篤度の高い労働 災害の防止対策に重点的に取り組む。特に、会 員は全事業場において、墜落・転落災害の防止 に関するリスクアセスメントをし、危険・有害 要因の排除を徹底する。
- ② 会員は全事業場において、死傷災害減少に向けて、高年齢労働者の労働災害防止対策、健康確保対策等を実施し、職場環境の改善に取り組む。

(2) アウトカム指標

アウトプット指標に定める事項を実施した結果 として、期待される事項をアウトカム指標として 定め、計画に定める事項の効果検証を行うための 指標とする。

- ① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第 8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以 上減少させる。
- ② 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平 均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数 に対して、15%以上減少させる。
- ③ 計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)に対して、5%以上減少させる。
- ④ 60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年まで減少に転じさせる。

3. 計画の評価と見直し

計画に基づく取り組みが着実に実施されるよう、アウトプット指標の検証及びアウトカム指標の効果検証を行い、必要に応じて年度毎の実施事項を見直す。

4. 計画の重点事項

第9次計画の目標達成に向け、以下の項目を重点事項として具体的な取り組みを推進する。

- (1) 「建設業労働災害防止規程」の遵守の徹底
- (2) リスクアセスメントの確実な実施の促進
- (3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (コスモス) の導入促進
- (4) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (5) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点 対策の推進
 - ① 墜落・転落災害防止対策
 - ② 建設機械・クレーン等災害防止対策
 - ③ 斜面崩壊災害防止対策
 - ④ 交通労働災害防止対策
 - ⑤ 化学物質による健康障害防止対策
 - ⑥ 石綿障害予防対策
 - ⑦ 熱中症予防対策
- (6) 安全衛生教育の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進
- (9) 自然災害に係る復旧・復興工事等における安全 衛生対策の推進
- (10) 全国大会等、集合形式の安全衛生活動の推進
- (11) 労働安全衛生関係情報の共有化の促進
- (12) 一人親方等の安全衛生管理の推進

5. 会員が実施する重点事項

会員は、以下の重点事項を実施するとともに、建設業における自主的な労働災害防止のための規程として定めた「災防規程」を遵守する。

- (1) 第9次計画及び災防規程の遵守
- (2) 安全衛生管理体制の確立
- (3) リスクアセスメントの確実な実施
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (コスモス) の導入等
- (5) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点 対策の実施
- (6) 工事別労働災害防止対策の実施
- (7) 安全衛生教育の徹底
- (8) 労働者の健康確保対策の徹底

- (9) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (10) 職業性疾病の予防対策の徹底
- (11) 快適な職場環境の形成
- (12) 安全衛生推進大会等の安全衛生運動の実施

6. 協会が実施する重点事項

- (1) 労働災害防止にかかる各種広報・啓発活動の展 開
- (2) リスクアセスメントの実施の促進
- (3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (コスモス) の普及促進
- (4) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点 対策の推進
- (5) 安全衛生教育の推進
- (6) 安全衛生調査研究活動の推進
- (7) 安全衛生活動に対する指導・支援等の推進
- (8) 労働者の健康確保対策の推進
- (9) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (10) 全国大会等の安全衛生活動の推進
- (11) 労働安全衛生関係情報の共有化の促進
- (12) 国際交流活動の推進
- (13) 関係機関等との連携の強化

参考資料1 **令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る関連通達等**

(以下の通達は、令和4年3月30日付け基安安発0330第2号、基安労発0330第1号、基安化発0330第1号「令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進について」の参考の内容に、令和5年3月20日時点での情報を一部追加しています。) (全般)

- ·第14次労働災害防止計画(令和5年3月厚生労働省策定)
- ・建設業における総合的労働災害防止対策の推進について(平成19年3月22日付け基発0322002号)
- ・元方事業者による建設現場安全管理指針について(平成7年4月21日付け基発第267号の2)
- ・保護具着用管理責任者に対する教育の実施について(令和4年12月26日付け基安化発1226第1号)

1 労働者の安全確保のための対策

- (1) 足場等からの墜落・転落防止対策
 - ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(平成27年3月31付け基発0331第9号)
 - ・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について(平成27年5月20日付け基安発0520第1号)
 - ・「手すり先行工法に係るガイドライン」について(平成21年4月24日付け基発第0424001号)
 - ・足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて(平成26年3月10日付け基 安安発0310第1号)
 - ・足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(令和5年3月 14日付け基発0314第2号)
- (2) はしご等からの墜落・転落防止対策
 - ・リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」(令和3年3月 17日付け基安安発0317第2号)
- (3) 墜落制止用器具の適切な使用
 - ・墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)
 - ・規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起について(令和4年2月25日付け基安安発0225第1号)
- (4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策
 - ・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号)
 - ・荷役作業場所のチェックリスト(平成27年8月27日付け基発0827第8号別添)
 - ・「荷役作業の安全確保が急務です!」(令和3年1月18日付け基安安発0118第2号)
- (5) 転倒災害の防止
 - ・今後の転倒災害防止対策の推進について(令和元年6月17日付け基安発0617第1号)
- (6) 交通労働災害防止対策
 - ・交通労働災害防止のためのガイドライン(平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正)
 - ・交通労働災害防止対策の推進について(平成27年3月13日付け基安発0313第1号)
 - ・建設業における交通労働災害防止対策の徹底について(平成27年8月6日付け基安安発0806第1号)
- (7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
 - ・現時点では、特になし。
- (8) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
 - ・現時点では、特になし。
- (9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
 - ・現時点では、特になし。
- (10) 高年齢労働者等の労働災害の防止
 - ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について(令和2年3月16日付け基安発0316第1号)
- (11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策
 - ・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針(平成19年8月3日付け厚生労働省告示第276号)
 - ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(労働者死傷病報告様式改正関係)(平成31年1月8日付け基 発0108第4号)
 - ・外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について(平成31年3月28日付け基発0328第28号)
- (12) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止策
 - ・東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(その4)〜地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連〜(平成23年8月31日付け基安安発0831第4号、基安労発0831第2号、基安化発0831第2号)
 - ・平成28年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(平成28年4月21日付け基安安発0421第1号、 基安労発0421第2号)

- ・平成28年熊本地震の復旧工事における土砂崩壊災害防止対策等の徹底について(平成28年6月1日付け基安安発0601 第1号)
- ・災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について(平成28年7月25日付け基安安0725第2号、 基安労0725第2号、基安化0725第2号)
- ・東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン(平成27年8月26日付け基発0826第 1号)
- ・木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について(平成8年11月11日付け基発第660号の2)
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について(平成27年6月29日付け基安安発0629第 2号)(再掲)
- ・土止め先行工法に関するガイドラインの策定について(平成15年12月17日付け基発第1217001号)
- ・東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について(平成23年10月21日付け基安 発1021第2号)

(13) 伐木等作業の安全対策

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(伐木作業等の安全対策関係)(平成31年2月14日付け基発0214第9号)
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(平成27年12月7日付け基発1207第3号、令和2年1月31日付け基発0131第1号改正)
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項の改正について(令和 2 年 1 月31日付け基安安発0131第 1 号)

(14) 安全な建設機械の普及

・現時点では、特になし。

(15) 建設工事関係者連絡会議の運営

- ・建設工事関係者連絡会議の設置について(平成26年4月11日付け基安発0411第1号)
- ・元請負人及び下請負人の間での労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成 について(平成27年6月15日付け基安発0615第1号)

(16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について(平成29年3月16日付け基発0316第3号)
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について(平成29年6月9日付け基発0609第7号)

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

- (1) 職場における新型コロナウイルス感染省の拡大防止対策
 - ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(令和3年2月12日最終改正)
 - ・「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和2年5月14日国土建第18号(令和2年12月24日改訂))
 - ・建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例(令和2年7月1日更新)(国交省ホームページ)
 - ・【新型コロナ対策】対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例(令和2年7月1日作成)((国交省ホームページ)
 - ・マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)

(2) 熱中症対策

- ・職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について(令和3年4月20日付け基発0420第3号)
- ・熱中症予防の普及啓発・注意喚起について(周知依頼)(令和4年5月18日付け事務連絡)
- ・職場における熱中症予防対策の徹底について(令和4年8月9日付け基安労発0809第2号)
- ・令和5年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について(令和5年3月3日制定)

(3) じん肺予防対策

- ・第10次粉じん障害防止総合対策の推進について(令和5年3月発出)
- ・ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成12年12月26日基発第768号の2 令和2年7月20日 付け基発0720第2号改正)

(4) 騒音障害防止対策

- ・騒音障害防止のためのガイドラインの策定について(平成4年10月1日付け基発第546号)
- (5) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・建災防調査「建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」(平成30年4月)

(6) 化学物質による健康障害防止対策

- ・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に 関する指針公示第3号)
- ・鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について(平成26年5月30日付け 基安労発0530第1号、基安化発0530第1号/基安労発0530第3号、基安化発0530第3号)
- ・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について(平成10年6月1日付け基発第329号の1)
- ・一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について(平成28年12月6日付け基安化発1206第1号)

- ・建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について(平成9年3月25日付け基発第197号)
- ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について(平成26年1月10日付け基発 0110第1号)
- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について(平成26年1月10日付け基安化発0110第1号)
- ・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(令和2年8月17日基安化発0817第1号)
- ・「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)に係る留意事項について」の改正について(令和4年5月31日付け基安化発0531第1号)
- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和4年5月31日付け基発0531第9号)
- ・労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の 適用等について(令和4年9月7日付け基発0907第1号)
- ・第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の適用等について(令和4年11月30日付け基 発1130第1号)
- ・変異原性が認められた化学物質の取扱いについて(令和4年12月7日付け基発1207第3号)
- ・労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について(令和4年12月26日付け基発1226第4号)
- ・化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について(令和5年1月6日付け基発0106第2)
- ・「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について(令和5年1月18日付け基発0118第2号)

(7) 石綿健康障害予防対策

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について(令和2年7月1日基発0701第11号)
- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和2年8月4日基発0804第8号)
- ・石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について(令和2年9月1日基発0901第10号)
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく 露防止に関する技術上の指針の改正について(令和2年10月6日基発1006第2号)
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について(令和2年10月20日基発1020第4号)
- ・石綿障害予防規則の解説について(令和2年10月28日基発1028第1号)
- ・石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について(令和4年5月9日付け基発0509第5号)
- ・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について(令和5年1月12日付け基発0112第2号)
- (8) 危険有害な作業を行う場合の請け負わせる一人親方等への措置
 - ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について(令和4年4月15日付け基発0415第1号)

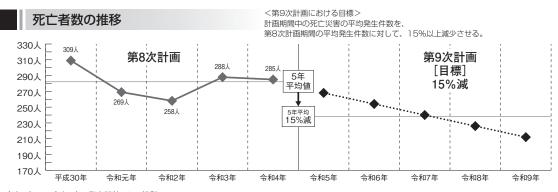
3 その他の安全衛生対策

- (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
 - ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成11年労働省告示第53号、令和元年7月1日最終改正)
 - ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について(平成18年3月17日付け基発第0317007号、令和元年7月1日付け基発0701第3号改正)
- (2) 建設業における安全衛生教育の推進
 - ・安全衛生教育及び研修の推進について(平成3年1月21日付け基発第39号)
 - ・建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について(平成12年3月28日付け基発第179号、平成18年5月12日付け基発第0512004号最終改正)
 - ・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について(平成15年3月25日付け基安発第0325001号)
 - ・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について(平成29年2月20日付け基発0220第3号)
- (3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進
 - ・シールドトンネル工事に係るセーフティ・アセスメントについて(平成7年2月24日付け基発0321第4号)
 - ・「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」の策定について(平成29年3月21日付け基発0321第4号)
 - ・山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針について(平成8年7月5日付け基発448号の2)
 - ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の策定について(平成28年12月26日付け 基安安発1226第1号、平成30年1月18日付け基発0118第1号改正)
 - ・土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について(平成10年3月23日付け基発第120号)
 - ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について(平成27年6月29日付け基安安発0629第1号)
 - ・斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について(平成27年6月29日付け基安安発0629第4号)
 - ・ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について(平成27年8月5日付け基発0805第1号)

建設業における労働災害の発生状況

1 5か年ごとの労働災害発生状況

- ① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- ② 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- ③ 計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く) に対して、5%以上減少させる。
- ④ 60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年まで減少に転じさせる。

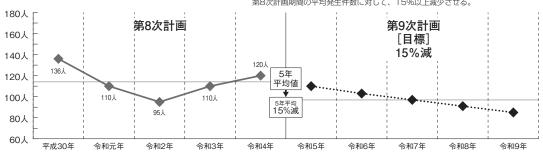


※令和4年は、令和5年2月速報値からの推計

墜落・転落災害の死亡者数の推移

<第9次計画における目標>

計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、 第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。

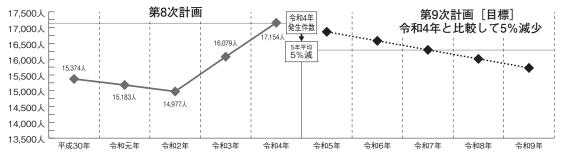


※令和4年は、令和5年2月速報値からの推計

休業4日以上の死傷災害の推移

<第9次計画における目標>

計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)に対して、5%以上減少させる。

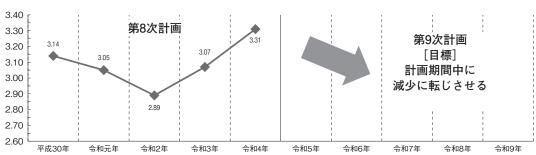


※ 第8次計画の令和4年の数値は、令和5年2月速報値からの推計であり、新型コロナウイルスり患によるものを含んでいるため、令和4年の確定値発表後に第9次計画の目標値が確定します。

60歳以上の死傷年千人率の推移

<第9次計画における目標>

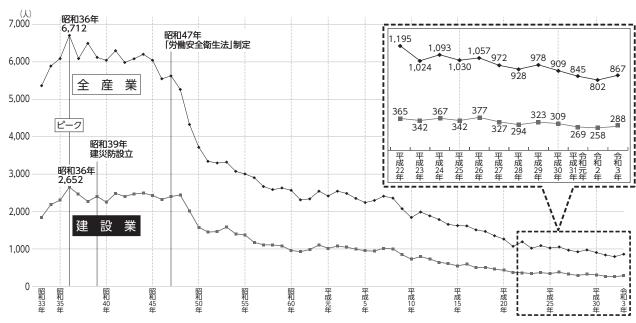
60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年までに減少させる。



※ 令和4年の死傷者数は、令和4年12月の速報値 ※ 令和4年の就業者数は、令和3年と同数とした

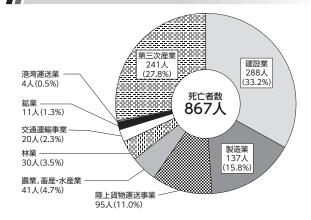
2 建設業における死亡災害発生状況(令和3年確定値)

死亡者数の推移(昭和33年~令和3年)



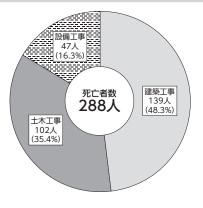
注:平成23年は、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除く。

業種別死亡災害発生状況



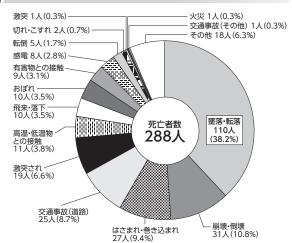
◎建設業の死亡災害は288人(前年258人)で、全産業の33.2%(前年32.2%)を占めている。

工事の種類別死亡災害発生状況



◎工事の種類別では、建築工事139人と土木工事102人で計241人となり、建設業全体の83.7%を占めている。

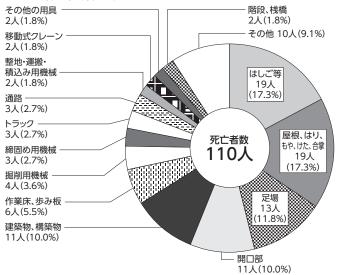
事故の型別死亡災害発生状況



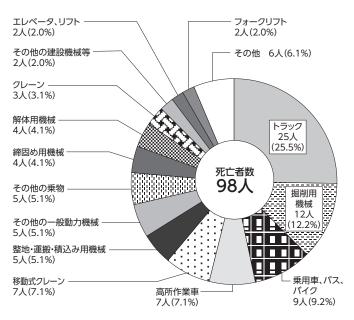
※次頁の「三大災害発止状況」は、「令和4年度 6 建設業における死亡災害発生状況(起因物・事故の型)」より作成しています。「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。そのため、「建設機械・クレーン等災害」の件数には、「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数が重複計上されています。

三大災害発生状況

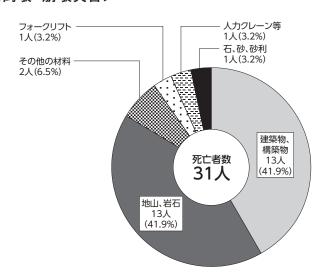
<墜落・転落災害>



<建設機械・クレーン等災害>

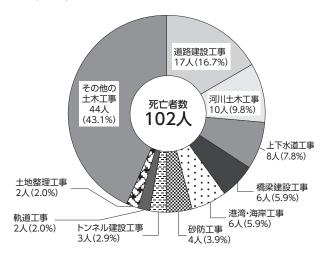


<倒壊・崩壊災害>

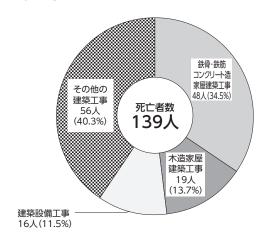


工事の種類別死亡災害発生状況

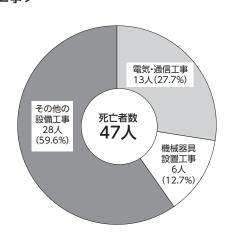
<土木工事>



<建築工事>



<設備工事>



3 建設業における業務上疾病の発生状況

業務上疾病者数・年千人率の推移(平成29年~令和3年)

全産業の疾病者数28,071人のうち、建設業は1,770人で全体の6.3%となっている。

業種	建記	殳業	全產	全業
年項目	疾病者数(人)	疾病者数年千人率	疾病者数(人)	疾病者数年千人率
平成29年	665	0.2	7,844	0.1
平成30年	697	0.2	8,684	0.2
平成31年/令和元年	605	0.2	8,310	0.1
令和2年	883	0.3	15,038	0.3
令和3年	1,770	0.5	28,071	0.5

資料:厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」

注:1. 表は休業4日以上のもの。

3. 令和2年、令和3年は、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含む。

年次別業務上疾病発生状況の推移(平成29年~令和3年)

令和3年の建設業における疾病者数は1,770人で、新型コロナウイルスり患によるものを除いて多かったのは災害性腰痛で206人となった。

(単位:人)

	年	平成	29年	平成	30年	平成31年	/令和元年	令和	2年	令和	3年
	業種	建	全	建	全	建	全	建	全	建	全
		設	産	設	産	設	産	設	産	設	産
疾病分	∱類	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
(1) 1	負傷に起因する疾病	362	5,963	286	5,937	299	6,015	337	6,533	333	6,731
(うち災害性腰痛)	(230)	(5,051)	(171)	(5,016)	(190)	(5,132)	(222)	(5,582)	(206)	(5,847)
	(2) 有害光線による疾病	-	5	-	5	2	13	1	9	-	8
<i>ት/</i> መ	(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
物理的因子	(4) 異常気圧下による疾病	3	19	1	11	3	22	1	6	2	11
的る	(5) 異常温度条件による疾病	144	719	245	1,394	159	1,039	223	1,159	134	707
対疾	(うち熱中症)	(141)	(544)	(239)	(1,178)	(153)	(829)	(215)	(959)	(130)	(561)
J 71/3	(6) 騒音による耳の疾病	4	8	-	2	1	9	2	11	2	5
	(7) (2)~(6)以外の原因による疾病	4	22	4	25	3	35	3	29	7	37
作起	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	7	115	4	119	10	118	8	143	5	96
業因	(9) 負傷によらない業務上の腰痛	-	27	1	27	2	33	1	34	1	29
態す様を	(10) 振動障害	2	4	-	5	1	4	-	2	1	6
に疾	(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	7	159	3	217	7	210	9	200	4	193
病	(12) (8)~(11)以外の原因による疾病	1	73	2	89	3	92	2	83	4	102
(13) i	酸素欠乏症	1	5	-	7	1	5	1	12	1	3
(14)	化学物質による疾病(がんを除く)	45	222	60	263	41	220	44	241	49	248
(15)	じん肺症及びじん肺合併症(休業のみ)	56	191	57	165	46	164	40	127	55	130
(16)	病原体による疾病	11	105	6	171	4	113	196	6,291	1,155	19,494
	(うち新型コロナウイルスり患によるもの)	-	-	-	-	-	-	(187)	(6,041)	(1,153)	(19,332)
が	(17) 電離放射線によるがん	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
ん	(18) 化学物質によるがん	-	-	-	-	1	2	1	1	3	4
	(19) (17)、(18) 以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(20)(2	1)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等	18	207	28	246	22	216	14	157	14	265
	合 計	665	7,844	697	8,684	605	8,310	883	15,038	1,770	28,071

資料:厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

- 注:1. 表は休業4日以上のもの。
 - 2. 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
 - 3.「化学物質」は労働基準法施行規則別表1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
 - 4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。

酸素欠乏症発生状況の推移(平成29年~令和3年)

令和3年の全産業の被災者数は3人、うち建設業は 1人となっている。

(単位:人)

年 業種	平成 29年	平成 30年	平成31年/ 令和元年	令和 2年	令和 3年
建設業	1(1)	0 (0)	1(1)	1(1)	1(1)
全産業	5 (5)	7(6)	5 (5)	12(8)	3(2)

資料:厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」注:1.() は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

2. 安衛施行令別表第6 に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

振動障害の推移(平成28年度~令和2年度)

令和2年度の全産業の振動障害労災新規認定数は 269人、うち建設業は146人(54%) と高い割合となっ ている。

(単位:人)

					—,
年	平成	平成	平成	平成31年/	令和
業種	28年	29年	30年	令和元年	2年
建設業	173	139	137	150	146
林 業	35	35	24	24	27
鉱業	28	46	31	34	24
採石業	6	6	8	4	4
製造業	27	32	30	33	32
その他	17	33	51	40	36
全産業	286	291	281	285	269

資料:厚生労働省「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)調」注:各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数。

硫化水素中毒発生状況の推移(平成29年~令和3年)

令和3年の全産業の被災者数は6人、うち建設業は2人となっている。

(単位:人)

年 業種	平成 29年	平成 30年	平成31年/ 令和元年	令和 2年	令和 3年
建設業	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (3)	2(0)
全産業	7(2)	10(4)	5(1)	9(6)	6(2)

資料:厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」

注:1.() は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。 2.安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等で の作業で発生。

熱中症の推移(平成29年~令和3年)

(単位:人)

年業種	平成 29年	平成 30年	平成31年/ 令和元年	令和 2年	令和 3年	合 計
建設業	141(8)	239(10)	153(10)	215(7)	130(11)	878 (46)
警備業	37(2)	110(3)	73(4)	82(1)	68(1)	370(11)
製造業	114(0)	221(5)	184(4)	199(6)	87(2)	805 (17)
運送業	85(0)	168(4)	110(2)	137(0)	61(1)	561(7)
その他	167(4)	440(6)	309(5)	326(8)	215(5)	1,457(28)
全産業	544(14)	1,178 (28)	829 (25)	959(22)	561 (20)	4,071 (109)

資料:厚生労働省「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」注:() は死亡者数。

肺がん・中皮腫の件数の推移(平成29年度~令和3年度/支給決定件数)

(単位:件)

年度	平成2	9年度	平成3	0年度	平成31年	/令和元年	令和2	2年度	令和3	3年度
業種 分類	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業	178	292	214	312	239	358	206	316	211	356
全産業	335	564	376	534	375	641	340	607	348	578

資料:厚生労働省「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ調」

- 注:1. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。
 - 2. 令和3年度は速報値。

脳・心臓疾患の件数の推移(平成29年度~令和3年度)

(単位:件)

年度	平成2	9年度	平成3	0年度	平成31年	/令和元年	令和2	2年度	令和 3	3年度
業種区分	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業	112	17	99	14	130	17	108	27	105	17
全産業	840	253	877	238	936	216	784	194	753	172

資料: 厚生労働省 「過労死等の労災補償状況」

精神疾患の件数の推移(平成29年度~令和3年度)

(単位:件)

年度	平成2	9年度	平成3	0年度	平成31年	/令和元年	令和2	2年度	令和 3	3年度
業種 区分	請求件数	支給決定件数								
建設業	114	51	129	45	93	41	89	43	122	37
全産業	1,732	506	1,820	465	2,060	509	2,051	608	2,346	629

資料:厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

店社・作業所安全衛生計画(作成例) 参考資料3

(1) 第○○期 (○○○○年4月~○○○○年3月) 安全衛生計画 (作成例)

			(C) + () () () () () () () () ()	x
	生 1 2 子 3 一 7 女 7 田舎 「木 7 中 4 2 7 耳十 中 3 一 十 米			
安全衛生基本方針	人信學里」の基本描念に歩つさ、	√	総括安全衛生管理者	
1	を確保し、快適な職場環境の形成を目指す。	極	雇用管理	
		₩	安全管理	
		歐	衛生管理	
:	・死亡災害、重大災害・ガロ	世	安全衛生推	
安全衛生目標	A D IN Fの形体派集 3 O・	<u>₩</u>	産業	
	ドキコダーシア 多久	Æ		

_	_	_			_	_	_
氏名	00 00	0 00	00 00	00	I	00 00	
役職名及び所属	代表取締役社長	人事部長	安全部長		※各作業所で選任	(医) 〇〇〇会〇〇内科	
	総括安全衛生管理者	用管理		生 管 理	安全衛生推進者	産業医	
ł						₩	Ē

	0000年		社長				
	作成:	•					
田	00 00	0	00 00	00	I	00 00	
役職名及び所属	代表取締役社長	人事部長	安全部長		※各作業所で選任	(医) ○○○会○○内科	
	総括安全衛生管理者	雇用管理者	全管理	衛生管理者	全衛生推進	産業医	
4	√	極	₩	鲫	 	₩.	雇

000年0月00日

安全部長

Ħ	Þ							
ŧ								
中将 1 6 50 单十	天旭工V/苗息品	・作業所長は、リスク が低減措置を安全 施工サイクルの中 で実施し、点検表 等で確認する。	・作業所長は、工 ・程打合せで翌日の 作業場所を確認し、 当日、係員に実施 状況を点検、報告 させる。また、巡 視等で確認する。	・作業所長は、係員に実施状況を点検、・報告させる。また、・巡視等で確認する。	・作業所長は、係員 ・に実施状況を点検、 報告させる。また、 巡視等で確認する。	・トップ管理者の参加 加 ・教育資料の整備	・実施計画の作成	/ / ・外部講師の依頼 ・社長の訓示
	3	†	†	†	†	†		‡
	2					•		,
	-							A
1	12							\
Н	1					•		
スケジ	10						A	
(年度)	6					•	+	
	8							
年間	7						1	
	9					•	V	0
	1							
-	□	Yut Yut	Min Min	₩ Yint Yint	Mul Mul	Mil Aut	111111111111111111111111111111111111111	Mint Mint Mint
中	天旭沿当	建築部長 上木部長 計	建築部長土木部長土木部長	建築部長土木部長土木部長	建築部長土木部長	安全部長安全部長安全部長	安全部長安全部長	安全部長 安全部長 安全部長
単	口	- 会社が特定する作業について実施率 100% ・地山の掘削作業 ・鉄骨立て方作業 ・ 足場の組立て等作業 ・ 建設機械・クレーン等作業	作業開始前までに 実施率 100% 作業中 100%	作業計画作成、 実施率 100% 実施率 100% 実施率 100% 資格確認と配置 100%	実施率 100%	毎月1回 4、6、9、11、2月	6月1日~7月7日 9月1日~10月7日	12月1日~1月15日 3月1日~3月31日 6月28日
帮	关 爬 垻 目	リスクアセスメントに基づき施工。計画、作業計画を作成、実施する。	① 高所作業では足場等により作業 床を確保し、墜落防止設備を先行 する。また、足場における作業の 開始前点検を徹底する。② 高所作業では、フルハーネス型 安全帯を使用する。	(1) 作業計画に基づき作業を実施する。(2) 建設機械の作業半径内の立入禁止措置を徹底する。(3) 荷のつり上げ作業時の荷の下への立入禁止を徹底する。(4) 有資格者の配置を徹底する。	現地 KY、ひと声掛け合い運動を実施する。	① 各作業所の安全衛生パトロールを毎月1回実施する。② 社員各層に対する安全衛生教育を実施する。	① 全国安全週間(準備期間含む)② 全国労働衛生週間(準備期間含む)	③ 建設業年末年始労働災害防止強 12月 調期間④ 建設業年度末労働災害防止強調 3月 月間⑤ 安全大会6月5
来 上 茶 体	里品爬来	1. リスクアセスメントの実施ントの実施	2. 墜落・転落災害(防止対策の徹底 (()	3. 建設機械・ク(レーン等災害防止 対策の徹底 ((((((((((((((((((((((((((((((((((((4. 不安全行動の防 : 止	 安全衛生パト ロールと安全衛生 教育の実施 	6. 年間行事	

	画	来场所の巡視			の確認	主要な設備計画	"ート 外部足場 タワークレーン エレ リフト 高所作業車 仮設電気 上下水道	ク フ 一添	-スオーガー掘孔機 クローラクレー 泥水プラント ゼネレーター溶接機	油圧ショベル ブルトーザー ダンプトラック 洗車機	- クレーン 電動切断機 - 盤	ミーターリフト ミキサー ・チ	ベーターリフト アスファル は釜	クレーン エレベーターリフト 業車 ベビーウインチ 台車	リフト -ク 台車	、レベーターリフト 可搬式作業 、電動ドリル 電動釘打機	エレベーターリフト タワークレーン 切断機 旋盤 溶接機 台車 ローリングタワー	移動式クレーン 溶接機 ミキサー						
	ılinz	40	(11)		全書類(開		仮囲 ゲート ベーターリフト	アポロ	アース、肥大	油圧ダンプ	タワー 丸のこ	エレベー、 ウインチ	エレベー ト熔解総	タワークレー 高所作業車	Hレベーター チ ハンドボー	インに	ドレベー 機 抗艦	移動式ミキサ						
	清 福	「肝の天	1	清	の労務安全 – A の展開	4														・等三者 に 上 ・交通事 故の防止 ・ 大災事 数の防止 ・ 大災事 数の防止	大田記・記録を入り、田紀・大田記・日本・日本の記念後後に、			
	ותו	、女王 公今相当	ス十四二	ド来れた巡回の第	力業者の D - C -	8														・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大田窟十十十十部十十 の間と 大田窟後 と の間と 上 の 徳田 田瀬 東京 を 登 を 京 の 恵 東田 恵 連 田 瀬 田 徳田 東 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田			
	的事效調數	世界 単級	米田の	日、田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	度施、協力 器、P-D	ıα						1	1				1	1	+	第三番 害の防 交通事 の防止 の防止 の防止	火後徹乍付氐誘適 道条守気の 厳業け 導正 路件使権 後の 興配 使の			
	体的 的 化类阻心油效雷数	: 来同の近	7. 多年	トの美別 が状況説明	作業終了時確認巡回の実施、協力業者の労務安全書類の確認 害性の特定・対策・確認、P-D-C-Aの展開	-	ı								_					・ 等三者・ 正 正 ・ 電気災・ ・ 電気災・ ・ まの防止・ ・ 水災事・ ・ 水災事・ ・ 水災事・ ・ 水災事・ ・ 放の防止・ 放の防止・ 放の防止・ 放り防止・ 放り防止・ 放り防止・ 放り防止・ 放り防止・ 放り防止・ 放り防止・ 対した。 がした。 対した。 がした。 対した。 がした。 対した。 がに。 対した。 がに、 がした。 が	在,中,每一个中,每一个中,每一个中,每一个中,每一个年间的一个小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小			
(作成例)	_	当し、世間のアンド	277.6	で、NIより現場	了時確認 特定·対	12						\dagger	\dagger				+			第三 書 の ま の ま の が が が が が が が が が が が が か か が か か か か	を、なり、 を、なり、 を、とし、 を、とし、 を、という、 を、という、 を、という。 を、たい。 を、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			
(作	御田 水ケニ	可知布分・発格	「米信、	来問打印 職員に	作業終有害性の	1														・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	在,有一个和一个和一个和一个和一个和一个和一个和一个和一个和一个数量,就是是一个是一个是一个是一个是一个是一个是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一			
年度工程別災害防止計画		7.田御子,	四万不に未加、 9・、、シン別所用以来有シス ±15114に 部分 保護治行へよ アソアぐ存基 短口保護行へよ	女王勒化、作耒則打合で、A1Aの美地、笠口作素打合で新規乗込当日、職員により現場状況説明、確認巡回の実施	場内安全点検、作業終了時確認巡危険性または有害性の特定・対策	10							•							・第三年 三十二年 ・第一年 ・第一年 ・第一年 ・ 第一年 ・ ※ 第一年 ・ 》 第一年 ・ ※ 第一年 ・ 》 第一年	・ヤ立の・単徳・・中部・神図を持て、東京の選手を関係である。本図をは、「本図を出る」、本語のは、「本語を出る」、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			
防止	11	元カッ	世 で で で で で で で で で の で の に の に の に の に の	新規事	場内分危險性	6														・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ トゥーケー (本)			
災害	西		-	2 4		ω														・第三者・ ※ 第三者・ ・	・ 有資格 - 中の離認 マイの離認 マイ 中の離別 中の離別 中の離別 中の 中 中 中 中 中 中 中 中			
程別			北北	安全朝職長教等	安全朝礼職長教育	安全朝職長教	(安全朝) (職長教) (第	Jella.															・第三者・9 災害の防災・1 11 ・墜落転・1 12 13 14 15 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	・ 有資格・ 4 もの離認 者の確認 者の確認 者の確認 子 1 一種洗・ 1 一種洗・ 1 一種 1 一
度工	빠	455.		· 指小、 別教育、	全当番祭の実施	9						+				\perp	+			三の 落害 気坊者防 転の 災止				
	福	十三 年第今 三	張れら悪	数育、掲載を	教育、特別では、	17米開始期の打合で・指小、 新規入場者教育、特別教育、 現場の安全点検・安全当番等	の安全点検・安全当番クアセスメントの実施	2										\perp				・第三者・第 に	- 安全選 ゲート仕 ・ 泰全選 バートロの ・ 赤導員 時等 トロの ー の 参本動 領 時 の の か 一	
	洪 分類	机拓女宝俐生官型 《宇味·花子》	次中の上部級対り用価格を対します。	ミ周炻削 見入場者	場の安全、スクアセ							+					+			第三者,第三者 (害の防 災害の防 止 止 上 股際審析、交通事 災災害の 故の防止 に 「電気災害の防止」	新規入・安全通 場時教育 転の指導 7億億 7億億 7億億 7億億 70億 70 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80			
			7. 火市		5. 現場6. リン							+												
		1 日本	日本	く実施9 主要事項		8						-								: 者・第三者・ 旧に 計事・墜落転 上・ 落災害の ト・ 防止 ・・ では、 ・・ 電気災・	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)			
(5)		‡ 4	# 1 1	して美施9 る主要事項		2														路 後 第 三 者	・ 子・ 王 寺 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 中 徳 徳 中 徳 徳 神 中 徳 徳 徳 徳			
	で働き					_	\coprod													がある。 ない、 が、 では、 では、 では、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	格・ ・			
新築工	て、安全				災害ゼロ	12														・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	※・有資格 日本の離認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
一部店舗)新築工事	てなっ	りを目指す	1 2 2		ソロ	Ξ														・第三者 ド () () () () () () () () () (・ヤ立を生土徳・海見牛」大徳年・古徳・神・大徳年・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神			
(住居一	エと一体	\sim	市特代	・戦裕火害た・関壊災害が	機械・クレー・落下災害ゼ	10														・ 第 生 生 生 は 悪 悪 悪 悪 に に に に に に に に に に に に に	・確談 後			
0000 K M	協力会社	やすい現場づ	特徵		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6		I												・等・等・時・路・路・路・数・数・数中・数中かがりがりびがりがりがりがりがりがりががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががが	・確認機 圏 の 圏 の 圏 の 圏 の 圏 の 圏 の 圏 の 回 コローンで ウュート で シラー・ シラー			
000	4	#A	-		<u> </u>	8														・ 送出・ 発験 を を を の の の が が の の が が が の の が が が の の が が が が が が が が が が が が が	を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の			
工事名:	# # # #	王闻王奉本力		安全衛牛管理日		月別	# H	構台工事	ф Н	+ H	躯体工事	⊕ Ⅱ	₩ H	₩ H	₩ H	⊕ 1	★ 1	# I	袖	管理の重点 (月間目標等)	主要な対策			
	H 4	X H		安全	(/ 脳 軸 日	仮設	山止/	杭	T	基礎・身	左官	防水	外装	E V	大羰	設備	外構	〜	一				

参考資料4 建設業における資格・選任・指名等の必要な作業 (使用テキストは、 当協会発行のものを記載)

	選任等の種別			 資格 · 選係	£·	指名等	
作業		兒	T証及び技能講習修了証等	使用テキスト	特	別教育修了及で 事業者の選任等	
					法	空気圧縮機運転	
	高圧室内作業		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・高気圧作業安全衛生の		送気調節操作: 加圧・減圧操作	
1.	(大気圧を超える気圧下 の室内、シャフトの内部)	法	作業主任者	手引		再圧室操作	当 ・再圧室操作マニュアル
	の至内、グヤクトの内部)	14			59	作業	・ 潜函作業の安全
			14 344 3 17 +4				(推進工事編、シールド編)
2.	ガス溶接等作業		作業主任者				
	N 11 12 13 11 N	法 61	作 業 者				
3.	木材加工用機械作業		作業主任者				
0.	(丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤、かんな盤、ルーターは5台以上、自動送材車式帯のこ盤は3台以上)						
4.	コンクリート破砕器作業		作業主任者				
5.	地山の掘削作業		作業主任者	・地山の掘削及び土止め 支保工組立て等の作業			
6.	土 止 め 支 保 工 作 業(切りばり、腹おこしの取付け、取りはずし)		作業主任者	指針			
7.	ずい道等の掘削等の作業 (掘削、ずり積み、支保工及びロックボ ルト取付、コンクリート等の吹付け)		作業主任者	・ずい道等の掘削等作業指針 (山岳編)(シールド・推進編)	法	 	・トンネル作業の安全
8.	ずい道等の覆工の作業 組む、移動、解体、これに伴うコンクリート打設)		作業主任者	・ずい道等の覆工作業指針	59	坑内作業	当 (山岳編)(推進工事編) (シールド編) (シールド編)
9.	採石のための掘削作業 (高さ2m以上-採石法、第2条岩石の採取)		作業主任者				
10.	は い 作 業(高さ2m以上のはい付け・はいくずし)		作業主任者				
11.	型枠支保工の組立て等作業(組立、解体)		作業主任者	型枠及び型枠支保工組立 て解体工事の作業指針			
	(IAAA WIII)			Chill I holl holds	_	力向上教	
12.	足場組立て等作業		作業主任者	・足場の組立て等工事の	法 59	作業	当 · 足場の組立て等作業従 事者必携
12.	(組立、解体、変更)	法		作業指針		 作業開始前及び	¢п
		14		7.4.55 地名第二人	の 事業 名者	立て後等点検	^組 · 足場の組立て等作業の安全 │ - │ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
13.	建築物等の鉄骨組立て等作業(組立、解体、変更)		作業主任者	・建築物等の鉄骨組立て等の作業指針 (建築鉄骨・その他編) (鉄塔・その他編)			
14.	鋼橋架設等作業(組立、解体、変更)		作業主任者	・鋼橋架設等の作業指針			
15.	木造建築物の組立等の作業 (構造部材の組立、屋根下地、外壁下地取付)		作業主任者	・木造家屋建築工事の作 業指針	能	力向上教	・木造建築物の組立て等 作業の安全
16.	コンクリート造の工作物の解体等の作業(解体、破壊)		作業主任者	・コンクリート工作物解体工事の作業指針			T X S X T
17.	コンクリート橋架設等作業		作業主任者	・コンクリート橋架設等の作業指針			
18.	(架設、変更) 特定化学物質取扱作業		作業主任者	のIF未相可			
	第 1 種 酸 素 欠 乏 危 険 作 業 第2種酸素欠乏危険作業以外の酸欠		た 業 子 バ ⊉				
19.	危険作業		作業主任者	・酸素欠乏症等の防止	法	 作 業	 ・酸素欠乏症等の予防
	第2種酸素欠乏危険作業 令別表第6危険場所のうち3の3、9、12 (硫化水素危険場所)		作業主任者		59		
20.	有機溶剤作業		作業主任者		教準	作業	・建設業における有機溶剤 業務の知識
21.	石綿取扱作業		作業主任者	· 石綿作業主任者 技能講習テキスト	法 59		・建築物等の解体・改修工事 等における石綿障害の予防
22.	石綿含有建材調査	建築		・建築物石綿含有建材調査者講習テキスト ・一戸建て等石綿含有建材調査者講習テキスト		1	
23.	特定粉じん作業					作業	・建設工事における粉じん による疾病の防止
24.	ダイオキシン類取扱作業 廃棄物焼却炉・集じん機等の設備・解体作業				:+		当
			運転士		法		当
25.	クレーン・移動式クレーン・ デ リ ッ ク 運 転 業 務	法	つり上げ荷重5t以上		59	5t未満のクレーン 5t以上の跨線テル	
	ノ ソ ノ ノ 圧 料 未 伤	61	運 転 者 つり上げ荷重1t以上5t未満			1t未満の移動式クレー	
26.	車両系建設機械運転業務 (整地・運搬・積込み用、掘削用)		運 転 者機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)		運 転 機体重量3t未満	・ 小型車両系建設機械運転者必携 [整地・連搬・積込み用及び掘削用/解体用]特別教育用テキスト
						1	111/17 13/32/12/11/ 1 // 1

選任等の種別						資格・選任・指名等						
作業等			 証及び技能講習修了証等	1			特	旧つ寸 別教育修 I業者の過	了及び 発任等	使用テキスト		
27. 車両	一 可系建設機械運転業務		運転者					運 朝機体重量3	者	· 車両系建設機械運転者必携 (基礎工事用穴掘建柱車関係) · 基礎工事用機械運転者必携		
基位	礎工事用)		機体重量3t以上					操 作作業装置	者	· 基礎工事用機械運転者必携		
28. 東原	可系建設機械運転業務 國際 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							運動		・ローラー運転者必携		
29. 事	両系建設機械(コンク ート打設用)運転業務							操作業装置		・コンクリートポンプ車 運転者必携		
30. 車	両 系 建 設 機 械 解体用) 運転業務	法	運転者機体重量3t以上	・車両が	系建設機械運転者教 ¹⁾	本		選 動機体重量3	3t未満	・小型車両系建設機械運転者必携 [整地・運搬・積込み用及び掘削用/解体用]特別教育用テキスト		
31. 不图	整地運搬車運転業務	61	運転者最大積載量11以上	・不整	也運搬車運転者教2	本		運 転機体重量	t未満	・不整地運搬車運転者教本(技能講習用テキスト)		
	所作業車運転業務		運 転 者 作業床の高さ10m以上	・高所	作業車運転者教	本 注	去	運動作業床の高さ	10m未満	・高所作業車運転者必携(特別教育用テキスト)		
	-リングマシン運転業務 ャッキ式.つり上げ					-	59	運動		ボーリングマシン運転者必携ジャッキ式つり上げ機		
	ャッキ式つり上げ 械の調整・運転業務		運転者			_		調整・	運転者 計 者	械運転者必携		
00 ショ	ォークリフト運転業務 ョベルローダー、フォー		最大荷重1t以上 運転者					最大荷重	t未満			
36. クi 37. 巻	ローダー運転業務 上 げ 機		最大荷重lt以上				-	最大荷重	t未満	・ウインチ運転者必携		
	設用リフト運転業務							運動		フィング 建報日紀別		
39. 玉	掛け業務	法 61	作業者 つり上げ荷重1t以上					作 業つり上げ荷				
	ンドラ操作業務							操作				
41. 軌 	道装置運転業務	 発						運動	者	・ 軌道装置動力車運転者必携		
42. 火	薬・発破業務	_	扱保安責任者									
43. 潜	水 業 務	潜	水 士					送気調節 再圧室	操作者操作者	・再圧室操作マニュアル		
44. ア	一ク溶接業務	作	業 主 任 者			— Ž	去	作業		・建設業におけるアーク溶接等作業の安全(特別教育用テキスト)		
45. 研覧 46. 電	削といし試運転業務 気 取 扱 業 務					5	59	作業電気取	7 扱者	・自由研削砥石の安全作業・建設業における低圧電気取扱		
17 チ・	エーンソー以外の振	管		・建設	業における振動工	.具、	<i></i>	特別高圧、	高圧、低圧	作業の安全(特別教育用テキスト) ・建設業における振動工具		
劉_	工具の取扱いの業務 機 溶 剤 取 扱 い 業 に 係 る 業 務	管管	 	取扱化	作業の管理 (管理者)	737	⇟	作 業 作 業		取扱作業の知識 (作業者用) ・建設業における有機溶剤		
	機 浴 剤 取 扱 い 業 に 係 る 業 務 帯用丸のこ盤の作業) 教育	 作 業		業務の知識(作業者用) ・建設業等における丸のこ		
50. 除	一次・ 楽 等 業 務					- '	_	 		等取扱作業の安全		
							去	<u>「</u> 作				
52. フル	ノハーネス型安全帯使用作業					5	59	作業	善 者	・フルハーネス型安全帯使用 作業特別教育用テキスト		
53. 規模	莫100人以上の事業場							総括安全衛	i生管理者			
53. 規模 規模 規模 規模 規模 規模 規模 規	模50人以上の事業場							安全管	理者	・建設業における安全管 理者の手引		
体 の		第-	一種衛生管理者			<u> </u>	事業者	産業		,建設業安全為什世准老のエコ		
	模10人以上の事業場	(注)		建設の	仕事とは、国勢詞		4	安全衛生		・建設業安全衛生推進者の手引 (能力向上教育)		
元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	方・下請 特定元方 労働者の 事業者 労働者の (2以上の場合は指	(査における「人口	コ集中地			ҫ╸	統括安全衛 元方安全衛		」・建設業における現場管 理者のための統括管理		
作 合詞				隣接し	た場所での橋梁の		.	救護技術		の手引		
十 仕事は	第30人以上) 上の現場 続括安全衛生責任者 を選任すべき事業場 以外の請負人)					 	旨名.	安全衛生	:責任者 ——	・新版 職長・安全衛生責任者 教育テキスト ・職長・安全衛生責任者能力向 上教育テキスト		
管 1. 3 2. 5	ずい道等の建設の仕事 圧気工法による作業を行う仕事 一定の橋梁の建設の仕事 大方・下部 労働者合計 以上30人	青の †20人 未満		方・下請の 動者合計20人 上50人未満	統括管理の指導等を行うべき 者の支店・営業所等	15		店社安全律	生管理者	· 店社安全衛生管理者の手引 (能力向上教育テキスト)		
55. 労働	動基準監督署長への届出 現機以上は都道府県労働局長の審査対象	集の届			DM以上の橋梁 2の2 支間30r の建設等 3. ずい道(内部に労f DM以上の地山の掘削 5. 圧気エ	断者に事	等			・セーフティ・アセスメ		
1 1	(一定規模以上は都道府県労働局長の審査対象 法89の2、則94の2) 法88第3項、5項、則 90、石綿則5		工 1. 支柱の高さが3.5m以上の型わく支保工 2. 高さ (10m以上の戸場 (つり戸場、張出し足場を除く) 3. 上記已以外の石場の除去 (つり戸場、張出し足場を除く)					計画の作成の参画者		ント指針・同解説、建 設技術者テキスト等		
提 厚	生労働大臣への届出 第2項、則89の2	上側の 4. 5 のたで	が関係のありらい。		2. 堤高150m以上のダム 上の橋梁 n以上3,000m未満で深さ50ml の圧気工事	以上				以込むでは、		

※テキストの最新版については、建災防 教材開発課(Tel 03-3453-1389)までご確認ください。

参考資料5

令和5年 安全衛生行事等予定表

3月	1日~31日	建設業年度末労働災害防止強調月間(建災防)
4月	1日~9月30日 11日~20日 20日	熱中症予防強化キャンペーン(環境省) 春の全国交通安全運動(内閣府 他) 交通事故死ゼロを目指す日(内閣府)
5 月	1日~9月30日	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン(厚生労働省 他)
6月	1日~30日 1日~30日 4日~10日 10日~16日	全国安全週間準備期間(厚生労働省 他) 土砂災害防止月間(国土交通省) 危険物安全週間(消防庁 他) 火薬類危害予防週間(経済産業省/各都道府県・各指定都市)
7月	1日~7日 1日~31日 1日~31日	全国安全週間(厚生労働省 他) 仮設機材安全推進月間(一般社団法人仮設工業会) STOP!熱中症 クールワークキャンペーン重点取組期間(厚生労働省 他)
8月	1日~9月10日 1日~31日 30日~9月5日 30日~9月5日	墜落・転落災害撲滅キャンペーン(建災防) 電気使用安全月間(経済産業省) 防災週間(内閣府) 秋の建築物防災週間(国土交通省 他)
9月	9月1日 4日~10日 1日~30日 1日~30日 1日~30日 1日~30日 1日~30日	防災の日(消防庁) 救急の日(消防庁) 健康増進普及月間(厚生労働省) 全国労働衛生週間(厚生労働省他) 全国作業環境測定・評価推進運動(公益社団法人日本作業環境測定協会) 職場の健康診断実施強化月間(厚生労働省) 心とからだの健康推進運動(全国労働衛生団体連合会)
10月	1日~7日 5日~6日 1日~31日 23日~29日	全国労働衛生週間準備期間(厚生労働省 他) 第60回全国建設業労働災害防止大会 in広島(建災防) 高年齢者就業支援月間(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構) 高圧ガス保安活動促進週間(経済産業省)
11月	1日~30日 1日~30日	過労死等防止啓発月間(厚生労働省) 過重労働解消キャンペーン(厚生労働省)
12月	1日~31日 1日~31日	職場のハラスメント撲滅月間(厚生労働省) 建設業年末年始労働災害防止強調期間(建災防)

※掲載の行事名や日程等は中止または変更になる場合があります。

日程表 建設業安全衛生教育センター 令和5年度

31		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					内部監査者 落(CP)		Ш	圖 輸 際		Ш
30 3	П	河 三	1	Ш		十 (編)	内部監查(0円)	<u>†</u>	——— H			
		(4) (4)				工事主任(福明) SSHO(福丽)	+	道 社		fo (*)		H
59	↑ ↑ 於			+				ずしの窓の店			道 (大阪)	
78			5	間) →		9	+	(a) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d			ず い道 新CFT (大阪)	
	(5日間(大阪)	+	<u>©</u>	(5日間 令 ◎◎¾(CP)		Į.	† 	Į.		+	(5) 可 (2) 新(C	
7 26	新CFT 新CFT	1 (記 社		⊢	+	<u>@</u>	[2] [2]	Ш		† 	Ţ	
	(2) 新(3) 新(4)	(5日間)	Ш) 新C	↑ (m) —		⊢ ⊔	+		(5日間) (左倉→		
24	† †	C F T	H	6 ↓ ↓	(5HF	Ш	w W W		Ш	FCFT (5日I ⑤墜落(CP)佐倉→	+	Ш
23	Ш	9 業(Ш	⊢ ⊔	祝	↓	於	+	##	祝	+
22	Н	(国際)	↑ ** ** **	Н	新C	†	Ш	† 世			↑ ↑ ₩	
21		□ \	后 器 器	†) 総合店社 (CP)佐倉→	+	卅		Ш	所再压	
20	河 世	十 (多) T (4 (2) (4(4))	↓ (S) (D)	内部監	Ш	(0.0)		(E)		H	(□) →(□) →	祝
19	が 日 ま 日	1	(漢麗)	60	H	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	† 测 巡	Ш		†		
18	© →	↑ ※				祝	5 压	+		炯	Ш	
4		日 稿	(美工)(東工)(東)(大)(東)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)(大)	祝		Ш	(a) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	†	Ш	3 ② 以	Н	Ш
16	Ш	4 新(三)		Ш		Н		(+	(a) (b) (b) (c) (c)	(Н
15	Н	† †		+		†	Ш	新CFT (5	†) 新 C F T → ③工事主任(横須賀) SSHO(総額)	1
14	<u>†</u>	Ш	000000000000000000000000000000000000000	† †		(5日間)	+	新 C ssHC	遊 5店社	Ш	2) 新 C ③工事主 SSHO(概题)	C F
13	(5日間)	Н	<u>f</u> o	合店社 (大阪)	Ш	⊢ H SSH(1	190	ず (こ) (回) (記)	H	1	**
12				2)総G FT	Н	新C	U 恒 上 章	Ш		† † #	熊 矢	→ E
=	新CFT ←① 所	類 [‡]	П	↓ ₩	祝	1	推體	+			说	9
9	\ominus	会 会 経 器	Н	→ ®		Ш	† † † (3)	† †	Ш	雅 。	H	Ш
6	Ш	© + (c) = (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d)	†	Ш		H	祝	河 (大)	Н	#	<u>†</u> †	Н
∞	Н		(5日間) (在倉→	H			Ш	5 <u>L</u>	†	祝	5日間	<u>†</u>
_		Ш	新CFT (5目間 ←①墜落(CP)佐倉→	<u>†</u>	4000		Н	(1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(2日間)	Ш	FT (5 ⑥ 熱命	(5日間)
9	河海	+	新の下っ陸	(5日間)		S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	大 (1) (1)	1	ET (+	新CF ← ⑥	
5	でいる。	祝	9	SFT (5 工事主任	五章工章 第五章工章 第四章	(C) →	全国大会(広島)	Ш	新C ← ④		® +	新CF ← ⑩ I
4	fa & ⊝ ⊖ ↓	於	Ш	新(†			+	↓ (BE		Ш	₩ ↓
က		祝	H	↓	CFT			说	→ 日 干 第 T ® B B B D H S 8 (H	Ш
2	Ш			Ш	⑩ 新(H	E (福岡)	★	十 第 I ® (編集) OHSS		○	Н
-	Н		金ずい道	H			(銀岡)	⑤内部監查者→ ④墜落 (CP)→		祝	(4)ずい)道 (8)構築・認な	(6)ずい道・・ ②新CFT →
	4	5	9	7	80	6	9	=	12	-	2	က

回 法 令 労働安全衛生関係法令講座 回 再压室 再压室操作業務從事者特別	2 (建設技術者安全衛生講座 工事計画参画者	□ 鋼 橋 割 網格架設工事コース ·········	□ 地 山 地口の掘削工事コース ······	※ ビル建 ビル建築工事コース	回 圧気 圧気工事コース	DC橋DC橋架設工事コース	回 トンネル トンネル工事コース	回 注1) 講座日程の変更や中止になる場合があり 注2) ※の講座は、受講申込者が10名以上に達
15 0	24	ო	9		Ω	4	0	<u>n</u> <u>w</u>
ずい道等救護技術管理者研修	職長・安全衛生責任者教育講師養成講座(4 日間コース:6 回、5 日間コース:14 回、大阪 5 日間コース:4 回)・・・	COHSMS構築·認定担当者研修講座	COHSMS内部システム監査担当者研修講座	建設業労働衛生管理講座(粉じん対策・インストラクターコース)	所長コース	工事主任コース(佐倉)	工事主任コース 横須賀 2 回、福岡 4 回	SSHO リフレッシャーコース 横須賀 2 回、福岡 4 回、佐倉 2 回
ずい道総合店社	新CFT	構築-認定	内部監査者	巻じん	所辰	工事主任	工事主任	SSHOUTALWAYA 墜落保護 (CP)

2 =				*	*	*	*	回 98 世 ※	
労働安全衛生関係法令講座	再圧室操作業務従事者特別教育指導員(インストラクター)講座	空衛生講座 工事計画参画者コース〕	銅橋架設工事コース	地山の掘削工事コース	ビル建築工事コース	压気工事コース	】 PC橋架設工事コース] トンネル工事コース	
洪	再压室	(建設技術者安全衛生講座	錮桶	出	ビル建	田	PC橋	トンネル	‡ † †
		(運)							2

りますので、ホームページでご確認下さい。 -達した場合、随時開催いたします。

第60回全国建設業労働災害防止大会安全衛生保護具:測定機器:安全標識等展示会

◇2023年10月5日(木)、6日(金) 【広島県立総合体育館(初日)】 【広島国際会議場(2日目)】

◇安全衛生保護具・測定機器・標識・足場・作業台・用品・教材等

●建設業労働災害防止協進会会員●

2023年3月15日現在(五十音順)

アサヒ産業株式会社 アルインコ株式会社 川本産業株式会社 株式会社空調服 光明理化学工業株式会社 株式会社シモン セイコー機器株式会社 株式会社大同機械 鶴賀電機株式会社 トーアン株式会社

鶴賀電機株式会社 株式会社東邦産業 トーアン株式会社 株式会社TOWA 日本スピードショア株式会社 公益財団法人日本生産性本部 株式会社PRC 株式会社ピカコーポレイション 株式会社紅屋商店 ポリマーギヤ株式会社 まドリ安全株式会社 株式会社メルシー リーラック機材株式会社 株式会社理研オプテック

アゼアス株式会社 株式会社エレメント・プランニング 株式会社キッズウェイ 株式会社グリーンクロス サンコー株式会社 株式会社昭和商会 セーフィー株式会社 株式会社名沢製作所 株式会社東邦産業 株式会社TOWA 公益財団法人日本生産性本部 ポリマーギャ株式会社 株式会社メルシー 株式会社理研オプテック アトム株式会社 株式会社ガステック 京都電子工業株式会社 興研株式会社 株式会社重松製作所 スリーエム ジャパン株式会社 大嘉産業株式会社 株式会社〇七万房 株式会社トーアボージン 株式会社日本コンサルタントグループ 株式会社フロップ 株式会社プロッド 株式会社である社 みぞた巧夫株式会社 ユニット株式会社

やっぱりこれだ

溶接で人気の 1005シリーズ

KOKEN

溶接作業に適した3つの特長

- 1 溶接面と好相性のデザイン
- 2 負担の少ない軽量設計
- 3 オゾン臭の除去にKBCフィルタ併用可能



指定防護係数TO 溶接のベーシックモデル防じんマスク



指定防護係数14 溶接で多くの実績がある 雷動ファン付き呼吸用保護具



指定防護係数33 溶接向け電動ファン付き NEW

1005RR BL-1005 BL-7005

クリーン、ヘルス、セーフティで社会に

4 興研株式会社

〒102-8459東京都千代田区四番町7 TEL.03-5276-1911 (大代表)



製品詳細、マスクの選定方法はこちら KOKEN溶接マスクサイト https://www.koken-ltd.co.jp/welding/







サンコー株式会社

http://www.sanko-titan.co.jp

TEL 06-6394-3541 FAX 06-6395-0041

東京都新宿区四谷4丁目25番5号

北海道営業所 TEL.011-864-4033

TEL.022-797-9860 東北営業所 名古屋営業所 TEL.052-653-5770

TEL.092-873-0392

〒160-0004

東京支店

TEL.03-3352-5404 FAX.03-3350-5320

アスベスト工事用資機材のパイオニアとして

九州営業所

環境汚染の防止と作業者の安全を提案します

AT=2000.Pro 集じん・排気装置



<JIS T 8115 タイプ 5 適合> 浮遊固体粉じん防護用密閉服 デュポン™タイベック®ソフトウェアⅢ型

※デュポン™、タイベック⊗は米国デュポン社の関連会社の商標又は登録商標です。



アルミ製ボディで、より軽量に! 溶接仕上げによる改良モデル!

風 量	H I GH56㎡/分、LOW28㎡/分						
モーター	1.5kw						
電源	AC100V 50/60Hz 15A						
外寸 (mm)	837 (高さ) ×690 (幅) ×930 (奥行)						
重量(本体)	約57kg						
操作盤	差圧計・タイムカウンタ・風量切り替えスイッチ						



アゼアス株式会社では、安全で適切なアスベスト対策を行うために 必要な各種機材と情報を、トータルにサポートしています。

「アスベスト処理機材マニュアル」をご用意しております。

ご希望の方は下記までご請求ください。



アゼアス 株式会社



〒111-8623 東京都台東区蔵前 4-13-7

TEL:03-3861-3537 FAX:03-3861-2485 http://www.azearth.co.jp



安全性が高い

面体内圧を陽圧(正圧)に 保持するため、 粉じん等の吸入を防ぎ、 安全性が高いです。

呼吸が楽

経済的

呼吸に合わせて清浄空気 伝声器 Synchro 呼吸連動形 シンクロ フィルタ交換 インジケータ-有機溶剤を含有する湿潤剤やシール剤の 吹付け塗布作業を伴う石綿等の除去等の作業 型式検定合格番号 第TP18号

紫重松製作所 SHIGEMATSU WORKS CO., LTD.

www.sts-japan.com

〒114-0024 東京都北区西ケ原1-26-1 TEL 03(6903)7525(代表)

電動ファン付き呼吸用保護具等

Powered Air Purifying Respirator for Particulate Matter and/or Toxic Gases

HATAYA 作業現場の安全性向

ゼンビキリール

電線を全長引き出すとコンセントが使える 究極の電線溶解防止機能付コードリール

屋内用 **ZBG-301KX**型

屋外用 ZBN-30K型

区分 大風量形/PL3/S級

建設業労働災害防止協会 推薦品





保護等級 **IP55** 過負荷付 接地付 漏雷

屋畑 サンタイガーレインボーリール

建設現場での安全作業に最適! 5つの安全対応付きコードリール

の場合には、Sy11FV3/OVをお使いください。

屋外用 BX-301K型

建設業労働災害防止協会 推薦品

使いすぎも感知する 防雨カバー付漏電遮断器

電線の溶解・焼損を防ぐ 温度センサー(自動復帰型)

水やホコリの浸入を防ぐ コンセント防雨キャップ

防雨型❶❶コンセントのどちらにも ピッタリはまる**ニュートビプラグ**

取扱注意事項等を本体に明示 「安全取扱い・点検マニュアル」同梱

株式会社 八タヤリミテッド 株式會社 畑屋 製作所 仙台・東京・北関東・新潟・名古屋・大阪・広島・福岡 ホームページ https://www.hataya.jp

遮斯器

顧客サービスデスク **0120-686-888**(通話料無料)

小型&高性能

小型&高性能「R センサ」搭載グロップ を必じてお使いいただけるセンサ保証3年

つ 過酷環境でも使用可能 本質安全防爆/防塵防水構造

質量約 100g の小型設計

対象ガス

209

HC or CH₄ / O₂ / H₂S / CO

軽い!小さい!







手首やヘルメットへの装着に最適 ポータブル型ガス検知器

Model: GW-3

5 成分 / 4 成分を同時検知!

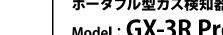


対象ガス HC or CH₄ / O₂ / H₂S / CO / CO₂ / SO₂/NO₂/HCN/PH₃/NH₃

ポータブル型ガス検知器

Model: **GX-3R Pro** (5成分) / **GX-3R** (4成分)

₿ Bluetooth は Bluetooth SIG,Inc. の登録商標であり、理研計器株式会社はライセンスに基づき使用しています。







理研計器株式会社

本社 ホームページ 営業本部

〒174-8744 東京都板橋区小豆沢2-7-6 https://www.rikenkeiki.co.jp/ TEL: 0570-001939 FAX(03)3558-0043

理研計器入で検索! 詳しくは(

TSUYORON















ベルト長さ調節後の余長を 巻いてコンパクトにまとめら れる固定具を採用。





背当てパッドに一体型フック ハンガーを装備。別途フック ハンガーの取り付けが不要。



グレードは3タイプ

HG(ハイグレード)・MG(ミドルグ レード)・SG(スタンダードグレー ド) の3 タイプをラインナップ。 HG・MGには背当てパッドが装備 されており、 HGには着脱式胸D 環が付属しています。



② 藤井電工株式会社

本 社 〒679-0295 兵庫県加東市上滝野 1573-2 https://www.fujii-denko.co.jp

●商品についてのお問い合わせは

TEL.0795-48-3851 (本社営業部) 9:00~17:00 /月~金(弊社指定休業日は除く) 東京支社 TEL.03-5821-2241 TEL.022-256-7001 名古屋営業所 TEL.052-211-7781 大阪営業所 TEL.06-6882-3355 福岡営業所 TEL.092-413-6110







〒150-8455 東京都渋谷区広尾5-4-3 TEL 03-3442-8293

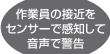


新商品のご案内

作業員に重機への接近を音声で警告して接触事故を防ぐ

特許出願中









- ▶ 人感センサーで重機への接近を大音量の音声などでお知らせ (最大90dB以上)
- 音声は2種類を録音・再生できます。
- 乾電池で駆動するので面倒な配線は不要です。
- 背面の強力マグネットで簡単に取付けできます。

398-05

サイズ: 120×200×82mm厚

本体材質: ABS樹脂

量:430g(乾電池除く)

源: 単三アルカリ乾電池×3本(別売)

安全と快適環境をトータルでコーディネイトする

-株式会社

●営業部/〒173-0004 東京都板橋区板橋2-3-20 TEL 00 0120-490336 FAX 00 0120-490173 E-mailでも承ります。sien@unit-signs.co.jp



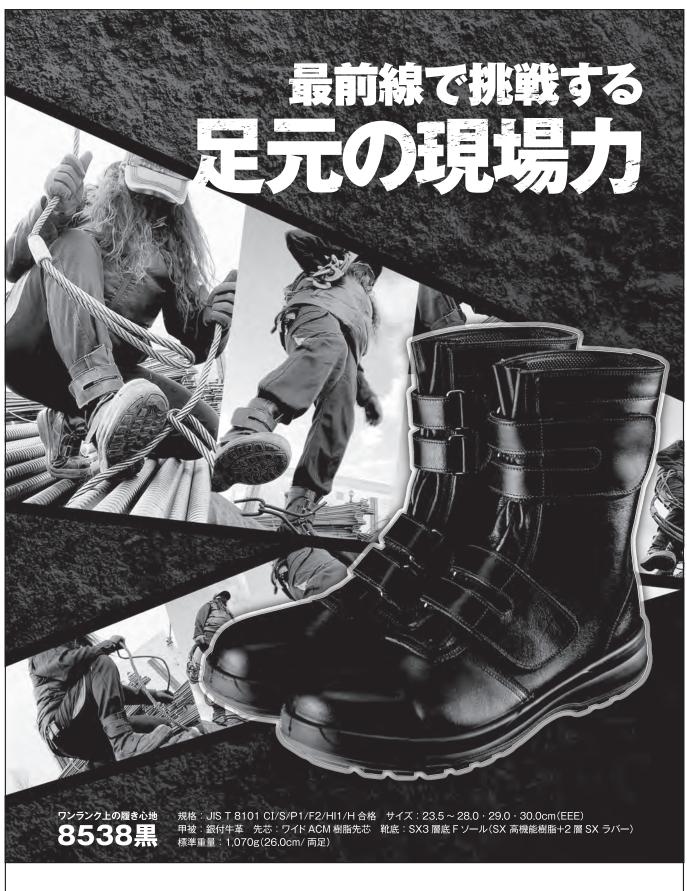


安全をつくる 快適でささえる

Comfortable safety

https://www.yamamoto-kogaku.co.jp/safety/ $mail \ \ yk_yamamoto@contact.yamamoto-kogaku.co.jp$ 本社 / 06-6783-1101 東京支店 / 03-3868-5503









本社:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-3-1 https://www.simon.co.jp/ 【8538黒】の 詳細はこちら



建設業の労働安全衛生について考え学び情報発信する2日間

第60回



罗斯斯

防止大会的瓜島

開催日2023年10月5日(木)・6日(金)

現地開催とオンライン配信機能
ハイブリッド開催

初日:総合集会

広島県立総合体育館 (広島グリーンアリーナ)

2日目: 専門部会

広島国際会議場他





主催:建設業労働災害防止協会,建設業労働災害防止協会広島県支部

開催主協力支部:建設業労働災害防止協会鳥取県支部、島根県支部、岡山県支部、山口県支部、 徳島県支部、香川支部、愛媛支部、高知県支部



建設業労働災害防止協会







掛金負担

契約者割戻金制度 がスタート (令和4年4月より)

手厚い補償

保険金区分合計 最高5,000万円

労働者と

今すぐ、ご加入を!

利度が変わって、安心充実。

制 度

法定外労災補償制度

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上) の子供に対して、要保育期間および小学 校から大学までの在学期間中、返済不要 の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団



〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: 各都道府県建設業協会

正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



圖湯 0120-913-931

建設共済保険

検索

https://www.kyousaidan.or.jp/